海老名市第三次環境基本計画の策定について

1 策定の趣旨

環境基本計画は、市環境基本条例を根拠に策定され、総合計画の施策別計画に位置付けている。現行計画は、今年度で計画期間が満了することから、見直しを行い、さらなる環境保全の推進を図ります。

2 計画の趣旨

環境基本計画は、「環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画であり、その目標及び施策を具体的に示さなければならない。また、市民、事業者の意見を反映するよう努めなければならない。」とされています。

3 計画の期間

令和2年度から令和11年度の10年間とし、中間年度にあたる令和6年度に見直しを行います。

4 見直しのポイント

(1)環境未来像を新たに設定

『 みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち 』

→ 海老名市のにぎわいと現在の自然を守り共生していくイメージ 次期総合計画「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」との融合

(2) 計画の体系の整理

基本方針に"環境教育・市民協働"を加え、施策として新たに取組を進めます。

現行計画の体系

新たな計画の体系

地球環境

- i 地球温暖化対策
- Ⅱ 地域環境
 - i 身近な生活環境を守ろう
 - ii 海老名市の特性を活かそう

第5章

環境活動と教育・学習の推進

基本方針

- 1 地球にやさしい社会の実現に向けて取組みます
- 2 健やかに暮らせる安全·安心 な環境を確保します
- → 3 "えびならしさ"を守り、育み、将来に引継ぎます
- → 4 みんなでえびなの環境を考 え、行動します

(3) 施策の整理

〔新たな考え方を追加〕

・ 地球温暖化の適応策

- … 【体系図】①
- → 気候変動適応法(2018.12)による温暖化対策の新たな考え方
- ・生物多様性の保全

… 【体系図】②

→ 生物多様性基本法(2008.6)による基本的な環境施策のひとつ

[分類を改め・新たな施策として追加]

・まちの美化推進

… 【体系図】 ③

→ 地域美化 / 不法投棄対策 / ペットの適正飼養

[施策の再分類]

- ・丘陵地・緑地の保全
- → "緑の保全"と"地域景観"の2施策へ含める … 【体系図】④
- 防災
 - → "地球温暖化の適応策"へ含める

… 【体系図】⑤

(4) SDGsの考え方

環境基本計画は、様々な環境問題に対応しており、国連より示される持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴールの達成に貢献しています。計画の施策とSDGsを関連付け、具体的な取組について整理しています。

例)





- 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 13 気候変動に具体的な対策を

5 進行管理

計画の推進については、海老名環境マネジメントシステム(EMS)で進行管理を行うとともに、その結果を「えびな環境白書」により公表し、市民・事業者との共有を図ります。

6 策定スケジュール

計画は、環境審議会やパブコメ等による市民の意見を反映させながら、3月の公表に向けて策定作業を進めます。

- 10月 環境審議会・諮問
- 12月 パブリックコメント
- 1月 環境審議会・審議
- 2月 環境審議会・答申 / 政策会議・最高経営会議 / 計画の決定
- 3月 議会・委員会に報告 / 公表

■施策の体系図

環境未来像		基本方針	施策の方針		基本施策	施	策
みんなが笑顔		地球にやさしい社会の実現 に向けて取り組みます		1	省エネルギーの推進	○省エネ行動の推進	○エネルギー効率の向上
			1-1 地球温暖化対策を推進します	2	低炭素社会の実現に向けた 取組の推進	○再生可能エネルギー等の普及促進 ○日常における環境配慮の推進	○環境に配慮した移動手段の推進
				<i>⑤</i> 3	地球温暖化への適応策の推進	○集中豪雨への対応○熱中症・感染症対策の推進	○暑熱対策の推進 ○高温化による農作物への被害の緩和
	1		1-2 循環型社会を形成します	4	ごみ減量化・資源化に向けた 取組の推進	○ごみの発生・排出抑制の推進○再使用・再資源化の推進	○食品ロス削減の推進
			12	5	ごみの適正処理の推進	○環境に配慮したごみ処理体制の推議	進
			1-3 緑・水・生きものと共生します	4 6	緑・水辺の保全・活用の推進	○緑化の推進 ○みどりの普及・啓発の推進	○みどりの保全・ふれあいの推進
				2 7	さまざまな生きものとの共生 の推進	○生物多様性の普及・保全・活用の持○生物の生息・生育状況の把握の推送○外来生物対策の推進	
		健やかに暮らせる安全・ 安心な環境を確保します	2-1 水環境を守ります	8	河川等の水質保全	○水質の改善・保全の推進○河川水質の監視	○汚染源削減の推進
(C			6 mm/r 14 mm r	9	水循環型社会の構築	○水循環の推進 ○地下水の利用による地盤沈下対策(○節水の推進の推進
にぎわ	2		2-2 生活環境を守ります 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	10	大気汚染対策	○工場・事業場・建設作業における。 ○自動車対策	対策 ○大気環境の監視
				11	騒音・振動・悪臭対策	○工場・事業場・建設作業におけるが○自動車対策○航空機騒音対策	対策 ○生活空間における対策
				12	化学物質対策	○工場・事業場における対策	○化学物質汚染に関する監視
	3	"海老名らしさ"を守り、 育み、将来に引き継ぎます	3-1 都市環境を整備します	13	良好な都市環境の形成	○環境と調和のとれたまちづくりの打	推進
共				14	快適な道路環境の形成	○道路交通網の円滑化の推進	○利用者に配慮した道路整備
いと自然が共生するまち				<u>3</u> 15	まちの美化推進	○地域美化の推進 ○ペットの適正飼養の推進	○不法投棄対策の推進
			3-2 農地を守ります	16	農業振興の推進	○農地の保全・活用の推進 ○環境に配慮した農業の推進	○地産地消の推進
				17	農業とのふれあいの推進	○農業とふれあう機会の拡充	
			3-3 地域資源を守ります (4 18	豊かな景観づくりの推進	○地域に根差した景観の保全	○調和のとれた景観の形成
			11 central Adding	19	歴史遺産等の保護・活用の 推進	○歴史的空間・文化財の保護と活用	
	4	みんなで海老名の環境を 考え、行動します	4-1 環境を考え、行動します 「「「「「」」 「「」「」「「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「	20	環境への意識づくりの推進	○啓発事業の推進○「海老名を愛する」心を育む教育○環境関連情報の積極的な収集・発信	
				21	自発的な環境行動の推進	○多様な主体による参画の推進	○各種団体の活動支援

海老名市第三次環境基本計画 (素案)

令和2年○月 海老名市

海老名市第三次環境基本計画

目次

第1章	計画の基本的事項	
1.1.	計画策定の経緯及び趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1.2.	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1.3.	計画策定の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1.4.	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1.5.	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1.6.	計画が取り扱う環境と対象範囲 ・・・・・・・・	9
1.7.	計画の主体と各主体の役割 ・・・・・・・・ 1	l 1
第2章	本市の環境の現状と課題	
2.1.	自然的条件 ・・・・・・・・・・・・・ 1	12
2.2.	社会的条件 ・・・・・・・・・・・・・ 1	4
2.3.	環境面における現状 ・・・・・・・・・ 1	16
2.4.	市民意識調査結果・・・・・・・・・・・・ 2	28
2.5.	第2次計画の検証・・・・・・・・・・・・・・3	32
2.6.	現状における課題 ・・・・・・・・・・・・ 4	10
第3章	本計画が目指す姿	
3.1.	基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・ 4	13
3.2.	環境未来像及び基本方針・・・・・・・・・・・4	14
3.3.	本計画におけるSDGsとのつながり ・・・・・・ 4	17
第4章	環境未来像実現に向けた取組	
4.1.	取組の構成 ・・・・・・・・・・・・・ 5	52
4.2.	具体的な取組 ・・・・・・・・・・・・ 5	53
第5章	計画の推進体制と進行管理	
5.1.	計画の推進体制について ・・・・・・・・ 8	32
5.2.	計画の進行管理について ・・・・・・・・ 8	33

第1章 計画の基本的事項

1.1. 計画策定の経緯及び趣旨

本市では、1998年に「海老名市環境基本条例」を公布し、これに基づいて 2001年度から 2010年度までの 10年間を計画期間とした海老名市環境基本計画を策定しました。その後、計画期間の終了を受けて、新たに 2009年度から 2017年度までの海老名市第二次環境基本計画を策定しましたが、海老名市第四次総合計画との整合を図ることで効率的・効果的な環境施策の推進を図るため、計画期間を 2年延長し、2019年度に計画期間の最終年を迎えることとなりました。

海老名市第二次環境基本計画策定後における主な環境課題としては、気候変動問題に 関する新たな国際的な枠組みであるパリ協定が締結され、世界的な規模での温室効果ガス排出削減を今まで以上に推進する必要がある一方、台風の大型化や局地的集中豪雨の増加をはじめとした自然災害など、温暖化による影響への対応の必要性も生じています。

また、食品ロスの削減やプラスチックごみによる海洋汚染対策など、新たな環境課題への対応の必要性が生じています。そして、このような人間活動によって地球の持続可能性が危ぶまれている状況を受け、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、SDGs(エスディージーズ:Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)への取組も重要となっています。

このような状況を踏まえ、本市は、市を取り巻く環境の現状や課題をはじめ、これまでの環境に関する取組の評価などを踏まえ、また、新たな環境課題などに対応すべく、 今後10年を見据えた「海老名市第三次環境基本計画」を策定することとします。

海老名市環境基本条例【抜粋】

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要 とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行 わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に 発展することができる社会を構築することを旨として、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地球的規模の環境問題を市、市民及び事業者が自らの 課題であることを認識し、積極的に推進されなければならない。

1.2. 計画策定の背景

1)地球温暖化問題への対応

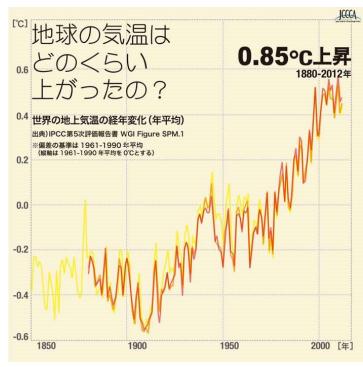
2013 年から 2014 年にかけて公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 5 次評価報告書によると、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、1950 年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものであるとされています。気候変動に関連すると考えられる干ばつ、洪水、嵐等の災害は、1980 年代に比べ2000 年代に入ってから増加しており、極端な異常気象、深刻な干ばつによる食料不足、都市部においては暑さによる身体へのストレス、暴風雨、極端な降水が発生するなど、21 世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動と関連すると思われる事象が発生しています。

このような状況の中、2015 年、フランス・パリで開催されたCOP21 において、法的拘束力のある国際約束であるパリ協定が採択され、「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2度より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げ、2017年3月末現在、気候変動枠組条約締結国の197の国・地域のうち、日本を含めた141の国・地域がパリ協定を締結しています。

国は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画を閣議決定 (2016年)し、パリ協定や 2015年に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、2030年度の中期目標として、温室効果ガスの排出を 2013年度比 26%削減するとともに、長期目標として「2050年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としており、目標達成に向けた取組の推進が必要です。

また、気候変動に対応するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」

を進めることが重要です。このため 国は、気候変動適応法を施行(2018 年12月)するとともに、気候変動 適応計画を策定(2018年11月)し、 将来予測される被害の回避・軽減に 向けて、多様な関係者の連携・協働 の下、一丸となって総合的に進めて います。



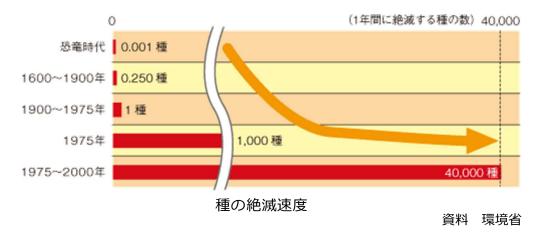
資料 IPCC 第 5 次評価報告書

2)生物多様性の危機への対応

生命が地球に誕生して以来、これまでに生物が大量に絶滅する、いわゆる大絶滅が 5 回あったとされていますが、現代は「第 6 の大量絶滅時代」ともいわれています。現代の大絶滅は、人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約 $100\sim1,000$ 倍にも達し、多くの生きものが絶滅の危機に瀕しています。このような中、日本における生物多様性は、「4つの危機」に直面しており、危機を受けて、日本の野生動植物の約 3割が絶滅の危機に瀕しています。

4つの危機とは、"開発や乱獲による種の減少・絶滅や生息・生育地の減少"、"里山等の手入れ不足による自然の質の低下"、"外来種の持ち込みによる生態系の乱れ"、"地球環境の変化による危機"であり、これらに対応するため、国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」に基づいて生物多様性の保全に取り組んでいます。

特に、まとまった緑や緑のつながりは、生物の生息・生育・繁殖空間や生物多様性を保全するうえで重要な役割を担っていることから、山地・丘陵地や農地などのまとまった緑の保全や市街地の緑をネットワークで結ぶなど、地域における生物多様性に配慮した取組を進める必要があります。



3) 資源や食料需給のひっ迫への対応

大量生産・大量消費社会が世界に広がることで、新興国を中心に急激な人口増加、経済発展、都市化が進行しています。循環型社会という観点からは、世界全体の人口増加や経済成長によって中長期的に資源制約が強まることが予想されるとともに、新興国における経済発展や資源政策によって、今後、資源価格の高騰、鉱物資源の品位の低下、途上国における不適正な天然資源の採掘や廃棄物からの有用金属の抽出等に伴う環境破壊や健康被害の拡大、資源確保を巡る紛争の発生等の課題が生じることが懸念されています。

さらに、人類の生存に欠かせない食料資源についても中長期的には需給がひっ迫することが懸念されている一方、国内においてはその食料の多くを海外に頼りながら依然として大量の食品廃棄物、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品(食品ロス)

が発生している状況です。このため、国は「食品ロスの削減の推進に関する法律」(2019年11月)を施行し、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進しています。

また、利便性の高さから日常生活において欠くことができない存在となっているプラスチック製品については、様々な要因で海洋に流入することで、海洋生物の誤食や、マイクロプラスチックの生体濃縮などの問題を生じており、生態系への悪影響が懸念されています。このため、国は「プラスチック循環資源戦略」(2018 年 6 月)を策定し、レジ袋の有料化義務化などワンウェイプラスチックの使用削減をはじめとして、プラスチック資源の循環利用を推進しています。

このような現状を踏まえ、2018年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」においては、循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性の一つとして、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」を掲げ、循環資源、再生可能資源、ストック資源の有効活用などによって、地域の自然、物質、人材、資金を地域で循環させ、地域のオーナーシップと魅力を高め、地域の活性化につなげていくことを目指しています。



地域循環共生圏とは 〜地域が自立し、支え合う関係づくり〜

資料 環境省

4) 持続可能な開発に向けた取組の推進

2015 年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(以下、「2030 アジェンダ」という。)は、国際社会全体が、前述した人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。この合意が採択されたことにより、国際社会の基本理念として「持続可能な開発」という考え方が深く浸透しつつあるということができます。

この 2030 アジェンダの中核を成す、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、以下、「SDGs」という。)は、17のゴールと、ゴールごとに設定された合計 169のターゲットから構成されています。SDGsは、途上国に限らず先進国を含む全ての国に目標が適用されるという普遍性を持つこと、また、包括的な目標を示すとともに各々の目標は相互に関連しており、分野横断的なアプローチが必要とされていることが大きな特徴です。また、多種多様な関係主体が連携・協力することの促進や、環境、経済、社会の三側面統合の概念が示されており、環境基本計画と方向性や概念が一致しているゴールとターゲットがあると考えることができます。

国内においては、2016 年に持続可能な開発目標実施のための国の指針として、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定されました。この中では、SDGs達成に向けた取組の推進に当たっての自治体の役割の重要性が指摘されています。

さらに、2017年に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017改訂版」では、SDG s 達成に向けて取り組む都道府県・市町村の数を 2020年までに 30%に引き上げるとする成果目標が挙げられており、SDG s 達成に向けて国は今後自治体におけるSDG s の普及を重要視していることがわかります。



DEVELOPMENT



SDGsの 17 のゴール

出典:国連広報センター

1.3. 計画策定の基本的な考え方

■ 第二次環境基本計画をベースとして、さらなる発展を図ります

第二次環境基本計画では、海老名市第四次総合計画でかかげられた将来都市像「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」の実現に向けて、施策の体系を「地球環境」「地域環境」の2つに捉え、様々な取組を行ってきました。このような中、本計画の上位計画に位置する海老名市第五次総合計画(計画年度:2020年~2029年)が策定されるとともに、近年、地球温暖化対策における適応策の推進等、新たな課題への対応が自治体に求められています。このため、本計画においては、現行計画をベースとしつつ、施策の体系の見直しを行うことで、海老名市第五次総合計画をはじめ、新たな環境課題等への対応を図ります。

■ 海老名環境マネジメントシステムとの一体的な進行管理が可能な計画とします

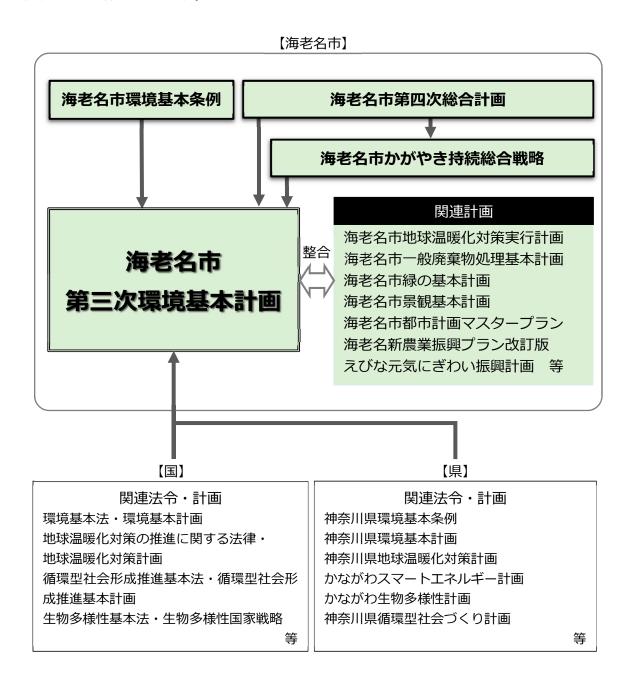
本市では、2001年に環境に関する国際規格である IS014001 の認証を取得して以来、約 16年間に及び環境に関する取組を継続しており、2017年からはより効率的かつ効果的な取組へと進化を遂げるべく、本市独自の環境管理システムとして「海老名環境マネジメントシステム」の運用を開始しました。海老名環境マネジメントシステムはその目的のひとつに環境基本計画の推進が位置付けられていることから、本計画は数値指標を新たに盛り込むなど海老名環境マネジメントシステムとの十分な整合を図り、効率的・効果的な運用が可能な計画とします。

■ SDGs の目標実現への貢献を目指します

SDGsは、全世界で普遍的な目標であり、関連性の大小は地域によって異なりますが、人々が生活し、コミュニティが存在する地域では、どこでもSDGsの17のゴールと何らかの関わりを持っています。このため、本計画においては、本市が取り組む環境施策とSDGsとの関連性を示し、目標達成への貢献を目指す計画とします。さらに、多くの市民、事業者がSDGsの目標実現について理解を深めるとともに、主体的に取組へ参画する人を増やすため、本計画では新たに人づくりを個別の施策として位置付けます。

1.4. 計画の位置づけ

本計画は、海老名市環境基本条例第8条に基づき策定します。また、環境に関する個別計画との整合を図ります。



海老名市環境基本条例【抜粋】

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画には、環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示さなければならない。
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者の意見を反映するように努めなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

1.5. 計画の期間

本計画は、海老名市第三次環境基本計画の計画期間である 2020 年度から 2029 年度までの 10 年間とします。なお、中間年度にあたる 2024 年度には計画内容について見直しを行います。



図 計画の期間

1.6. 計画が取り扱う環境と対象範囲

1)環境の範囲

本計画の対象範囲は、海老名市環境基本条例の第7条で定められている施策の策定に 係る指針及び、近年における環境課題等を踏まえ、以下に示すとおりとします。

地球環境	省エネルギー、再生可能エネルギー、豪雨、暑熱等
資源循環	廃棄物、資源化、リサイクル 等
自然環境	緑地、緑化、水辺、生物多様性、外来生物 等
生活環境	水質汚濁、河川、水循環、地下水、大気汚染、騒音・振動・悪臭、 化学物質 等
地域資源	まちづくり、道路環境、地域美化、農業、景観、歴史的遺跡 等
人づくり	環境教育・学習、市民協働 等

海老名市環境基本条例【抜粋】

(施策の策定等に係る指針)

- 第7条 市は、基本理念にのっとり、施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項が確保されるよう努めるものとする。
 - (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
 - (2) 生態系の多様性を確保するとともに、農地、河川、丘陵地等における多様 な自然環境の体系的な保全を図ること。
 - (3) 人と自然との触れ合いの場を確保するとともに、良好な景観と歴史的文化 遺産の保全を図ること。
 - (4) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの効率的利用が推進される社会の構築を図ること。

2) 対象範囲

海老名市の全域を対象とします。ただし、大気や水環境、地球環境など、広域的な対応が必要な事項については、国や県、周辺自治体との連携や地球全体を視野に入れた計画とします。

1.7. 計画の主体と各主体の役割

本計画の主体は、市、市民、事業者です。各主体の役割は、海老名市環境基本条例第 4条から第6条に定めるとおりとします。

市の役割

- 施策の策定、推進
- 「地球温暖化対策実行計画」の実行
- 環境負荷の低減、有益影響波及
- ごみゼロ運動
- 海老名市応援まごころ基金(環境に関する分野)の積立と有効活用
- 調査・研究、情報提供
- 市民、事業者の活動支援等

3 者の協働による計画の推進

市民の役割

- 地球環境への配慮(省工ネの推進、 再エネの活用、3Rの取組等)
- 環境保全活動への参加
- 緑地保全、緑化への協力
- 近隣生活環境への配慮(近隣騒音の 抑制、公共下水道への接続等)

事業者の役割

- 環境負荷の低減、有益影響波及
- 工場・事業所の省エネ化
- 廃棄物削減
- 近隣に配慮した事業活動
- 環境保全活動への参加
- 地域の環境保全活動の拠点化 等

海老名市環境基本条例【抜粋】

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、 これを計画的に実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、 環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造 に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び 創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第 2 章 本市の環境の現状と課題

2.1. 自然的条件

1) 気候

本市の 2015 年から 2017 年における平均気温は 15.8 \mathbb{C} となっており、月別に見ると 8 月が 26.7 \mathbb{C} で最も高く、1 月が 5.0 \mathbb{C} で最も低くなっています。同じく 2015 年から 2017 年における月別平均降水量は 144mm となっており、最も多いのが 9 月で 310mm、最も少ないのが 2 月で 61mm となっています。



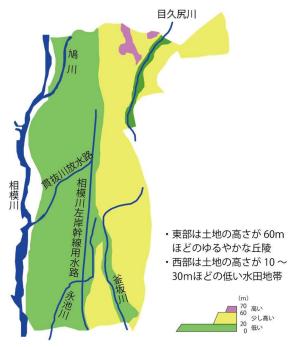


平均降水量 (2015~2017) 資料: 気象庁ホームページ (海老名観測所)

2) 地形・地質

本市は、相模川によって作られた相模原台地と相模平野にまたがって位置しています。相模原台地は、更新世の後期に、地盤の上昇や海水準の低下に伴って台地化した洪積台地です。15~20mの厚さに達する関東ローム層に覆われています。本市は海抜30~60mにあり、この台地には、東柏ケ谷、柏ケ谷、上今泉、国分、望地、勝瀬、大谷、杉久保、本郷が位置しています。

相模平野は、沖積世に相模川の体積作用によって形成された、県下最大の平野部です。 海抜12~32mにあり、相模原台地との境界には、南北に伸びた段丘斜面が形成されています。下今泉、上郷、河原口、中新田、今里、社家、中野、門沢橋などが位置し、水田が広い面積を占めています。また、宅地は、相模川の自然堤防に沿って南北に伸びています。

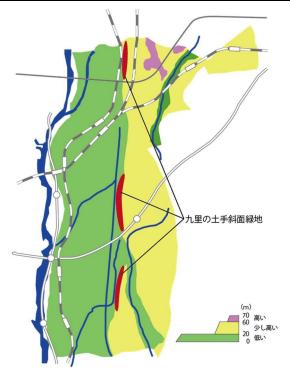


市の地形・地質の概要 資料:「海老名の自然~植物~」より作成

3) 自然環境

本市は、西端を南北に相模川が流れ、中央部を相模原市横山から寒川までのびる河岸段丘 (通称「相模横山九里の土手」) によって丘陵地帯と水田地帯とに分かれています。この相模横山九里の土手は、過去には多くの雑木林でつながっていましたが、近年は宅地が著しく増え、現在は点在化しています。

※河岸段丘:川による長年の浸食と陸地の 隆起によって造られた階段状の地形。



九里の土手斜面緑地の位置

資料:「海老名市景観推進計画」

「海老名の自然~植物~」より作成

2.2. 社会的条件

1)位置・交通

本市は、神奈川県のほぼ中央に位置し、東京から 40km、横浜から 20km 圏内にあります。市域面積は約 26.59 km (2015 年 4 月時点)で、東西 6.15km、南北 8.70km の南北に長い形状となっており、西は相模川を隔て厚木市、北は座間市、東は大和市及び綾瀬市、南は藤沢市及び寒川町と接しています。

交通については、鉄道が小田急小田原線(以下「小田急線」という。)、相模鉄道本線(以下「相鉄線」という。)、JR東日本相模線(以下「JR相模線」という。)の3路線が乗り入れており、また東名高速道路及び第2東名高速道路、首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)が通過するとともに、これらの高速道路を結ぶ海老名JCT、海老名南JCTが整備され、交通の要衝として重要な役割を担っています。



図 位置図

出典:海老名市地域公共交通網形成計画

2) 人口・世帯数

本市の人口及び世帯数は、2015 年 10 月 1 日現在で 130, 190 人、53, 416 世帯となって おり、人口、世帯数ともに増加の傾向がみられます。

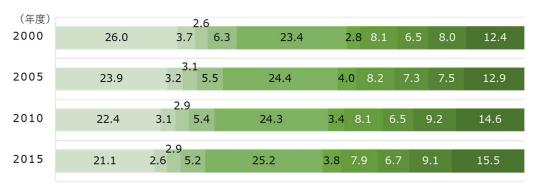
年齢別構成比をみると、2000年は15歳未満の割合が14.6%、65歳以上の割合が10.7%でした。しかしながら、2015年には15歳未満が13.7%、65歳以上が23.2%と15歳未満の割合が減少し、65歳以上の割合は増加しており、少子高齢化の進展が著しい状



資料:国勢調査

3)土地利用

2015 年度都市計画基礎調査における土地利用現況を見ると、都市的土地利用(住宅、商業・業務、工業・運輸、公共公益、交通)が59.0%を占めており、基本的には都市としての側面が強くなっています。中でも住宅用地が25.2%と最大の割合を占めるほか、交通施設用地と工業・運輸施設用地が合わせて23.3%と高い割合を占めており、本市は住宅地かつ交通の要衝という特徴があります。一方、農地も21.1%と高い割合を占めており、農業生産地としての一面も有しています。



■農地 ■山林 ■河川水路 ■荒地 ■住宅 ■商業・業務 ■工業・運輸 ■公共公益 ■空地 ■交通 (%)

地目別土地利用面積

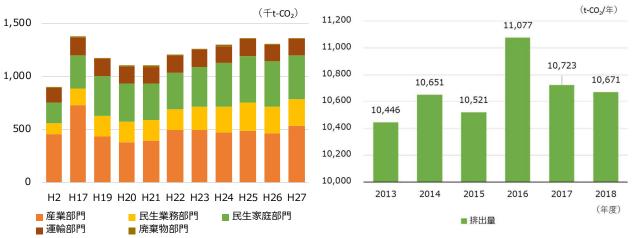
資料:海老名市

2.3. 環境面における現状

1) 地球温暖化

本市においては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、海老名市地球温暖化対策実行計画を策定し、市域から排出される温室効果ガスの削減を推進しています。また、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスを削減するため、海老名市環境マネジメントシステムによる進行管理のもと、省エネ活動やごみゼロ運動に取組んでいます。

市は、太陽光発電施設や定置用リチウムイオン蓄電池、電気自動車などの温室効果ガス排出削減等につながる設備の普及を図るため、環境保全対策支援事業として市民や事業者が導入する際の支援を行っています。



市内の温室効果ガス排出量の推移

資料:環境省

市の事務事業における温室効果ガス排出量の推移

資料:海老名市



固定買取価格制度に基づく

市内の再生可能エネルギー(太陽光)認定容量及び件数

資料:固定価格買取制度情報公開用ウェブサイト

2) 廃棄物処理・資源循環

本市のごみの排出量は概ね 39,000 t 前後で推移しております。家庭系ごみ(資源を含む)の排出量は、微増・微減を繰り返しており、また、事業系ごみの排出量は、市内事業所の活性化に伴い増加傾向にあります。

本市の資源化率は、国及び県より上回ってはいますが、減少傾向にあります。市では、2019年9月から家庭系ごみの一部有料化と戸別収集を開始しており、ごみの減量、資源化率の向上を図っています。また、可燃ごみの約40%を占める生ごみを削減するため、生ごみ処理機設置に対する購入補助を行っています。



リサイクル率のグラフ

リサイクル率の推移の比較

資料:海老名市・座間市・綾瀬市・高座清掃施設組合 一般廃棄物処理基本計画

戸別収集の写真、生ごみ処理機の写真等

3)緑、生きもの

①緑

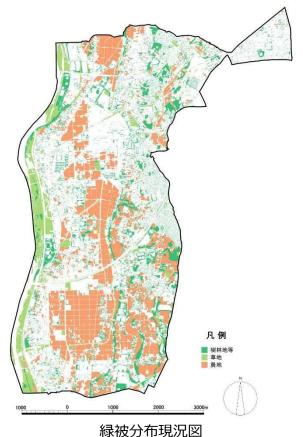
本市の都市計画区域における緑被地の面積は1,040.0ha、緑被率は39.1%となっており、都市計画区域の緑被地を構成する緑は、農地が最も多く20.0%、次いで樹林地等が12.0%、草地が7.0%の順に多くなっています。

市街化区域は都市公園などを含む樹林 地等の割合が最も高いのに対し、市街化調 整区域は農地の割合が最も高くなってい ます。

本市は、緑地の大部分が水田・畑であり、 自然林、スギ、ヒノキ等の人工林、クヌギ、 コナラ等の二次林及び竹林等が斜面緑地 として若干分布しています。

海老名市の自然植生**1は、大部分が常緑広葉樹林で覆われていたと考えられ、火山灰土の厚い台地はシラカシ林、湿った沖積低地はタブノキ林とムクノキ・エノキ林、また川沿いではヤナギ林やオギ、ヨシの草原が広がると考えられます。しかし、その多くが人間活動によって、代償植生**2である現在のみどりに置き換わったと考えられます。

- ※1 自然植生:人間の影響を全く 受けないで発達した植生
- ※2 代償植生:様々な人為的影響 を受けてできた植生



資料:海老名市オルソ写真(2015.9.30 撮影) を基に作成



市内の水田(本郷)の様子

②生きもの

県は5年に一度の頻度で、相模川・酒匂川の両水系のモニタリング調査を実施しており、市内では、鳩川(馬舟橋)と永池川(平泉橋)の2地点で調査を実施しています。この調査によって、河川環境を指標する水生生物や河川と関わりのある陸域生物、水質の把握がされています。市内のその他の地点についても、動物や植物についての現状把握を進める必要があります。

県内では 2017 年にヒアリが確認されており、 既存の生態系への悪影響や人体に関わる被害が 懸念されています。

本市においても、市ホームページを通じて外来生物についての情報発信を行っています。また、アライグマやハクビシンによる農作物や生活被害への対策を行っています。



鳩川 (馬船橋) の様子



捕獲されたアライグマ

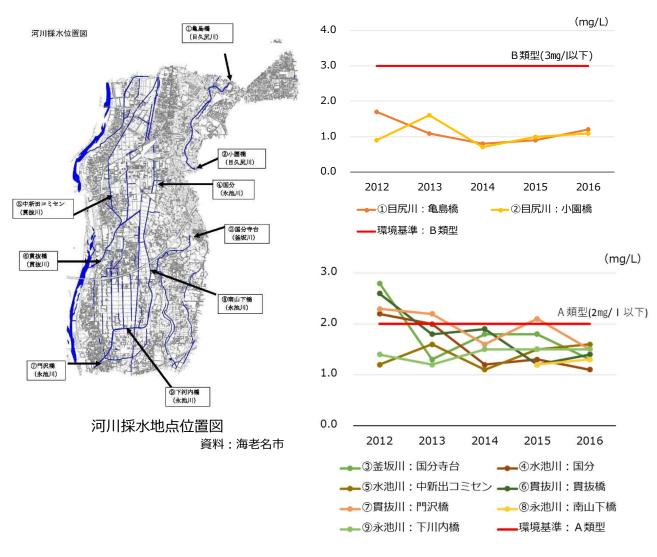
出典:海老名市

コラム

4) 生活環境

①河川水質

本市においては、相模川の支流である5河川9地点で水質調査を行っており、相模川の水質に関する環境基準値を参考値としています。2012年度は4地点で環境基準を達成できていませんでしたが、その後は概ね良好な水質が保たれています。



河川水質調査結果の推移(BOD)

資料:海老名市

②大気

本市の市役所敷地内には、県による一般環境大気測定局が設置されており、継続的に定点観測調査 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)が行われており、光化学オキシダントを除いては、環境基準を満たしています。

また、電気自動車や燃料電池自動車の購入 に対する補助制度をとおして、市民や事業者 への低公害車の普及を図っています。 市役所の測定局等

③騒音・振動、悪臭

本市では、自動車走行騒音による周辺環境への影響を抑制するため、5年をサイクルに東名高速道路、国道、県道の騒音を測定し、影響の把握や騒音対策等を行うとともに、 公共工事や事業活動に伴って発生する騒音・振動の抑制、指導などを行っています。

また、本市では長年、厚木基地の航空機騒音問題を抱えています。航空機騒音は、他の音源と比較して、音響が著しく大きく、音源が空中にあって移動するため、広範囲にその影響を及ぼします。また、厚木基地に飛来する航空機は、軍用機であるため、その飛行時間帯等が一定していません。

この航空機騒音の実態を把握し、被害状況を数値で記録することにより、要請活動に生かしています。騒音の記録は、関係機関に提供しているほか、市ホームページでも公開しています。騒音測定は、自動記録騒音計による常時測定調査を実施しています。市

で設置している騒音計は、東柏ケ谷小学校、 上星小学校、大谷小学校、杉久保小学校の4 地点にありますが、その他に県で柏ケ谷小学 校に、国で国分コミュニティセンターに設置 しています。

悪臭についての市民相談件数は、2010年度は16件に対し、2017年度は3件と減少傾向にあり、比較的良好な環境が維持できていると考えられます。

騒音測定風景等

④化学物質

県は、県内の地下水の水質を監視するため、概況調査と継続監視調査を行っています。 継続監視調査では、市内の1地点において、環境基準の超過が見られたため、監視を継

続する必要がありますが、市内における概況 調査では、環境基準を達成しており、新たに 環境基準の超過が見られた地点はありませ ん。

ダイオキシン類について、本市は毎年、大 気・土壌の調査を実施しており、これまでの 調査では環境基準を達成しています。

空間放射線量について、本市は毎月1回、 空間放射線量率の測定を実施しており、その 結果について市ホームページで公表しています。 空間放射線量測定装置等

5) 地域資源

①都市環境

【まちづくり】

本市の特性としては、利便性の高い市街地環境及び自然緑地や田園景観をはじめとした自然環境があげられます。このため、この特性を維持しつつ良好な都市環境の形成に努めるため、「海老名市都市マスタープラン」に基づきまちづくりを進めています。

海老名駅周辺の中心市街地の整備や大規模な自然災害への防備、都市活動の活性化に

伴い増加する交通への安全性の確保等の防災・防犯対策の強化等を進め、都市機能と居住機能が適正に配置され、交通利便性の高いコンパクトなまちの形成、

また、周辺環境への調和等の豊かな表情を持つ良好な都市景観の形成等を進めています。



海老名駅周辺の開発の様子

【道路環境】

近年、本市は、2015年3月に首都圏中央連絡道路のさがみ縦貫道路が全線開通したことをはじめ、海老名駅周辺地域における開発等により、道路環境が大きく変化しています。このため、さがみ縦貫道路開通に伴う交通の分散化や道路利用者の利便性向上を図るため、県道46号相模原茅ケ崎と市道53号線を結ぶ新しい市道の整備や幹線道路等の

整備をするとともに、国道や県道の環境 整備を国や県に要望しています。また、 市民生活における安全性向上のための 歩道整備、生活道路の拡幅や改良、バリ アフリー化等を行いました。



新たに整備された歩道

【美化活動】

市で「地域の美化デー」を設定し、地域の 美化活動を呼び掛けるとともに、「きれいな まちづくり事業」として、地域の美化活動や 不法投棄防止パトロール、ごみの減量化等 の啓発活動等を行う団体の活動に対し奨励 金を交付しています。

また、「えびなクリーン作戦」による地域 一斉清掃活動や地域美化、ごみに関する出 前講座を行うことで、市民の美化意識の向 上に努めています。 美化活動の様子

②農業

本市は、南北に細長い市域の西側に水田 地帯、東側に畑地が広がり、その大部分が 平坦な地形の良好な農地となっており、昭 和の高度経済成長期までは農業が主産業 の田園都市でありました。良好な農地は、 現在も営農が続けられていますが、首都圏 域であるがゆえに年々農地は減少すると ともに、後継者不足によって農業者の高年 齢化が進んでいる一方、横浜市、川崎市と いう大消費地を近隣に抱え、東京都にも至 近の距離にあるという位置的優位性を持 っています。

本市の農業の推進に向けて海老名産農産物のブランド化や遊休農地・荒廃農地の解消を図るための農地の貸し借りを推進するとともに、市民の市内農業について関心を高めるとともに地産地消を進めるため、給食への市内食材の使用やふれあい農業まつりの開催等を行っています。また、遊休農地を活用した市民農園の管理・運営の実施にも取り組んでいます。



市街地周辺の農地(上今泉)の様子

特産品の栽培の様子等

③景観

本市は、その独特の地形的構造から、本市 特有の地域景観を構成しています。特に市域 の東側に位置する段丘斜面付近には多くの 坂道があり、古墳や遺跡などの主要な歴史資 源や寺社などが随所に存在しており、これら は市街地や丹沢大山・富士山を望む眺望点と なっています。しかしながら、地域の景観が 重要視されていなかったことから、中心部で は高層ビルや派手な外観の建物が増え、まち なみの一体性が欠如しており、また民間の住 宅地開発や都市施設などの整備などにより 開発が進んでいます。このため、2009年に景 観法に基づく「海老名市景観推進計画」の策 定及び「海老名市景観条例」の制定を行い、 市民、事業者の協力のもと、本市の景観の計 画的な保全を図っています。

また、市では、屋外広告物法および神奈川 県屋外広告物条例に基づいた屋外広告物の 審査や「違反屋外広告物除却協力員」制度を 市内の歴史的な景観等

駅周辺の不揃いな景観等

通じた市民との協働による屋外広告物の除去にも取り組んでおり、良好な景観形成に努めています。

4 歴史遺産

本市には相模国分寺跡や相模国分尼寺跡、秋葉山古墳群といった国指定史跡や龍峰寺、千手観音立像、国分寺銅鐘といった国指定重要文化財をはじめとする数々の指定文化財や史跡があります。

市では、これらの史跡や文化財の維持管理を通じて保存するとともに、海老名市温故館での展示や情報発信、案内板の整備等を行い、まちづくり資産として活用してい



相模国分寺跡

ます。また、えびな文化財探究者体験講座や文化財講演会などの開催を通じて、文化財保護意識や市民生活における文化の向上と充実を図るための取組を実施しています。



史跡 秋葉山古墳群



海老名市温故館 (海老名市郷土資料館)

6)環境教育・学習

市では、市民の環境保全意識の高揚を目的 として、広報えびなや市ホームページ等を活 用し、環境に関する情報の発信を行っていま す。

また、6月の環境月間には、環境フェスティバルと題して、環境に関する講演会や市民団体・事業所による環境に配慮した活動を情報発信する環境展を開催しています。

環境イベントの様子

2.4. 市民意識調査結果

1)調査の概要

①調査の目的

海老名市第三次環境基本計画及び海老名市緑の基本計画の策定に当たり、市民や市内 事業者の環境に関する考え方、要望等を把握し、海老名市における今後の環境の保全・ 形成に係る課題を明らかにし、計画策定に資することを目的とする。

②調査の対象、配布部数や方法、結果回収等

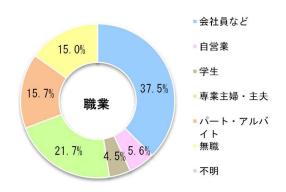
⊞本→布	市民	海老名市内	
調査対象	事業者	海老名市内	
配布部数	市民	2,000 部※ 18 歳以上を対象に、地域別に無作為抽出	
日に打り口が女人	事業者	300 部 ※ 業種や地域を考慮し無作為抽出	
配布及び回	回収方法	郵送 ※ 回収は料金受取人払い郵便	
実施期間		発送: 平成30年10月30日 返送期限: 平成30年11月15日 ※ 平成30年12月10日までに受け取った全てを集計(白紙 回答除く)	
回収結果	市民	738 部(36.9%)	
凹拟柏未	事業者	92 部(30.7%)	

2) アンケート調査結果(一部抜粋)

■回答者の年齢

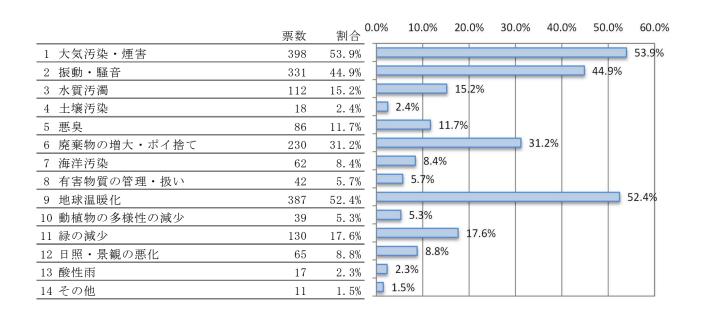
9.9% 15.9% 9.9% 30~39歳 40~49歳 50~59歳 60~69歳 70歳以上 不明

■回答者の職業



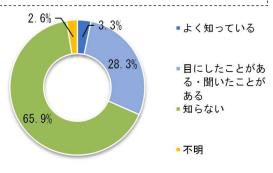
問 あなたが普段から意識している環境問題は何ですか。(○は3つまで)

・「1 大気汚染・煙害」が約54%、「9 地球温暖化」が約52%と高い割合となっており、次いで「2 振動・騒音」「6 廃棄物の増大・ポイ捨て」となっています。



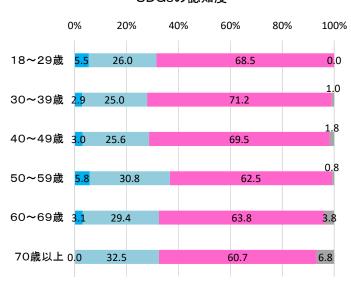
問 あなたは、SDGsについて知っていましたか。(○は1つ)

- ・「よく知っている」「目にしたことがある・聞いたことがある」を合わせて約32%なのに対して、「知らない」が約66%と高くなっています。
- ・どの年齢層においても、「よく知っている」「目にしたことがある・聞いたことがある」の割合は低く、「知らない」が約61%~71%と高くなっています。
- ・また、50~59歳、60~69歳、70歳以上の高年齢層の方が「よく知っている」「目にしたことがある・聞いたことがある」の割合が高くなっています。



SDGsについて

SDGsの認知度



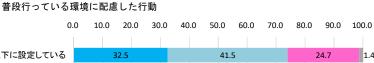
- 1 よく知っている(17の目標があることなど知っている)
- ■2 目にしたことがある・聞いたことがある(SDGsという言葉を聞いたことがある程度)
- ■3 知らない

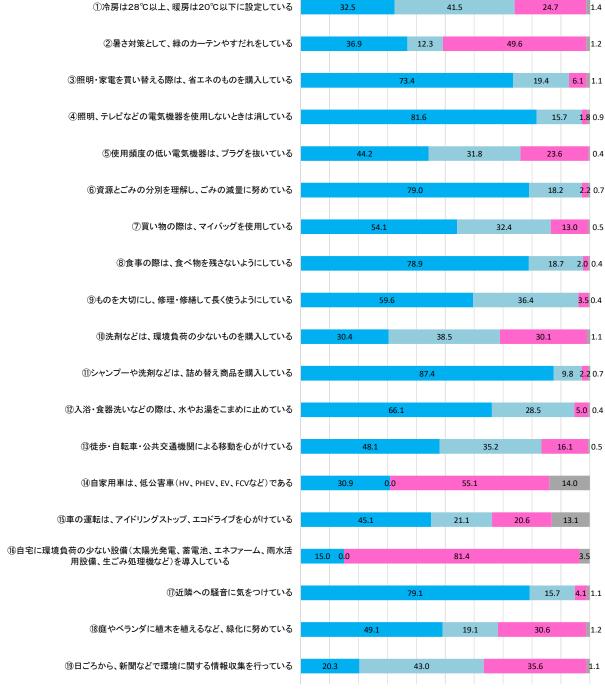
■不明

問 あなたは普段生活している中で、環境に配慮した行動を実行していますか。

(○は1つ)

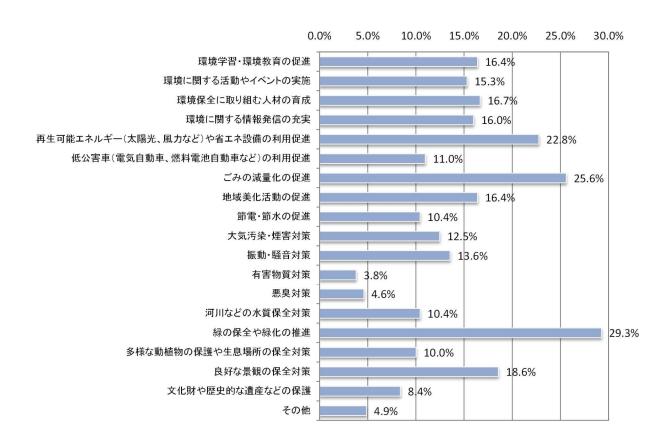
・「④照明、テレビなどの電気機器を使用しないときは消している」「⑥資源とごみの分別を理解し、ごみの減量に努めている」「⑧食事の際は、食べ物を残さないようにしている」「⑨ものを大切にし、修理・修繕して長く使うようにしている」「⑪シャンプーや洗剤などは、詰め替え商品を購入している」「⑫入浴・食器洗いなどの際は、水やお湯をこまめに止めている」「⑰近隣への騒音に気をつけている」が、実行している・ときどき実行しているを合わせると約95%を超え、高くなっています。





問 海老名市の環境をより良くするためには、どのような取組が必要であると思いますか。(○は3つまで)

・「④照明、テレビなどの電気機器を使用しないときは消している」「⑥資源とごみの分別を理解し、ごみの減量に努めている」「⑧食事の際は、食べ物を残さないようにしている」「⑨ものを大切にし、修理・修繕して長く使うようにしている」「⑪シャンプーや洗剤などは、詰め替え商品を購入している」「⑫入浴・食器洗いなどの際は、水やお湯をこまめに止めている」「⑰近隣への騒音に気をつけている」が、実行している・ときどき実行しているを合わせると約95%を超え、高くなっています。



2.5. 第2次計画の検証

1) 施策の体系について

海老名市第二次環境基本計画改訂版では、施策の体系として、「I地球環境」「II地域環境」が設定されています。 I地球環境では地球温暖化対策に関連する項目が5つ、II地域環境では身近な生活環境に関連する項目が8つ、海老名市の特性を活かすための項目が5つ設定されており、それぞれについて各施策が展開されています。

海老名市第四次総合計画

将来都市像:快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名

基本目標:快適な生活のフィールド

海老名市第二次環境基本計画

I 地球環境

地球温暖化対策

「海老名市地球温暖化対策実行計画」を定めて取組みます。

- 1【エネルギー対策】
 - 省エネルギー推進、再生可能エネルギーの導入を図ります。
- 2【自動車対策】
 - 温室効果ガス削減と大気汚染防止に取組みます。
- 3 【緑化推進】「緑の基本計画」等により推進します。 豊かな緑地を保全することにより、温室効果ガス削減を図ります。
- 4 【廃棄物対策】「一般廃棄物処理基本計画」等により推進します。 廃棄物削減、循環型社会を構築し、温室効果ガス削減を図ります。
- 5【その他】
 - エコマーク商品等購入、地産地消・旬産旬消、関連イベント参加を促進します。

Ⅱ 地域環境

i 身近な生活環境を守ろう

- 1【水質保全】生活排水・事業所排水対策、市民・事業者の取組み促進
- 2 【騒音・振動】事業所、建設工事、生活、自動車交通、航空機
- 3【水循環型社会】有害物質·地下水利用規制、地下水涵養
- 4 【化学物質等対策】有害物質の排出規制・指導、測定調査の充実
- 5 【大気汚染・悪臭防止対策】事業所規制、啓発の継続
- 6【廃棄物】廃棄物の適正処理、ごみ減量化の推進
- 7【道路環境】道路網の整備、交通容量確保、居住環境に配慮した道路整備
- 8【防災】「海老名市地域防災計画」等により推進

ii 海老名市の特性を活かそう

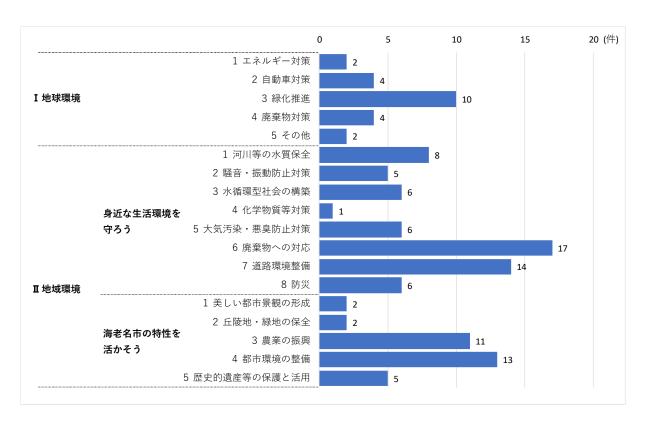
- 1 【景観】「海老名市景観基本計画」等により推進
- 2【丘陵地・緑地】丘陵地・緑地の保全
- 3 【農業の振興】農地の保全と有効活用
- 4【都市】利便性向上とともに環境負荷低減と環境への有益影響について配慮
- 5 【歴史的遺産】歴史的遺産等の保護と活用

図 海老名市第二次環境基本計画改訂版における施策の体系

2) 事業実施状況について

海老名市第二次環境基本計画改訂版に基づく施策の実施状況を把握するため、関連する 18 課を対象として施策の実施状況についてヒアリングを行った結果、118 事業が実施されていました。(複数の施策にまたがって取り組まれている事業は、それぞれの施策でカウント)

施策の体系別に事業の実施状況を見ると、「緑化推進」「廃棄物への対応」「道路環境整備」「都市環境の整備」に関連する事業が比較的多くなっています。



施策の体系別の事業の実施状況

次頁からの「本計画における特筆すべき課題」は、ヒアリングによって各課から示された課題のうち、環境基本計画に関連するものを示しています。課題が記載されていないものは、各課より課題の提示が無かった、もしくは環境基本計画に関連する課題が無かったものです。

I 地球環境

1 エネルギー対策

実施状況	・市民の環境意識の高揚と環境配慮行動実践の促進を目的とした 市民の意識啓発事業を実施・再生可能エネルギーや高効率エネルギー利用機器の導入支援を 実施
本計画における特筆すべ	・環境保全活動や補助事業の情報についての普及が必要
き課題	

2 自動車対策

実施状況	・低公害車の普及に向けた導入支援を実施 ・自動車利用の抑制に向けた市民の公共交通機関の利用促進、コ ミュニティバスの運行等を実施 ・公用車入れ替え時における低公害車導入を実施
本計画における特筆すべき課題	・補助事業の情報についての普及が必要 ・公共交通利用の普及・定着に向けたさらなる検討や情報発信が 必要

3 緑化推進

実施状況の概況	・10 課において、緑の基本計画に基づいた緑に関連する各種事業を実施
本計画における特筆すべ	
き課題	_

4 廃棄物対策

・廃棄物の削減、資源化、排出抑制に向けたさらなる取組が必要
・効率的なごみ処理を推進するため、ごみ処理の広域化に伴う他 自治体との連携・調整が必要

※ 具体的な施策は、p ●のII 地域環境 i 6 廃棄物への対応にて記載

5 その他

実施状況の概況	・環境 ISO による学校での環境教育活動や応援まごころ基金(環境分野)を通じて、市民による環境保全の実施
本計画における特筆すべき課題	・募金・寄付の使用用途についての情報発信が必要

Ⅱ 地域環境

i 身近な生活環境を守ろう

1 河川等の水質保全

(1) 下水道整備の推進

実施状況の概況	・河川等公共水域の汚濁防止のため、公共下水道の整備を実施
事業における特筆すべき	
課題	_

(2) 下水道事業の適正な運営

実施状況の概況	・公共下水道汚水施設の維持管理、雨天時に汚水管に流入する不明水対策、水洗化を実施
事業における特筆すべき	
課題	

(3) 水質浄化対策

実施状況の概況	・水環境の保全に向けた、地下水調査や事業所排水の水質測定・ 指導、水質事故対応を実施
事業における特筆すべき	
課題	

2 騒音·振動防止対策

(1)工場・事業場からの騒音・振動の低減

実施状況の概況	・騒音・振動対策として、市民からの相談への対応、事業者への 指導、県条例による届出の管理を実施
事業における特筆すべき 課題	_

(2) 近隣騒音の低減

実施状況の概況	・騒音・振動対策として、市民からの相談への対応、事業者への 指導、県条例による届出の管理を実施
事業における特筆すべき 課題	_

(3) 航空機騒音の低減・解消に向けた関係機関への要請

実施状況の概況	・厚木基地における航空騒音問題の早期解消、市内の騒音状況の 正確な把握を実施	
事業における特筆すべき 課題	・継続的な騒音被害状況の把握が必要	

3 水循環型社会の構築

実施状況の概況	・雨水活用施設の導入補助の実施・水環境の保全に向けた、地下水調査や事業所排水の水質測定・ 指導、水質事故対応、地下水利用による地盤沈下対策を実施
事業における特筆すべき 課題	_

4 化学物質等対策

実施状況の概況	・大気、土壌に含まれているダイオキシン類調査を実施
事業における特筆すべき	- 周しの連携な砕化し桂却サ左な図ることが以西
課題	・県との連携を強化し情報共有を図ることが必要

5 大気汚染·悪臭防止対策

実施状況の概況	・光化学オキシダントやダイオキシン類の調査、屋外焼却についての市民相談への対応、大気汚染等についての事業所等への普及啓発を実施・低公害車の普及に向けた導入支援を実施
事業における特筆すべき 課題	・補助事業の情報についての普及が必要

6 廃棄物への対応

(1)廃棄物の適正処理

実施状況の概況	・廃棄物・し尿・汚水の収集運搬及び適正処理の実施 ・海老名駅周辺を路上喫煙禁止区域に設定するとともに、歩行喫 煙抑制・ポイ捨て禁止啓発活動を実施 ・海老名クリーン作戦の実施
事業における特筆すべき 課題	・歩行・路上喫煙禁止の徹底に向けた意識啓発が必要

(2) ごみ減量化と資源化の推進

実施状況の概況	・廃棄物の削減、資源化、排出抑制の取組を実施 ・生ごみ処理機の導入支援を実施 ・資源化センターの適正な運営を実施 ・市庁舎から排出される廃棄物の減量化・資源化を実施
本計画における特筆すべき課題	・廃棄物の削減、資源化、排出抑制に向けたさらなる取組が必要 ・効率的なごみ処理を推進するため、ごみ処理の広域化に伴う他 自治体との連携・調整が必要

7 道路環境整備

(1) 道路網の整備と交通容量の確保

実施状況の概況	・道路利用者の利便性向上、渋滞解消に向けて、幹線道路・さが み縦貫道路関連道路、一般生活道路の整備を実施
事業における特筆すべき 課題	

(2)居住環境に配慮した道路整備

実施状況の概況	・歩行者の利便性と安全性の向上に向けた、歩道整備の実施・街路樹の剪定や道路空地の植栽管理、道路里親制度による市民 参加の植栽管理を実施
事業における特筆すべき	・維持管理費の増大を踏まえた、市民協働による植栽管理手法等
課題	の取組が必要

(3) 自動車交通に伴う騒音・振動の低減

実施状況の概況	・道路等の安全確保に向けた、舗装工事や路面清掃、道路照明等 の維持管理の実施
事業における特筆すべき 課題	・道路や道路施設の修繕・清掃等の維持管理に費用が掛かかって おり、また市民協働による排水施設の清掃等についても高齢化 による対応が困難となってきており、対応が必要

8 防災

実施状況の概況	・防災意識の高揚に向けた、防災に関する講話や自主防災訓練、 自主防災組織リーダー研修の実施 ・火災予防のための消防査察や消防訓練の実施、ポスターコンク ール等による啓発の実施
事業における特筆すべき 課題	

4 都市環境の整備

(1) 良好な都市環境の形成

実施状況の概況	・良好な都市環境を形成するために市街化区域と市街化調整区域 の見直しを実施 ・犬猫等の適正飼養やマナーの向上、放置自転車対策の実施
事業における特筆すべき 課題	・近年のペット増加に伴い、更なる飼い主のマナー向上が必要

(2) 市街地整備の推進

実施状況の概況	・海老名駅西口土地区画整理事業、海老名運動公園土地区画整理 事業、厚木駅南地区第一種市街地再開発事業、海老名駅駅間地 区において、市街地整備を実施
事業における特筆すべき課題	

(3) 商業振興施策の推進

実施状況の概況	・海老名駅へのロマンスカー停車の実現に向けた取組の実施 ・商業振興のため、企業立地の促進や商店共同施設維持管理費・ 技術開発費等への支援を実施
事業における特筆すべき	
課題	

5 歴史的遺産等の保護と活用

(1) 歴史的空間の確保

実施状況の概況	・相模国分寺跡歴史公園、相模国分尼寺跡歴史公園の整備活用に 向けた跡地の買い上げの実施
事業における特筆すべき 課題	

(2) 文化財の保護と活用

が工具付品におりる人に対りた後、10月以入地	実施状況の概況	 ・史跡相模国分寺跡、相模国分尼寺跡、秋葉山古墳群の草刈りなど敷地の維持管理と樹木の剪定を実施 ・海老名の大欅の剪定、樹幹腐朽部の保存修理、有馬のはるにれの下草刈、害虫駆除の実施 ・湧水地「浅井の水」の護岸改修、案内板設置などの整備工事を実施 ・体験講座や史跡散策、野草観察会等を実施 ・郷土資料館における文化財の保護、活用の実施
事業における特筆すべき		・郷土貧料館における乂化財の保護、店用の美施

ii 海老名市の特性を活かそう

1 美しい都市景観の形成

実施状況の概況	・良好な景観の形成に向けて、海老名市景観推進計画で定める景観形成基準の審査を実施・屋外広告物の管理のため、申請についての審査、啓発活動、違反屋外広告物除去協力員への講習を実施
事業における特筆すべき 課題	_

2 丘陵地・緑地の保全

	・海老名市環境保全条例に基づく自然緑地保全区域における樹林
実施状況の概況	地の保全を実施
	・秋葉山古墳群の草刈りなど敷地の維持管理と樹木の剪定を実施
事業における特筆すべき	・自然緑地保全区域は、所有者の土地利用によって指定解除され
課題	ることで減少傾向にあり、保全に向けた啓発が必要

3 農業の振興

(1)農業振興施策の推進

	・後継者育成のため、認定農業者の認定や研修の開催、団体相互
	の交流、地域営農活動の促進のための農業集団の育成を実施
	・市と農業団体(JA,生産組合等)との連携強化を実施
実施状況の概況	・耕作放棄地の有効活用を実施
	・直売イベントの開催や学校給食への地場産農作物の利用など都
	市農業の推進を実施
	・畜産経営に対して予防接種や環境対策の指導を実施
	・直売イベント開催や学校給食への食材提供について、事業に見
事業における特筆すべき	合った手法の検討が引き続き必要
課題	・臭気等に対する苦情から、畜産経営の継続が困難な状況になっ
	ており、状況改善の取組が必要

(2)農業に接する機会

実施状況の概況	・市民農園の整備・提供を実施(2017 年度末現在:23 箇所 2. 75ha)			
事業における特筆すべき ・利用者の利便性の面から住宅地周辺の農園に人気が集中して				
課題	まう傾向があり、農園の適正配置が必要			

(3)農業基盤の整備

実施状況の概況	・農振農用地(2018年3月末現在89.59ha)を中心に、市街化調 整区域の優良農地の保全を実施
事業における特筆すべき 課題	・水路等の農業基盤施設の老朽化が著しく、補修等においても要 望件数が多く、対応が必要
	主件数が多く、対応が必安

2.6. 現状における課題

社会的背景や本市における環境の現状、現行計画における施策の実施状況、施策の進捗状 況、アンケート結果等を踏まえ、本市の環境面における課題を以下のとおり整理します。 なお、各課題の右側に示しているマークは、課題の根拠を示しています。

1)本市の環境における課題

凡例



社会の 情勢 からの課題

環境面 環境面の現状 からの課題

2次計画 第2次計画 の検証 からの課題

市民等 アンケート調査 の意識 結果からの課題

分野	課題の概要	根拠
地球温暖化	• 市の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減目標の達成に向けたさらなる取組が必要です。	環境面の現状
	• 市域から排出される温室効果ガスは、民生(家庭・業務)部門が 特に増加傾向にあることから、排出量の削減に向けて情報発信等 が必要です。	環境面の現状
	• 地域防災計画に基づいて、必要に応じて防災体制を見直す必要が あります。	環境面の現状
	• 異常気象をはじめとした気候変動によるあらゆる影響を回避・軽減するため、適応の対策を進める必要があります。	社会の 情 勢
	• アンケート結果では、普段から意識している環境問題として「地球温暖化」を挙げる人の割合が2番目に高く、関心が高いことがわかります。	市民等の意識
廃棄物·資 源循環	• 一般廃棄物処理基本計画の目標に向けて、引き続きごみ減量化への取組が必要です。	環境面の現状
	• 国や県の値は上回っていますが、市のリサイクル率が低下傾向に あるため、改善に向けた取組が必要です。	環境面の現状
	アンケート結果では、普段から意識している環境問題として「廃棄物の増大・ごみのポイ捨て」を挙げる人の割合が比較的高く、また、市の環境を良くするために必要な取組として「ごみの減量化の促進」が2番目に多く、関心が高いことがわかります。	市民等の意識
緑・生きもの	引き続き、緑地の保全への取組とともに、市民への緑の機能の重要性等の意識啓発が必要です。	環境面の現状
	• 市内外における外来生物による生態系への被害や鳥獣害が発生 していることから、駆除等の対策が必要です。	環境面 の現状
	• 県による一部地域の生物モニタリングに止めず、市全域の生態系 の現状把握や保全への計画的な取組が必要です。	2次計画 の検証

凡例

社会の 情勢 からの課題 環境面 の現状

環境面の現状 からの課題 2 次計画 の検証

第2次計画 からの課題 市民等 アンケート調査 の意識 結果からの課題

緑・生きもの	• アンケート結果では、市の環境をより良くするために必要な取組 として「緑の保全や緑化の推進」を挙げる人が最も多く、関心が 高くなっています。	市民等の意識
	アンケート結果では、普段から意識している環境問題として「動植物の多様性の減少」を選んだ人の割合が低く、また、地域の環境や自然とのふれあいの「野鳥や昆虫など生物とのふれあい」をどのように感じているかについて「わからない」と回答した人の割合が他の設問と比べて高くなっていることから、生物に対する関心が低いことがわかります。このため、生物多様性の重要性な	市民等の意識
河川水質· 水循環	どについての意識を高める必要があります。 市内の河川の水質は、環境基準を満たしていることから、測定を継続し水質の維持に努める必要があります。継続して公共下水道の適正な管理や普及率の向上に努める必要があります。	環境面の現状
大気	 光化学オキシダントを除いて概ね良好な状況を維持していることから、大気環境の監視を継続して大気汚染の防止に努める必要があります。 低公害車の更なる普及を図るため、補助事業等の周知に努める必 	環境面の現状 2次計画
騒音·振動· 悪臭	要があります。	環境面の現状
	請活動等を行うことで被害軽減を図る必要があります。農地の宅地化が進んでいることから、今後も屋外焼却行為への対応が必要です。アンケート結果では、普段から意識している環境問題として「騒	の現状 2次計画の検証
化学物質	音・振動」を挙げる人の割合が3番目に高く、関心が高いことが わかります。 ・ 地下水質やダイオキシン類、空間放射線量の定期的な測定による	市民等の意識
都市環境	監視を今後も継続する必要があります。良好な都市環境の形成に向けて、都市マスタープランに基づく取組を継続する必要があります。放置自転車やポイ捨て、歩行・路上喫煙等のマナー向上への啓発	環境面の現状 2次計画
	が必要です。・ 犬猫の適正飼養やマナー向上への啓発が必要です。	2次計画の検証 2次計画の検証

凡例

社会の 情勢 からの課題

環境面 の現状

環境面の現状 からの課題

2 次計画 第 2 次計画 の検証 からの課題 からの課題

市民等 アンケート調査 の意識 結果からの課題

道路環境	• 市内の交通の利便性向上や渋滞改善のため、継続して良好な道路	環境面
	環境の整備に取組む必要があります。	の現状
	• 道路の植栽等の維持管理費が増大していることから、市民との協	2次計画
	働による植栽管理に取組む必要があります。	の検証
	• アンケート結果では、道路の安全性を悪い(悪い、やや悪い)と	
	考えている人の割合が約 61%と高く、また自由意見でも渋滞に	市民等しの意識し
	ついての不満を挙げた人が多くなっていました。	
農業	• 農地を守るため、継続して農業を振興するとともに、耕作放棄地	環境面
	対策や地産地消に取組む必要があります。	の現状
景観	• 市特有の景観を維持するため、法令等に基づいて、計画的に保全・	環境面
	維持をする必要があります。	の現状
歴史遺産	• 史跡や文化財などの維持管理をとおして、継続的な保全と活用に	環境面
	取組む必要があります。	の現状
環境教育・	• 地域の環境保全団体と協働する体制を整え、多様な主体による環	環境面
学習	境保全活動の推進に取り組む必要があります。	の現状
その他	• 世界的な潮流であるSDGsの取組を市民・事業者へ普及してい	社会の
	く必要があります。	情勢

■第3章 本計画が目指す姿

3.1. 基本理念

本計画は、海老名市環境基本条例で示されている、基本理念の3つの考え方に基づいて推 進します。

海老名市環境基本条例【抜粋】

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造 は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保 し、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に 発展することができる社会を構築することを旨として、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地球的規模の環境問題を市、市民及び事業者が自らの 課題であることを認識し、積極的に推進されなければならない。



海老名市環境基本条例における基本理念のイメージ

3.2. 環境未来像及び基本方針

前述の基本理念及び本市の現状等を踏まえ、本計画の環境未来像は次に示すとおり設定します。

環境未来像

みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち

本市は、海老名駅を中心に都市化が進められ、鉄道や道路交通の利便性から、交通の要衝として、地域内外から人々が集い、にぎわいが感じられるとともに、豊かな景観や 農地が残されており、都市と自然が共存するまちです。

しかしながら、緑地の減少や生きものの生息環境への影響、人口の増加による温室効果ガスの排出量の増加等、本市の発展に伴って生じる環境への影響が今後も懸念されます。

本計画では、「えびな未来創造プラン 2020」における 10 年後のめざす姿「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」のもとに、本市の目指す未来の姿(環境未来像)を「みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち」とし、市・市民・事業者が協働しながら、まちのにぎわいと環境の保全をともに進め、地球にやさしく誰もが健やかに安心して暮らせる持続可能なまちの実現を目指します。

海老名市の代表的な風景の写真

環境未来像を実現するため、本計画では、次に示す4つの基本方針に基づいて<u>市の</u>施 策や市民、事業者が取り組むべき配慮指針を展開します。

また、4つの基本方針にもとづく具体的な施策等を体系的に整理したものを $p \bullet$ に示します。

基本方針1 地球にやさしい社会の実現に向けて取り組みます

私たちは、地球温暖化や資源の枯渇、生物多様性の喪失といった、地球規模の環境問題に直面しており、さらにこれらの問題はさまざまな要因が複雑に影響しあっています。このようなグローバルな環境課題に対して、私たちは海老名市民として、自分たちできる事を積み上げていき、地球環境問題の解決に貢献します。

再工ネ等の写真

基本方針 2 健やかに暮らせる安全・安心な環境を確保します

水環境や大気環境の保全、騒音・振動や化学物質 対策など、私たちの身近な生活環境における安全・ 安心を確保する必要があります。このため、良好な 水循環の確保や発生源対策による河川等の水質保 全、低公害車の普及による大気汚染対策や自動車走 行騒音の低減等に取り組みます。



基本方針3 "海老名らしさ"を守り、育み、将来に引き継ぎます

特徴的な地形である相模横山九里の土手の景観や斜面地に残された樹林地などの自然、相模国分寺跡などの歴史遺産といった"海老名らしさ"を大切に守り、将来の世代に引き継ぎます。このため、地域に根差した景観や歴史資源の保全、また、かつて本市の主要産業であり、本市の土地利用において高い割合を占めている農地の保全するための農業振興等に取り組みます。



基本方針4 みんなで海老名の環境を考え、行動します

市民や事業者の参画のもと環境保全の取組を進めるには、1人ひとりの環境保全に対する意識や関心を今以上に高める必要があります。このため、各種啓発イベントや講演会、学習会等を通じて、個人の意識や関心を高めるとともに、本市で活動している各種環境関連団体の活動支援を通じて、多様な主体の参画のもと環境保全が進められる環境づくりを行います。

教育、学習会等の写真

■施策の体系図

環境未来像		基本方針	施策の方針		基本施策	施	策
				1	省エネルギーの推進	○省エネ行動の推進	○エネルギー効率の向上
			1-1 地球温暖化対策を推進します	2	低炭素社会の実現に向けた 取組の推進	○再生可能エネルギー等の普及促進 ○日常における環境配慮の推進	○環境に配慮した移動手段の推進
			2 cm 3 steet 7 therefore 11 section 2 cm - 12 se	3	地球温暖化への適応策の推進	○集中豪雨への対応○熱中症・感染症対策の推進	○暑熱対策の推進 ○高温化による農作物への被害の緩和
Ŋ	1	地球にやさしい社会の実現 に向けて取り組みます	1-2 循環型社会を形成します	4	ごみ減量化・資源化に向けた 取組の推進	○ごみの発生・排出抑制の推進○再使用・再資源化の推進	○食品□ス削減の推進
λ		(CIPIV) CAX DINDO/SC 9	R ::::	5	ごみの適正処理の推進	○環境に配慮したごみ処理体制の推	進
な が			1-3 緑・水・生きものと共生します	6	緑・水辺の保全・活用の推進	○緑化の推進 ○みどりの普及・啓発の推進	○みどりの保全・ふれあいの推進
んなが笑顔				7	さまざまな生きものとの共生 の推進	○生物多様性の普及・保全・活用の○生物の生息・生育状況の把握の推○外来生物対策の推進	
			2-1 水環境を守ります	8	河川等の水質保全	○水質の改善・保全の推進○河川水質の監視	○汚染源削減の推進
にぎわ				9	水循環型社会の構築	○水循環の推進 ○地下水の利用による地盤沈下対策	○節水の推進の推進
わ	2	健やかに暮らせる安全・ 安心な環境を確保します	2-2 生活環境を守ります ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	10	大気汚染対策	○工場・事業場・建設作業における ○自動車対策	対策 ○大気環境の監視
しノ				11	騒音・振動・悪臭対策	○工場・事業場・建設作業における○自動車対策○航空機騒音対策	対策 ○生活空間における対策
直				12	化学物質対策	○工場・事業場における対策	○化学物質汚染に関する監視
然が			3-1 都市環境を整備します	13	良好な都市環境の形成	○環境と調和のとれたまちづくりの	推進
共	3			14	快適な道路環境の形成	○道路交通網の円滑化の推進	○利用者に配慮した道路整備
と自然が共生するまち		"海老名らしさ"を守り、 育み、将来に引き継ぎます		15	まちの美化推進	○地域美化の推進 ○ペットの適正飼養の推進	○不法投棄対策の推進
			3-2 農地を守ります 2	16	農業振興の推進	○農地の保全・活用の推進 ○環境に配慮した農業の推進	○地産地消の推進
				17	農業とのふれあいの推進	○農業とふれあう機会の拡充	
				18	豊かな景観づくりの推進	○地域に根差した景観の保全	○調和のとれた景観の形成
				19	歴史遺産等の保護・活用の 推進	○歴史的空間・文化財の保護と活用	
-	4	みんなで海老名の環境を	4-1 環境を考え、行動します	20	環境への意識づくりの推進	○啓発事業の推進○「海老名を愛する」心を育む教育○環境関連情報の積極的な収集・発	
		考え、行動します	4 sectors ### A sect	21	自発的な環境行動の推進	○多様な主体による参画の推進	○各種団体の活動支援

3.3. 本計画におけるSDGsとのつながり

1) SDGsについて

① SDGsの概要

SDG s とは、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体目 標であり、2030年までに実行、達成すべき事項を整理しています。2000年に国連ミレニ アム・サミットで採択されたミレニアム開発目標(以下、「MDGs」という。)の理念 を取り込みつつ新たに策定された目標です。MDGsが貧困や初等教育、保健など発展 途上国に関連する目標が主だったのに対し、SDGsは健康や福祉、平和と公正など先 進国を含む全ての国々が対象となる取組目標を定めており、全世界共通の目標となって います。また、持続的な開発を目指す上で重要とされる3つの次元、すなわち経済、社 会、環境の統合を目指すことが示されています。

SDGsの構造は、開発に向けた意欲目標である 17 のゴール (目標)、測定可能な行 動目標であり具体的で詳細な 169 のターゲットで構成されています。さらにこのSDG s の進捗状況を定量的・定性的に計測するためのインディケーター(指標)が設けられ ており、各国の進捗状況がモニタリングできるようになっています。

表 SDGsの17の目標





13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急 対策を取る



16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な 社会を推進し、すべての人に司法へのアクセ スを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて 効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて 保全し、持続可能な形で利用する



17. パートナーシップで目標を 達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化 し、グローバル・パートナーシップを活性化する



15. 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な 利用の推進、森林の持続可能な管理、砂 漠化への対処、土地劣化の阻止および逆 転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

②SDGSに関する国内動向

国内においては、2016年に政府内部に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が設置されるとともに、推進本部の下にSDGsの達成に向けた取組を広範な関係者(行政、NGO、NPO、有識者等)が協力して推進するために意見交換を行う「持続可能な開発目標(SDGs)推進円卓会議」が設置されました。

2016年に持続可能な開発目標実施のための国の指針として、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定されました。この中では、SDGs達成に向けた取組の推進に当たっての自治体の役割の重要性が指摘されています。

さらに、2017年に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」では、SDGs達成に向けて取り組む都道府県・市町村の数を 2020年までに 30%に引き上げるとする成果目標が挙げられており、SDGs達成に向けて国は今後自治体におけるSDGsの普及を重要視していることがわかります。

③自治体がSDGSに取り組むことのメリット及び自治体の役割

「「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセプト取りまとめ」(2017年11月 自治体SDGs推進のための有識者検討会)の中で、自治体がSDGsに取り組むことのメリット及び住民やステークホルダーから見た自治体の役割が示されています。

SDGsに取り組むことは、短期的にみた生活サービスの向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能なまちづくりを進めていくこととなり、住民の生活環境向上につながります。さらにこのような活動を通じたステークホルダーとの連携により、域内での循環型経済の進展も予想されるなど、持続可能な開発を通して自治体の一層の活性化を図り、地方創生につなげていくことができると考えられています。

また、SDGsの推進には住民や事業者などの広範で多様な主体の参画が不可欠であり、このため、自治体はSDGsの概念の普及や率先的な導入を通じてステークホルダーの参画を促すとともに、多様なステークホルダー間の連携支援や市民の交流や地域経済活動の拠点としての場の創出、国や関係自治体との調整などの役割を担っていく必要があります。

_	ウングイボット	\sim	/- D-104日 +> マレの	. /1 1 . 1 .	カッドウンハ 44 あんりまし
表	目治体からし	(3 S)	にほり紹介さんとの)	メリット	及び自治体の役割

	• 住民のQOL(Quality of Life)の向上
	• 自治体固有の背景を踏まえた独自性のあるまちづくりの推進
メリット	• 経済、社会、環境政策の統合による相乗効果の創出
	ステークホルダーとの連携とパートナーシップの深化
	• SDGs達成への取組を通じた、自律的好循環の創出
	国との調整
	• 多様なステークホルダー間の連携の支援
役割	• 成功事例を実現するためのノウハウの発信
1文 刮	・ 市民の交流や地域経済活動の拠点となる場の創出
	• 意欲的かつ革新的なアイデアを創出する拠点づくりの牽引役
	• 地域の取組を国内外へ発信

出典:「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセプト取りまとめ」 (2017年11月 自治体SDGs推進のための有識者検討会)

3) 本計画に関連する SDGs の目標

本計画は、本市における環境行政の総合的な計画であり、さまざまな環境課題に対して多面的に対応しており、これはSDGsで示されている一部の目標の達成にも貢献するものです。ここでは、本計画の施策の方針別に関連する代表的なSDGsの目標と、目標達成に貢献する具体的な取組を整理します。

表 本計画に関連する SDGs の目標と主な取組

K THEROXE'S BOSO STINCE SOME		
基本方針及び 施策の方針	関連する SDGsの目標	主な取組
1 地球にやさ	しい社会の実現	見に向けて取り組みます
1 - 1	地球温暖化対策	食を推進します
	2 机板金	温暖化の進行による農業への影響(高温化による農作物への影響、水害等による農地への影響緩和)を緩和します。地産地消に努め、温室効果ガスの排出削減や地域農業の振興に貢献します。
	3 すべての人に 健康と福祉を — 人人	• 温暖化に伴って発生のリスクの増大が懸念される 蚊等が媒介する感染症について予防します。
	7 ±3.5- €3.6KE	• 太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の普及や家庭や事業所での省エネルギー化を図ります。

1	針及び D方針	関連する SDGsの目標	主な取組
		11 住产屋付金和名 第5分(以名	• まちづくりを通じた、温室効果ガスの排出量の削減や災害に対する強靭化(レジリエンス)への適応を図ります。
		13 东教交易的	• 温暖化の進行に伴う影響に対応するため、災害に対する強靭化、人の健康や農作物への被害の抑制を図ります。
	1 - 2	循環型社会を用	彡成します こうしょうしょう しょうしょう しょうしょく しょくしょく かんしょく しんしょく しんしん しんしょく しんしょく しんしん しんしょく しんしん しんしょく しんしん しんしん
		12 つくる責任 〇〇	食品ロスの削減を通じて廃棄物の発生を抑制します。再生利用素材を使用した環境配慮型の製品を優先的に購入するなど、グリーン調達に務め、資源を効率的に利用します。
	1 - 3	緑・水・生きも	5のと共生します
		2 fi	• 環境にやさしい農業を通じて生態系への影響に配 慮します。
		を登録を持ちます。 ・ 変要を示されている。 ・ 変要を示されている。 ・ 変更を示されている。 ・ 変更をできなれている。 ・ 変更をできなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	• 河川など水に関連する生きものの生態系を保全します。
		15 Howeve	・ 樹林地や農地など陸域の生態系を保全します。・ 生物多様性についての考え方の普及を図るとともに、生物多様性の損失を防止します。・ 生態系に影響を与える恐れがある外来生物を駆除します。
2 健	やかに暮	らせる安全・安	そ心な環境を確保します
	2 - 1	水環境を守りる	ます
		6 安全な水とトイレ を世界中に	• 事業所からの汚水排水や生活排水の処理を行い、河川の水質を保全します。
		14 海の豊かさを 守ろう	• 事業所からの汚水排水や生活排水の処理を行い、海域に流入する河川の水質を保全します。
	2-2 生活環境を守ります		
		6 安全な水とトイレ を世界中に	• 化学物質の適正管理によって地下水や土壌、河川等の汚染を防ぎます。
		12 つくる責任 つかう責任	• 化学物質の適正管理によって大気や土壌等の汚染を防ぎます。

1	針及び D方針	関連する SDGsの目標	主な取組		
3 "海	3 "海老名らしさ"を守り、育み、将来に引き継ぎます				
	3 - 1	都市環境を整備	前します		
		3 すべての人に 健康と類性を	• 道路の拡幅や歩道の整備等を通じて交通事故の発生リスクを抑えます。		
		11 住办核好办机名 第5分(9)名	• 地域の美化やペットの適正飼養などを通じて、誰も が衛生的で快適なまちづくりを行います。		
	3 - 2	農地を守ります	j		
		2 新维を ゼロに	• 環境にやさしい農業を通じて持続可能な食糧生産 を行います。		
	3 - 3	地域資源を守り	つます		
		11 住み続けられる まちづくりを	• 本市の地域資源である歴史的遺産や文化財等を保全します。		
4 み	んなで海	老名の環境を表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	4-1 環境を考え、行動します		丁動します		
		4 質の高い教育を みんなに	SDGsの普及を図るとともに、環境に配慮したライフスタイルについての知識を高めます。		
		17 パートナーシップで 日報を達成しよう	• 市、市民、事業者が持続可能な社会の構築に協働して取り組みます。		

第 4 章 環境未来像実現に向けた取組

4.1. 取組の構成

環境未来像の実現に向けては、4つの「基本方針」、9つの「施策の方針」に基づいて具体的な取組を進めていきます。各施策の方針には、「**数値指標**」及び「**基本施策**」を設定しています。

- 数値指標…施策の方針の進捗状況を評価する指標を示しており、「**目標指標**」 及び「**個別指標**」から構成されます。
 - ・目標指標…施策の方針の達成状況を評価するための指標
 - ・個別指標…施策の方針達成に向けたプロセスを評価するための指標
- 基本施策…市が取り組む「**施策**」及び市民、事業者が取り組む「**環境配慮指針**」 から構成されます。

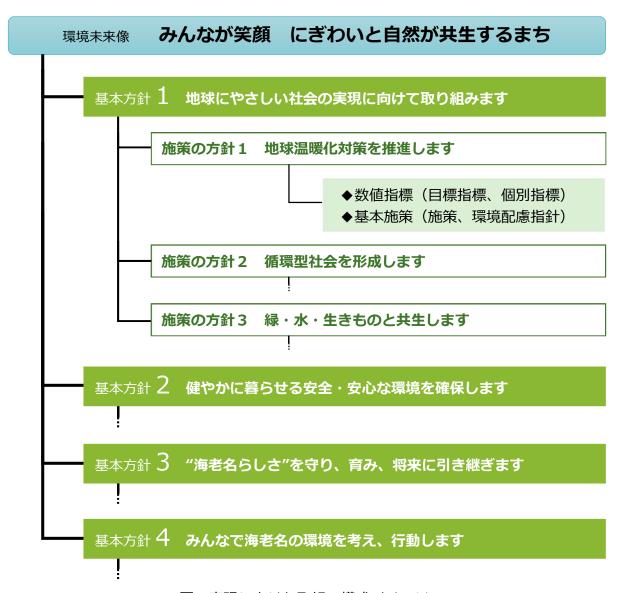


図 実現に向けた取組の構成イメージ

4.2. 具体的な取組

基本方針 1 地球にやさしい社会の実現に向けて取り組みます

施策の方針1-1 地球温暖化対策を推進します

地球温暖化対策については、市・市民・事業者との協働により、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用等を進めることで、温室効果ガスの排出量の削減による温暖化の緩和を図るとともに、すでに現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減し適応するための取組を推進します。

【数値指標】

区分	項目	現状値 (〇年度)	目標値 (2029 年度)
目標 指標	市域からの温室効果ガス排出量		
個別 指標	市の事務事業における温室効果 ガス排出量		
	個人住宅用太陽光発電導入状況		
	エネファーム導入状況		
	低公害車の導入状況		

基本施策 1 省エネルギーの推進

温室効果ガスの排出量を削減するため、家庭・事業所での節電等の日常における省工ネ行動の推進、住宅・事業所における省工ネ設備の導入によるエネルギー効率の向上をとおして、省エネルギー化を図ります。

基本施策 2 低炭素社会の実現に向けた取組の推進

低炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの普及促進や自動車利用 の抑制、低公害車の普及促進等、環境に配慮した取組を推進します。

基本施策 3 地球温暖化への適応策の推進

今後、地球温暖化の進行がもたらす気候変動の影響に対処するため、集中豪雨や暑熱等の被害を回避・軽減する適応の取組を推進します。

◆基本施策1 省エネルギーの推進

【市の施策】

省エネ行動の推進

家庭・事業所での節電やグリーンカーテン等、温室効果ガスの排出量の削減につながる 日常におけるあらゆる取組の普及・促進に努めます。

また、市の事務事業においても省エネルギーの取組を実践します。

エネルギー効率の向上

家庭・事業所におけるエネルギー効率の向上を図るため、住宅・建物等のZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化の普及、既存の住宅・建物等の省エネ改修等を推進します。また、低公害車の導入や照明のLED化等、省エネ家電・設備の導入・買替えの促進を図ります。

公共施設の新設や改修、設備導入の際に、建物・設備等のエネルギー効率の向上を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 家庭でできる省エネルギーに取り組みます。
- 家電製品等の購入の際には、エネルギー効率の高い製品を選びます。
- 住宅の新築、建替えるときにはZEHやスマートハウスを検討します。
- 住宅の改修のときには、二重サッシ、ペアガラス等で省エネ性能を高めます。

- 事業者としてできる省エネルギーに取り組みます。
- 設備更新するときには省エネルギー機器を選びます。
- 事業所の新築や建替えの際には、ZEBを検討します。
- 事業所の改修のときには、二重サッシ、ペアガラスの導入等、省エネ性能を高めます。

◆基本施策2 低炭素社会の実現に向けた取組の推進

【市の施策】

再生可能エネルギー等の普及促進

家庭や事業所において、太陽光発電施設をはじめとした再生可能エネルギーの導入や自 律分散型エネルギー設備の導入を促進し、二酸化炭素の排出量が少ない電力の普及を図り ます。また、公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。

環境に配慮した移動手段の推進

自動車の利用を抑制し、二酸化炭素の排出量を削減するため、公共交通機関や徒歩・自転車による移動を推進するとともに、コミュニティバスの利便性の向上を図ります。また、電気自動車、燃料電池自動車等の低公害車の普及、アイドリングストップ・エコドライブの啓発を図ります。

日常における環境配慮の推進

地球温暖化対策のための賢い選択を促す「クールチョイス」の普及を促進するとともに、 ごみの排出抑制や農産物の地産地消、グリーン購入等をはじめとした日常における環境配 慮への取組を推進します。

【市民の環境配慮指針】

- 太陽光発電施設等の再生可能エネルギー設備の導入に努めます。
- 蓄電池、エネファームを導入し、電力の地産地消に努めます。
- 公共交通機関や徒歩、自転車の利用に努めます。
- 低公害車の導入を検討し、運転はエコドライブに努めます。
- 市内・県内の農産物を購入し、輸送に使うエネルギーを減らします。
- ごみの排出抑制、再使用、再資源化に努めます。

- 太陽光発電施設、地中熱等の再生可能エネルギーを導入します。
- 蓄電池、エネファームを導入し、電力の地産地消に努めます。
- 公共交通機関や徒歩、自転車の利用に努めます。
- 低公害車の導入を検討し、運転はエコドライブに努めます。
- グリーン購入等、環境負荷の少ない製品を選択し、また開発します。
- ごみの排出抑制、再使用、再資源化に努めます。
- 市内・県内産の食材等を使用し、輸送のエネルギーを減らします。

◆基本施策3 地球温暖化への適応策の推進

【市の施策】

集中豪雨への対応

近年多発する集中豪雨に対応するため、雨水幹線や雨水貯留施設を設置するとともに、 農地や緑地を保全することで雨水の地下浸透を図るなどグリーンインフラストラクチャ の考え方を取り入れます。また、海老名市防災ガイドブックや海老名市洪水ハザードマッ プの普及を図ります。

暑熱対策の推進

暑熱対策として、街路樹の整備による緑陰づくりを行うとともに、透水性舗装の整備や打ち水の普及等による路面温度の上昇緩和を図ります。また、すだれやグリーンカーテン、屋上緑化、壁面緑化を活用して建物温度の上昇緩和を図ります。

熱中症・感染症対策の推進

気候変動の影響により発生リスクの増大が懸念される熱中症、蚊等が媒介する感染症について予防方法等の情報共有を推進します。

高温化による農作物への被害の緩和

気候変動に伴う高温化によって、農作物の収穫量や品質への影響が予想されることから、 農作物への影響等について情報共有を推進します。

【市民の環境配慮指針】

- 緑が持つ雨水地下浸透等の機能を理解し、緑を保全します。
- 打ち水やグリーンカーテン等による暑熱対策をします。
- 動中症や感染症についての情報を収集し、対策します。

- 農地や樹林地等が持つ雨水地下浸透等の機能を理解し、保全します。
- 打水やグリーンカーテン等による暑熱対策をします。
- 動中症や感染症についての情報を収集し、対策します。

施策の方針1-2 循環型社会を形成します

循環型社会の形成に向けて、3R(ごみの排出抑制、再使用、再資源化)や適正処理によるごみの減量化・資源化の促進を図るとともに、持続可能なごみ処理事業を推進することで、市民・事業者との協働により、資源利用の抑制と廃棄物の削減への取組を進めます。

【数値指標】

区分	項目	現状値 (〇年度)	目標値 (2029 年度)
目標 指標	一人 1 日あたりごみ排出量 (家庭系)		
個別 指標	リサイクル率		
	事業系ごみ排出量		
	再生家具の販売数		

基本施策 4 ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進

循環型社会の形成に向けて、ごみそのものをつくらない「発生抑制」、ごみの発生時点での「排出抑制」、ごみとして処理・処分されているものの「再使用」、「原料としての再資源化」の取組とともに、ごみの適正排出を推進し、ごみの減量化・資源化を図ります。

基本施策 5 ごみの適正処理の推進

持続可能なごみ処理を進めるため、効率的で環境に配慮した収集・運搬体制の確保を図ります。

◆基本施策4 ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進

【市の施策】

ごみの発生・排出抑制の推進

市民へのごみの分別・排出方法について情報発信等による啓発を図り、ごみの分別の徹底による再使用・再資源化を促進します。また、水切りの徹底、生ごみ処理機の活用等によるごみの排出抑制を推進します。事業者に対しては、適正排出の指導や支援を併せて行います。

プラスチックごみは、マイクロプラスチックによる海洋汚染や生態系への影響が深刻化 していることから、マイバッグ持参によるレジ袋の削減やラップの使用を控える等の取組 の促進を図ります。

食品ロスの削減の推進

本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスを削減するため、食べきり運動等を推進し、市民・事業者への意識啓発を図ります。また、家庭や事業所による製造・流通・販売過程での食品ロス削減への取組の情報の共有化を図ります。

再使用・再資源化の推進

ごみとして処分されるものを再使用・再資源化するため、ごみの分別の徹底を図るとと もに、ごみの分別区分の検討を行います。また、不用・使用済品は、再使用を推進し、粗 大ごみのリサイクルを進めます。

【市民の環境配慮指針】

- ごみの分別・出し方を守り、適正に排出します。
- 生ごみの水切り等によるごみの減量化に努めます。
- ごみの分別を徹底し、リサイクル可能なものは資源化に努めます
- マイバッグ持参等、不要なプラごみの削減に努めます。
- ごみの発生や食品ロスを意識して、買い物や食事を工夫します。
- 再資源化、環境への負荷抑制を意識して買い物をします。
- 再生家具等のリサイクル品の利用を検討します。

【事業者の環境配慮指針】

- ごみの分別・排出・処理を適切に行います。
- 廃棄物の減量化に努め、産業廃棄物は最終処分されるまで管理します。
- ごみの発生・排出抑制、再使用、再資源化を意識した商品の販売、サービスの 提供に努めます。
- レジ袋等のプラスチック製品は、代替製品への切替えを検討します。
- 食品ロスとして廃棄される商品の削減に努めます。ごみの分別・排出・処理を 適切に行います。

◆基本施策5 ごみの適正処理の推進

【市の施策】

環境に配慮したごみ処理体制の推進

持続可能なごみ処理を進めるため、効率的な収集・運搬体制を確保することや環境に配 慮した収集車両を導入することで、環境への負荷の低減を図ります。

周辺環境や環境への負荷の低減に配慮した焼却施設を整備します。

施策の方針1-3 緑・水・生きものと共生します

生物多様性の保全を図り、多様な生きものが生息・生育する空間を確保するため、生物多様性や緑の重要性への理解を深める取組の促進を図ります。また、市・市民・事業者の協働による、市内の緑地や河川等の水辺空間の保全・活用を推進するとともに、外来生物対策にも取り組みます。

【数値指標】

区分	項目	現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)
目標 指標	生き物とのふれあいに対する意識 (環境アンケート:地域の生きも のとのふれあいについて良い、や や良いと回答した人の割合)		
個別	自然緑地保全区域面積・樹木数		
	緑化ポスター・写真の応募数		
指標	生物多様性に関する情報の発信 回数		

基本施策6 緑・水辺の保全・活用の推進

自然環境の保全のほか、多様な機能を有する緑・水辺の保全・再生・活用を 進めるため、現存する緑の保全、緑化による新たな緑の創出、生きものとの ふれあいの場としての緑の活用等を進めます。

基本施策7 さまざまな生きものとの共生の推進

生物の多様性を確保するため、市内に生息する生きものや外来生物の情報 を共有し、生物多様性の重要性について認識を深めることで、生物多様性の 保全を推進します。

◆基本施策6 緑・水辺の保全・活用の推進

【市の施策】

緑化の推進

公園緑地等の計画的な整備や道路、河川、公共施設、小中学校等の緑化を図り、維持管理を進めるとともに、地域における緑化活動の促進を図ります。住宅や事業所、民間施設は、植樹や生垣の設置、壁面緑化等の積極的な敷地内緑化を推進します。

みどりの保全・ふれあいの推進

残存する樹林地、樹木、農地等の緑地の保全を促進するため、法令等による適正な管理を図ります。市民に親しまれる緑として、傾斜緑地、自然性の高い緑地、歴史と文化が継承されている緑地、景観的に優れている緑地等を整備し、活用を図ります。

また、美しい水辺と自然の残る相模川、市内の中小河川である鳩川や目久尻川等、河川の水辺環境を保全するとともに、新たな自然とのふれあいの場、環境教育や自然学習会の場として活用を図ります。亀島自然公園・産川せせらぎ公園等、水辺とふれあうことができる空間を適切に管理するとともに、市民による活用を促します。

みどりの普及・啓発の推進

身近な水とみどりに関心をもち、育てる心を育むとともに、水とみどりの機能への理解を高め、重要性を認識することで緑化意識の向上を図ります。また、緑化活動ボランティア等の活動の促進を図り、地域における緑の保全と緑化の推進を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 樹林地・樹木、農地等の保全に協力します。
- 生垣や植樹等、住宅敷地内を緑化します。
- 自然学習会等に積極的に参加します。
- 緑化活動ボランティア等に積極的に参加します。

- 樹林地・樹木、農地等の保全に協力します。
- 植樹や壁面緑化、屋上緑化等、敷地内を緑化します。
- 開発する際には、既存の緑地や樹木の保全に配慮して計画します。
- 緑化活動ボランティア等に積極的に参加します。

◆基本施策7 さまざまな生きものとの共生の推進

【市の施策】

生物多様性の普及・保全・活用の推進

生物多様性の大切さについて理解を深めるため、情報発信等をとおして保全意識の啓発を図ります。多様な生きものが生息・生育する相模川や目久尻川等の河川、伊勢山・秋葉山等の緑地、市街地にみられる農地等の自然資源の保全を推進するとともに、インフラストラクチャーとして活用します。さらに、生物多様性の保全・保護及び持続的な利用を目的とした生物多様性地域戦略の策定を検討します。

生物の生息・生育状況の把握の推進

河川や樹林地等の生きもの調査をとおして、市内に生息する動植物や希少種の生息・生育状況を継続的に把握し、計画的に生態系を保全するための現状把握を実施します。

外来生物対策の推進

外来生物について理解し、適切に取り扱うことで、生物多様性の保全を図ります。また、 外来生物の侵入・繁殖状況の情報の共有を推進するとともに、市民や事業者等と協力のも と、駆除等の対策を行います。

【市民の環境配慮指針】

- 生物多様性についての理解を深めます。
- 生きもの調査等に参加し、地域の自然環境について学びます。
- 外来生物についての知識を深めます。

- 生物多様性についての理解を深めます。
- 事業活動による生物多様性への影響に配慮します。
- 外来生物についての知識を深めます。

基本方針 2 健やかに暮らせる安全・安心な環境を確保します

施策の方針2-1 水環境を守ります

私たちに欠くことのできない、良好な水を保全するため、下水道の整備や合併浄化槽の普及等、排水の汚染源対策をとおして、河川等の水質保全を図るとともに、雨水利用や節水の推進、雨水の地中還元による健全な水循環の維持を図ります。

【数値指標】

区分	項目	現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)
目標 指標	河川水質環境基準達成状況		
個別 指標	水洗化率		
	公共下水道の普及率		
	水循環に関する情報の発信回数		

基本施策8 河川等の水質保全

河川等の水質を保全するため、下水道や浄化槽による汚水処理の維持・改善、事業所・家庭への汚染源対策を推進します。

基本施策9 水循環型社会の構築

水循環型社会を構築するため、雨水浸透施設等による雨水の地中浸透を図るとともに、工場・事業場における地下水利用の規制・制限、節水の促進等をとおして、地下水の保全を図ります。

◆基本施策8 河川等の水質保全

【市の施策】

水質の改善・保全の推進

河川等の公共用水域の保全のため、公共下水道を整備します。また、整備地区における 未接続事業所・住宅の接続による公共下水道の更なる普及を図ります。

市街化調整区域のうち、相当の期間下水道整備が見込まれない地域において、単独処理 浄化槽等・汲み取り施設から合併浄化槽への転換の促進を図るとともに、関係法令に基づ く維持管理の徹底を図ります。

汚染源削減の推進

家庭から出る生活排水から河川等の公共用水域を保全するため、油・ごみを下水道に流さない等、台所や風呂、洗濯の排水への配慮について啓発します。また、プラスチックごみのポイ捨て等による海洋汚染を防止するために、意識の啓発を図ります。

河川水質の監視

河川等の公共用水域の保全のため、水質管理の重要性について認識を深めるとともに、 水質調査による水質管理の徹底と排水基準の遵守を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 公共下水道への接続に努めます。
- 合併処理浄化槽等の浄化槽を適正に管理します。
- 生活排水により河川を汚さないようにします。
- ごみを川に捨てないようにします。
- 河川美化活動等に参加します。

- 関係法令を遵守します。
- ◆ 公共下水道への接続に努めます。
- 排水処理施設等の保守点検を行い、水質事故を未然に防止します。
- 河川美化活動等に参加します。

◆基本施策9 水循環型社会の構築

【市の施策】

水循環の推進

雨水の地中への浸透を促進し、地下水の保全に努めることで、水循環を健全に保ちます。 また、河川等への雨水の急速的な流入による、市内の道路の冠水や土砂災害等を軽減す るために、雨水浸透施設の設置や浸透性の高い道路舗装等を推進します。

節水の推進

家庭や事業所での節水意識の向上を図るとともに、公共施設内のトイレや洗面所、給湯 室等での啓発に取組ます。また、雨水貯留システムの利用の促進を図ります。

地下水の利用による地盤沈下対策の推進

地下水の過剰な揚水による地盤沈下を防止するため、事業所における揚水量の削減を図るとともに、使用量の監視や関係法令に基づく規制・指導を行います。

【市民の環境配慮指針】

- 雨水浸透ます等の設置に努めます。
- 節水に努めます。
- 雨水利用施設の導入に努めます。
- 住宅の庭を緑化するなど、雨水の浸透を促します。

- 関係法令を遵守します。
- 地下水の利用を控えるように努めます。
- 雨水浸透設備の設置に努めます。
- 敷地内を緑化するなど、雨水の浸透を促します。
- 雨水利用施設の導入や使用した水の再利用に努めます。

施策の方針2-2 生活環境を守ります

健康で安全な生活環境を守るため、工場等の事業活動や自動車交通による大気汚染、日常 生活の中で家庭からも発生する騒音、振動、悪臭、工場等での化学物質の利用等のあらゆる 発生源における被害の防止・抑制を図ります。

【数値指標】

区分	項目	現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)
目標 指標	公害苦情件数		
個別 指標	大気質環境基準達成状況		
	コミュニティバス利用者数		
	騒音環境基準達成状況		

基本施策 10 大気汚染対策

工場等や自動車交通に伴う大気汚染の防止を図るとともに、アスベスト問題に適切に対応します。

基本施策 11 騒音・振動・悪臭対策

事業活動や自動車交通に伴う騒音・振動・悪臭の防止を図るとともに、生活 騒音、屋外焼却、航空機騒音等の低減に努めます。

基本施策 12 化学物質対策

工場・事業場における化学物質の適正な使用・管理の徹底を図るとともに、 有害物質による大気・土壌・地下水の保全を図ります。

◆基本施策10 大気汚染対策

【市の施策】

工場・事業場・建設作業における対策

関係法令に基づく汚染物質の排出基準等の遵守について指導を行い、大気汚染の防止に 努めます。また、アスベストが使用された建築物等の解体作業においては、飛散を防止す るための作業方法の遵守を呼びかけます。

自動車対策

自動車による排出ガスを低減するため、アイドリングストップ・エコドライブの推進を 図ります。また、低公害車の普及を促進するとともに、物流の合理化や公共交通機関、自 転車の利用等による自動車使用の抑制を図ります。

大気環境の監視

関係法令に基づき、市内の大気汚染物質や窒素酸化物、ダイオキシン類等の測定をとおして、環境基準の適合状況を監視します。また、光化学スモッグの発生状況を監視し、注意報の発令の際は、市内へ速やかに注意を発信し被害の軽減に努めます。

【市民の環境配慮指針】

- 公共交通機関や徒歩、自転車の利用に努めます。
- 低公害車の導入を検討し、運転はエコドライブに努めます。
- 光化学スモッグ注意報が発令された際は、運動・外出を控えます。

- 関係法令を遵守します。
- アスベストに対して適切に対応します。
- 公共交通機関や徒歩、自転車の利用に努めます。
- 低公害車等の導入を進め、運転はエコドライブに努めます。
- 共同輸送等、物流の合理化に努めます。
- 行政による調査、指導に協力します。

◆基本施策11 騒音・振動・悪臭防止対策

【市の施策】

工場・事業場・建設作業における対策

関係法令に基づく規定等の遵守について指導を行い、騒音・振動・悪臭の防止に努めます。また、飲食店等の営業により発生する騒音・悪臭の解消に努めます。

自動車対策

関係法令に基づき、市内幹線道路の自動車による騒音を測定し、環境基準の適合状況を 監視します。

生活空間における対策

日常生活における近隣騒音や悪臭の発生抑制について、市民への啓発を図ります。屋外焼却行為(野焼き)については、関係法令に基づき指導を行うことで、悪臭被害の低減に努めます。

航空機騒音対策

航空機による騒音低減のため、厚木基地周辺の自治体と共同して、国・米軍に対し訓練飛行の中止等を継続的に要請します。

【市民の環境配慮指針】

- 自動車による騒音について、近隣に配慮します。
- 生活における騒音や臭いについて、近隣に配慮します。
- 屋外焼却行為(野焼き)はしません。

- 関係法令を遵守します。
- 建築物の防音構造を強化し、防音施設・設備等の設置に努めます。
- 低騒音、低振動機器の導入し、騒音・振動の防止に努めます。
- 深夜カラオケや拡声器による騒音防止に努めます。
- 自動車による騒音・振動の防止に努めます。
- 屋外焼却行為(野焼き)はしません。

◆基本施策12 化学物質対策

【市の施策】

工場・事業場における対策

関係法令に基づき、化学物質等の適正な使用と管理について指導を行い、有害物質による大気や地下水、土壌汚染の防止に努めます。

化学物質汚染に関する監視

関係法令に基づき、ダイオキシン類の濃度を測定し、土壌における環境基準の適合状況を監視します。

【市民の環境配慮指針】

- 化学肥料、除草剤等化学物質の使用を控えます。
- 井戸水の水質調査に協力します。

- 関係法令を遵守します。
- 使用している化学物質の種類や使用料を把握します。
- 化学物質の使用を控え、適正に管理します。
- 使用後の化学物質を適正に廃棄処理します。

基本方針 3 "海老名らしさ"を守り、育み、将来に引き継ぎます

施策の方針3-1 都市環境を整備します

快適で暮らしやすい都市環境づくりに向けて、市内の自然環境や環境負荷の少ないまちづくりを計画的に進めるとともに、利便性が高く安全な道路環境の整備や衛生的で美しい生活環境の保全を図ります。

【数値指標】

区分	項目	現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)
目標 指標	これからも海老名市に住みたいか (市政アンケート:ずっと住みた い、できれば住み続けたいと回答 した人の割合)		
個別	道路整備への満足度(市政アンケート:幹線・生活道路の整備に満足・ やや満足と回答した人の割合)		
指標	不法投棄数		
	えびなクリーン作戦参加者数		

基本施策 13 良好な都市環境の形成

自然環境の保全を図るとともに、環境への負荷が少ない都市環境づくりを 進めます。

基本施策 14 快適な道路環境の形成

道路交通網の整備や利用者に配慮した道路整備を進めることで、より安全で誰もが利用しやすい快適な道路環境の形成を図ります。

基本施策 15 まち美化の推進

地域を美しく保つため、地域美化活動への参加やポイ捨て・ペットの飼い主のマナー啓発等をとおして、地域美化への意識の向上を図ります。

◆基本施策13 良好な都市環境の形成

【市の施策】

環境と調和のとれたまちづくりの推進

市内の樹林地、農地、河川等の自然環境の保全・活用を図るとともに、環境に配慮した省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入を促進することで、環境負荷の少ない都市環境づくりを進めます。また、住工混在の解消に努め、快適な都市環境の形成を図ります。

◆基本施策14 快適な道路環境の形成

【市の施策】

道路交通網の円滑化の推進

幹線道路や周辺道路の整備による道路交通網の円滑化を進めることで、市内の自動車交通量の増大による市民・事業活動への影響の低減を図ります。

利用者に配慮した道路整備

歩行者、自転車、自動車等の交通に配慮した道路整備を進めることで、だれもが安心できる道路環境を整備するとともに、排気ガスの削減や騒音・振動の低減を図ります。

◆基本施策15 まち美化の推進

【市の施策】

地域美化の推進

地域による清掃活動の支援やえびなクリーン作戦をとおして、市内美化の推進と美化意識の高揚を図ります。また、美化推進員によるポイ捨ての指導や小学校等への出前講座をとおして、市民への啓発を図ります。

不法投棄対策の推進

不法投棄の撤去や看板の設置等による地域や関係機関と連携したパトロールをとおして、地域の生活環境の保全を図ります。

ペットの適正飼育の推進

飼い主のペットの不適切な飼養による近隣への生活被害を防止するため、ペットの飼い 方や散歩のマナー等の啓発を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 地域の美化活動に積極的に参加・協力します。
- ごみやたばこをポイ捨てしません。
- 不法投棄をせず、粗大ごみ等を適切に排出します。
- ペットを適切に管理し、マナーを守ります。

- ごみ箱の設置など地域美化に協力します。
- 地域の美化活動に積極的に参加・協力します。
- 不法投棄をせず、適切に廃棄します。
- ペットの飼い主のマナー向上に協力します。

施策の方針3-2 農地を守ります

自然緑地や豊かな田園風景、防災等の多面的な機能をもつ農地を保全するため、担い手等の育成や農地の集約化、地産地消の取組による農業の振興を図るとともに、市民の農業への関心を高めるため、農業とのふれあいの促進を図ります。

【数値指標】

区分	項目	現状値(〇年度)	目標値(〇年度)
目標 指標	農地面積		
	農作業受委託面積		
個別 指標	市民農園利用者数		
3 H 13K	農業体験イベント参加者数		

基本施策 16 農業振興の推進

担い手等の育成や農地の集約化等を進めるとともに、地産地消に向けた取組を推進することで、農業の振興を図ります。

基本施策 17 農業とのふれあいの推進

市民農園や農業体験等の市内の農業、生産者に接する機会をとおして、農業への理解・関心を深めます。

◆基本施策16 農業振興の推進

【市の施策】

農地の保全・活用の推進

農地の保全のため、農業の振興を推進し、担い手・組織の育成や貸借等による農地の集 約化等を進めることで、農業経営の安定化を図ります。また、関係法令に基づき、農地を 保全・管理するとともに、市街化区域内の農地は、生産緑地制度を活用することで、計画 的な保全を図ります。

地産地消の推進

農業のICT化を進めることで、市内の農産物の流通の拡大を図るとともに、学校給食や市内店舗への供給を進めます。また、市内の農作物の認知度を高めるため、PR活動やブランド化を図ります。

環境に配慮した農業の推進

減農薬農法や廃棄物のリサイクル等により環境に配慮した農業の推進を図ります。

【市民の環境配慮指針】

● 市内の農産物を購入します。

- 関係法令を遵守し、農地の保全に協力します。
- 市内の農作物の利用・販売を検討します。
- 農業のICT化を図ります。
- 農薬や廃棄物の削減に努めます。

◆基本施策17 農業とのふれあいの推進

【市の施策】

農業とふれあう機会の拡充

地域農業への理解を深めるため、農業体験等による、地域の農業・農地・農産物・生産者とのふれあう機会の拡充を図ります。また、市民農園の利用を広げることで、農地の有効利用とともに、市民の農業との関りを深めます。

【市民の環境配慮指針】

- 家庭菜園や市民農園を利用します。
- 農業体験等に参加・協力します。

【事業者の環境配慮指針】

● 農業体験等に協力します。

施策の方針3-3 地域資源を守ります

市内で育まれてきた貴重な地域資源を保全するため、豊かな田園風景や丹沢大山・富士山の眺望等の地域に根付いた良好な景観を維持するとともに、歴史的遺産等の保護を進め、市民に親しまれる空間としての活用を図ります。

【数値指標】

区分	項目	現状値(〇年度)	目標値(〇年度)
目標指標	自然景観への満足度(環境アンケート:相模川や農地などの自然景観が良い、やや良いと回答した人の割合)		
個別	郷土資料館·歷史資料収蔵館来館者数		
指標	歴史関連イベント・講座参加者数		

基本施策 18 豊かな景観づくりの推進

良好で地域に根付く景観の保全や地域と調和した景観の形成を図るため、 民間等による開発行為等の規制・誘導するとともに、良質な公共施設を整備 します。

基本施策 19 歴史遺産等の保護・活用の推進

現存する歴史的空間の確保と文化財等の保護を進めるとともに、地域の資産として活用を図ります。

◆基本施策18 豊かな景観づくりの推進

【市の施策】

地域に根差した景観の保全

豊かな緑や田園風景、相模横山九里の土手、丹沢大山・富士山の眺望等、市内の代表的な景観や地域の生活文化に根付く景観を良質な状態で維持・保全するため、法令等に基づき、民間等による開発・建築行為等の規制・誘導を図ります。

また、市内の景観資源の維持・保存とともに、新たな資源の発掘・育成を図ります。

調和のとれた景観の形成

市が主体となる道路、公園、河川、公共施設等は、地域の景観への調和を図るとともに、民間等による開発・建築行為等の模範となるように努めます。

【市民の環境配慮指針】

● 地域の景観に関心を持ち、景観資源の維持・保全に協力します。

- 法令等を遵守し、景観資源の維持・保全に協力します。
- 開発事業は、あらかじめ近隣住民の理解を十分得るよう努めます。

◆基本施策19 歴史遺産等の保護・活用の推進

【市の施策】

歴史的空間・文化財の保護と活用

身の回りの貴重な歴史的空間の確保や数多く散在する史跡文化財の保護を進めるとともに、史跡散策等を開催し、地域の資産としての活用を図ります。また、市街地の貴重な屋敷林が残る今福薬医門公園等を整備・活用するなかで緑地や樹木の保全と育成を行います。

【市民の環境配慮指針】

- 歴史的空間の確保や文化財の保護に協力します。
- 歴史関連活動に参加・協力します。

- 歴史的空間の確保や文化財の保護に協力します。
- 歴史関連活動に参加・協力します。

施策の方針4-1 環境を考え、行動します

市内の環境を思いやり、保全していくため、市民・事業者一人ひとりが地球規模の環境問題や地域の環境について、考え、学ぶ機会の増加を図るとともに、市民・事業者の協働による地域の環境活動の活発化、多様な主体による活動への参加を推進します。

【数値指標】

区分	項目	現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)
目標 指標	環境への関心度(環境アンケート: 以前と比べて関心度合いが高くなったと回答した人の割合)		
	環境関連情報発信回数		
/E3 E34	啓発・出前講座参加者数		
個別 指標	海老名市きれいなまちづくり事業 への登録団体数		
	海老名市地域緑化事業への登録団 体数		

基本施策 20 環境への意識づくりの推進

より多くの市民・事業者の環境の保全のための意欲の増進を図るため、講演会やイベントをとおして、環境について考える機会をつくるとともに、学校における環境教育を推進します。

基本施策 21 自発的な環境行動の推進

市民や事業者による自発的な環境活動を推進するため、地域の環境活動への参加の機会や活動団体への支援を図り、多様な主体による活動への取組を促します。

◆基本施策20 環境への意識づくりの推進

【市の施策】

啓発事業の推進

地球温暖化対策やごみの削減、自然環境保全等、環境におけるさまざまな課題に対応するため、啓発イベント等をとおして、市民・事業者の環境保全に対する意識・関心の高揚を図ります。

「海老名を愛する」心を育む教育・学習の推進

小中学校、保育園における環境教育をはじめ、市民を対象とした環境学習講座をとおして、海老名市の環境を思いやり、将来に渡って環境保全に貢献できる人づくりを推進します。また、市職員の教育をとおして、市の事務事業における環境負荷の軽減を図ります。

環境関連情報の積極的な収集・発信

環境に関連するさまざまな情報の収集に努めるとともに、ホームページやその他メディアをとおした情報発信を促進し、環境関連情報の共有化を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 環境関連イベントや学習会等に積極的に参加します。
- 環境関連情報の収集に努めます。

- 環境関連イベントや環境学習に積極的に参加します。
- 従業者への環境保全意識の高揚を図ります。
- 事業活動における環境配慮や環境保全活動について発信します。
- 環境関連情報の収集に努めます。

◆基本施策21 自発的な環境行動の推進

【市の施策】

多様な主体による参画の推進

市民・事業者が、環境関連イベントや農業体験、自然観察会等、市の環境に触れるとともに、地域の環境保全へ主体的に参加できるきっかけとなる機会の提供を図ります。また、イベントの開催にあたっては、市内の団体と協働する等、多様な主体による参画を図ります。

各種団体の活動支援

市内で活動する環境関連団体の活性化のため、団体の把握を進めるとともに、団体相互の情報交換の機会や市民・事業者への情報の共有化等をとおして、活動の支援を図ります。

【市民の環境配慮指針】

● 環境関連団体の活動に積極的に参加・協力します。

- 他の主体と協働で環境関連事業や活動を行います。
- 環境関連団体の活動に積極的に参加・協力します。

第 5 章 計画の推進体制と進行管理

5.1. 計画の推進体制について

本計画の推進にあたっては、市、市民、事業者がそれぞれ当事者意識を持ち、環境保全活動に主体的にかかわることが重要です。このため、計画の推進にあたっては、各主体がその役割に応じた取組を進めるとともに、協働することで効果的かつ着実に計画を推進することが必要であり、以下に示す体制に基づいて市民や事業者との協働、国や近隣自治体と連携を図ります。

【海老名市】

本計画に基づいて、市民や事業者との協働、国や県、近隣自治体等との連携を通じて、本計画に関連する各種事務・事業を推進します。また、海老名市環境マネジメントシステムによる計画の進行管理を行うとともに、海老名市環境審議会への報告及びえびな環境白書による市民等への情報公開を行います。

【海老名市環境審議会】

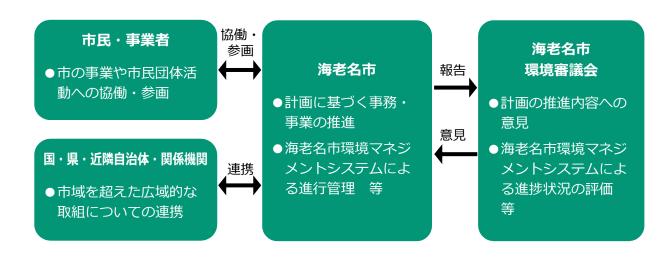
「海老名市環境審議会条例」により設置する審議会であり、学識経験を有する者や環境分野に関する知見を有する者(市民公募含む)などによって構成されています。本計画に関する事項、海老名環境マネジメントシステムに関する事項、廃棄物対策や自然緑地保全区域等の指定等に関すること、その他本市における環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査・審議します。

【市民・事業者】

市民や事業者は自ら環境保全意識を高め、環境配慮活動に取り組むとともに、各種環境保全活動に積極的に参画します。また、市民団体による環境保全活動に参加・協力します。

【国・県・近隣自治体・関係機関】

地球温暖化対策、大気汚染や水質汚濁などについては、市域を超えた広域的な取組が必要であるため、このような本市だけで取り組むことができない環境課題に対しては、国や県、 近隣自治体、関係機関と連携・協力体制の強化を図ります。



5.2. 計画の進行管理について

1) 海老名環境マネジメントシステムの体系について

市では、海老名市環境基本計画及び海老名市地球温暖化対策実行計画の進行管理と、各種環境法令の順守を市の事務事業と一体的に進めるため、海老名市独自の環境管理システムである「海老名市環境マネジメントシステム」を設けています。このため、本計画は、海老名市環境マネジメントシステムに基づいて進行管理を行います。



図 海老名市環境マネジメントシステムの体系

2) PDCAの流れについて

海老名市環境マネジメントシステムによる本計画の進行管理にあたっては、右図に示すPDCAサイクルに基づいて行います。

点検については、市の担当部課 及び内部環境監査委員による評価 を行った後、外部環境評価として 海老名市環境審議会に設置した海 老名環境マネジメントシステム専 門部会よる評価を行います。

評価結果については、毎年度、え びな環境白書としてとりまとめを 行い、市民等への情報公開を行い ます。

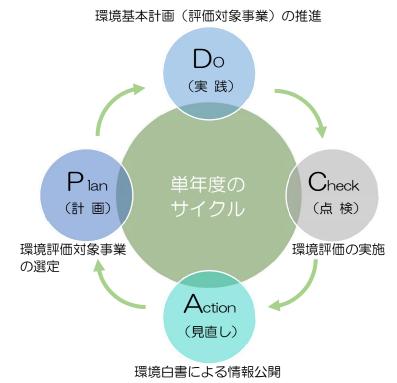


図 PDCAによる環境基本計画の進行管理の流れ

海老名市地球温暖化対策実行計画の改定について

1 改定の背景

環境問題の一つである地球温暖化は依然進行しており、新たに策定している海老名市環境 基本計画(以下、「環境基本計画」という)でも引続き取組むこととしています。

海老名市地球温暖化対策実行計画(以下、「実行計画」という)は、市の具体的な地球温暖化対策を示すものであり、新しい環境基本計画の内容とも整合している必要があります。 こうした状況から、新たな環境基本計画の策定と併せて、実行計画を改定することで、市における地球温暖化対策のさらなる推進を図ります。

2 改定の考え方

実行計画の事務事業編では、2030年度のC02排出量を2013年度比26%削減する目標としています。しかし、国の計画では、市役所が該当する「業務その他部門」については2030年度C02排出量を2013年度比約40%削減する目標としています。

改定に当たっては、事務事業編の内容を国の目標と比べて遜色のない水準としつつ、市の 実情を踏まえた実現可能性のあるものとします。また、実行計画に収録されている区域施策 編についても、よりわかりやすいものとなるよう見直しを行います。

3 計画の期間

2020 年度から 2030 年度の 11 年間とし、中間年度にあたる 2025 年度を目途に見直しを行います。

4 改定素案の内容

実行計画改定素案は現計画と同じく全7章構成となっています。内容を章別に整理すると 以下のとおりとなります。

第1章:計画策定の背景と趣旨(P.1~5)

<主な変更点>

○直近トピックや参考資料(国の削減目標やこれまでの経緯を時系列にまとめたもの)を記載

第2章:計画の基本的事項 (P.6~9)

<主な変更点>

- ○対象施設や計画期間を直近の状況に併せて修正
- ○計画対象ガスの記載内容を拡充

第3章:温室効果ガスの排出状況 (P.10~11)

- <主な変更点>
 - ○国基準年度(2013年度)から直近年度(2018年度)までのCO₂排出量を記載
 - ○課題における分析内容を拡充

第4章: 実行計画の目標 (P.12)

- <主な変更点>
 - ○削減目標の拡大(2030年度CO2排出量を基準年度比26%から40%に)
 - ○基準年度の変更 (2013 年度から 2016 年度に)

第5章:目標達成に向けた取組 (P.13~22)

- <主な変更点>
 - ○目標達成のための削減シナリオを明記
 - ○目標達成に向けた取組みをソフト対策・ハード対策等に分類して具体的に記載

第6章:実行計画の推進(P.23~25)

- <主な変更点>
 - ○推進体制図及び事務事業推進に向けたフローを追加
 - ○PDCA サイクルの概念図及び PDCA の流れを示した図を追加

終章:市民・事業者・行政の取り組み(区域施策編)(P. 26~36)

<主な変更点>

- ○国内及び市内の CO₂排出量を直近データに修正
- ○市内における CO₂排出量の将来推計を追加
- ○市民・事業者・行政の取組みを精査、気候変動対策を追記

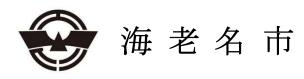
5 策定スケジュール

計画は、環境審議会やパブコメ等による市民の意見を反映させながら、3月の公表に向けて策定作業を進めます。

- 12月 パブリックコメント
- 1月 環境審議会・審議
- 2月 環境審議会・答申 / 政策会議・最高経営会議 /計画の決定
- 3月 議会・委員会に報告 / 公表

海老名市地球温暖化対策実行計画 素案

令和2年○月



第1章 計画策定の背景と趣旨 1 地球温暖化問題に関する国内外の動向 2 計画改定の趣旨 3 第2章 計画の基本的事項 3	1 3 6 6 7 8
2 計画改定の趣旨	3 6 6 7 8
	6 6 7 8
第2章 計画の基本的事項	6 7 8
	7 8
1 計画の目的	8
2 計画の対象範囲	
3 計画の対象ガス	9
4 計画の期間等	-
5 上位計画や関連計画との位置付け	9
第3章 温室効果ガスの排出状況	10
1 現状	10
2 課題	11
第4章 実行計画の目標	12
第5章 目標達成に向けた取組	13
1 取組の基本方針	13
2 職員一人ひとりの取組(ソフト対策)	15
3 設備機器の運用改善の取組(ハード対策①)	17
4 設備機器の更新の取組(ハード対策②)	19
5 公共工事での取組2	21
6 事務局の取組	22
第6章 実行計画の推進	23
1 推進体制2	23
2 運用管理2	25
終章市民・事業者・行政の取り組み(区域施策編)	
* 章 市民・事業者・行政の取り組み(区域旭泉編) 1 海老名市全域における温室効果ガスの排出状況	97
2 海老名市全域における温室効果ガス排出量の将来推計	
3 温室効果ガス削減に向けた取り組み	

第1章 計画策定の背景と趣旨

1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

(1) 地球温暖化の状況

地球温暖化は最も重要で深刻な環境問題といえます。

地球は二酸化炭素(CO2)等の温室効果ガスが一定の濃度を保つことにより、適正な気温が保たれていました。しかし、20世紀の後半以降、石油等の化石燃料の大量消費によって、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇し、これに伴い気温の上昇が顕著になりました。

この地球レベルでの気温の上昇(地球温暖化)に伴い、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、 豪雨や干ばつ等の異常気象の増加といった問題が顕在化し、私たちの生活環境や健康などに 深刻な影響が及ぶ可能性が指摘されています。

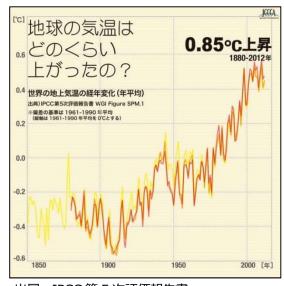
CO2 濃度と気温は、現在も上昇傾向にあります。温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) による観測では、2015 年に全大気中の平均 CO2 濃度が 400ppm を超えたことが明らかになりました。

また、地球温暖化について科学的知見等から包括的な評価を行っている組織である「気候

変動に関する政府間パネル (IPCC)」は、2013年9月から2014年11月にかけて第5次評価報告書を公表し、以下の事項を指摘しています。

- ・1880 年から 2012 年の間に世界の平均気温 は 0.85℃上昇している
- ・地球温暖化は疑う余地がなく、人間による 影響が20世紀半ば以降に観測された地球 温暖化の支配的な要因であった可能性が 極めて高いなど

また、この報告書では、今後温暖化対策をとらなかった場合、今世紀末には平均気温は最大 4.8℃上昇すると記載しており、CO2の排出削減の必要性を訴えています。



出展: IPCC 第 5 次評価報告書

(2) 国際社会の動向

2015 年 12 月にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) では、これまでの「京都議定書」に代わる新しい地球温暖化対策の枠組となる「パリ協定」が採択されました。その後、55 か国以上が締結し、かつ締結国の CO2 排出量が全体の 55%以上に達したため、2016 年 11 月に「パリ協定」が発効しました。「パリ協定」には、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球平均気温の上昇を 2 \mathbb{C} より十分下方に保持すること (1.5 \mathbb{C} に抑える努力する旨にも言及)、すべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・

更新すること、5年ごとに世界全体の状況を把握すること等が明記されています。

2018 年 12 月にポーランド・カトヴィツェで開催された COP24 では、2020 年以降のパリ協定の本格運用に向けて、パリ協定の実施指針が採択されました。

2019年9月には、アメリカ合衆国のニューヨークで開催された気候サミットで、日本は含まれていないものの、欧州を中心に、2050年までにCO2排出量を実質ゼロにすることの約束が表明され、国際的な地球温暖化対策は年々高まりを見せています。

(3) 我が国の動向

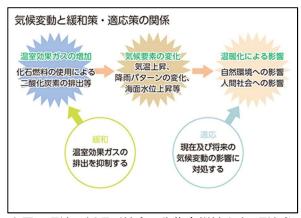
我が国は、「パリ協定」の締結に向けて、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議 決定しました。

「地球温暖化対策計画」は、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、温室効果ガス排出量を事業部門全体で2030年度に2013年度比で26.0%削減するとの削減目標(中期目標)を掲げ、国の施策や各主体が取り組むべき対策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています。

また、地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減を進める「緩和策」だけでなく、

既に現れている影響等に対して適応する「適応策」も求められていることから、2015年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。

また、2018年12月に「気候変動適応法」が施行され、適応策を法的に位置付けました。 これにより、国、地方公共団体、事業者、国 民が気候変動適応の推進のため担うべき役割 が明確化され、関係者が一丸となって適応策 を強力に推進することが期待されます。



出展:環境・循環型社会・生物多様性白書(環境省)

(4) 地球温暖化防止に向けた地方公共団体の役割

地球温暖化対策は、国、都道府県及び市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施することにより、初めて効果を上げる(温室効果ガス排出量を削減する)ことができます。

我が国の温室効果ガスの排出削減に係る目標の達成のためには、近年、温室効果ガス排出量が増加している家庭部門、及び業務その他部門における大幅な排出削減(約40%削減)が必要です。また、東日本大震災後のエネルギー政策の見直し等もあり、地球温暖化対策の推進に向けて、地方公共団体の役割の重要性が高まってきています。

海老名市(以下『本市』と呼びます。)でも、職員一人ひとりが地球温暖化の現状や対策の必要性を理解した上で、自発的に地球温暖化対策への取組を実行していくとともに、市の施策として、地域の模範となる取組や対策を率先的に進めていきます。

2 計画改定の趣旨

(1) これまでの経緯

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が1999年に施行され、各地方公共団体は、温室効果ガスの排出量の削減等の措置に関する計画(実行計画)の策定が義務付けられました。

これを受けて、本市は、2008年3月に「海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画」を策定しました。この計画は、2012年度までの5年間を計画期間としました。

本市では、2017 年度から IS014001 によらない市独自の環境マネジメントシステムの運用 を開始することを踏まえ、下記の2つの計画を一本化し、2017 年4月に「海老名市地球温暖 化対策実行計画」として策定しました。

- ①海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画 市の事務事業での地球温暖化対策のための計画(事務事業編)
- ②海老名市地球温暖化対策地域推進計画 市域全体での地球温暖化対策のための計画(区域施策編)

この度、2019 年度末の計画期間満了により新たに策定した第三次海老名市環境基本計画でも 引き続き地球温暖化対策を推進するとしていることから、同計画との整合を図りながら、市の実情を踏まえた上で国の目標と比べて遜色のない水準の目標を設定することで『事務事業編』の内容を拡充するとともに、事務事業編の改定と併せて、『区域施策編』の時点修正及び内容をよりわかりやすいものにすることを目的として、「海老名市地球温暖化対策実行計画」を改定します。

(2) 計画改定の方針

今回の事務事業編における計画改定は、市の事務事業からの温室効果ガスの削減目標を、 市の実情を踏まえながら、国の目標と比べて遜色のない水準とするものです。

また、新たな削減目標の達成に向けて、確実かつ計画的に温室効果ガス排出量を削減できるよう、職員一人ひとりの日常的な取組を継続することを基本とした上で、次の段階として設備機器の運用改善や更新への取組にステップアップし、これまで以上に地球温暖化対策を推進していきます。このため、目標達成に向けて、着実な計画の推進のための体制を構築することとします。

計画改定の方針

- 1. 市の実情を踏まえつつ、国の目標と比べて遜色のない目標とします。
- 2. 設備機器の運用改善や更新など、温室効果ガスの削減に向けて実効性のある取組にステップアップします。
- 3. 目標達成に向けて、着実な計画の推進のための体制を構築します。

参考1 我が国の温室効果ガスの削減目標について

本計画では、国の目標と比べて遜色のない水準に目標を強化し、温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでいきます。

❖地球温暖化対策計画(2016年5月)

我が国全体での温室効果ガス削減目標は、2030 年度に 2013 年度比で 26%削減となっています。

部門別にみると、地方公共団体の事務事業を含む『業務その他部門』の削減目標は、2030年度に2013年度比で『エネルギー起源CO2を40%削減』となっており、非常に大きな削減が必要です。この他、非エネルギー起源CO2(ごみの焼却に伴うCO2排出など)については7%削減などとなっており、全体で26%の削減を目指すこととしています。

❖政府実行計画(2016年5月)

政府の事務事業等に関する温暖化対策の計画であり、政府が率先した取組を行うことで、地方公共団体等への波及を期待しています。

温室効果ガス削減目標は、「地球温暖化対策計画」に準じており、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガス排出量(エネルギー起源 CO2)を 2030 年度に 2013 年度比で 40%削減することを目標としています。また、中間目標として、政府全体で 2020 年度までに 10%削減することを目指しています。

「地球温暖化対策計画」での温室効果ガス削減目標(国の目標)

単位:百万t-CO2

項目	2005年度 実績	2013年度 実績	2030年度 目標	削減率 2030/2013
温室効果ガス排出量	1,397	1,408	1,042	-26%
エネルギー起源CO2	1,219	1,235	927	-25%
産業部門	457	429	401	-7%
業務その他部門	239	279	168	-40%
家庭部門	180	201	122	-39%
運輸部門	240	225	163	-28%
エネルギー転換部門	104	101	73	-28%
非エネルギー起源CO2	85	76	71	-7%
メタンCH4	39	36	32	-12%
一酸化二窒素N2O	26	23	21	-6%
代替フロン等4ガス	28	39	29	-25%
HFC	13	32	22	-32%
PFC	9	3	4	27%
SF6	5	2	3	23%
NF3	1	1	1	-64%
吸収源対策	_		-37	_

参考2 地球温暖化防止に係るこれまでの経緯

年・月	世界	日 本	海老名市
1992	気候変動枠組条約採択		
1993. 11		環境基本法	
1997. 12	京都議定書採択(COP3)		
1999. 4		地球温暖化対策の推進に関す る法律	
2001			IS014001 認証取得
2005. 2	京都議定書発効		
2005. 4		京都議定書目標達成計画	
2008. 3			海老名市公共施設地球温暖化 防止実行計画策定
2011. 3		(東日本大震災)	
2014. 4		エネルギー基本戦略(第四次計画)	
2015. 7		日本の約束草案提出	
2015. 11		気候変動の影響への適応計画	
2015. 12	パリ協定採択 (COP21)		
2016. 5		地球温暖化対策計画	
2016. 11	パリ協定発効	パリ協定批准	
2017. 4			海老名市地球温暖化対策計画 策定
			IS014001 に代わる「海老名環 境マネジメントシステム」運 用開始
2018. 12		気候変動適応法	

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

新たな「海老名市地球温暖化対策実行計画」(以下『本計画』といいます。)における事務事業編は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づいて策定するものです。市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化防止に寄与することを目的とします。また、地球温暖化対策の実施状況を公表することで、市民・事業者等の意識の高揚を図り、地方自治体が自らの事務事業に係る環境に配慮した取組を率先して実行し、地球温暖化対策を地域から積極的に推進することを目指します。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」での実行計画策定に係る内容

(地方公共団体実行計画等)

- 第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該 都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保 全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するも のとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 3~7 (省略)
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 9 (省略)
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく 措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。
- 11~12 (省略)

2 計画の対象範囲

事務事業編では本市に所属する全ての組織の事務及び事業を対象とします。

計画の対象範囲

部局	
市長室	大型防災備蓄倉庫
財務部	本庁舎(西棟含む)
市民協働部	えびな市民活動センター、コミュニティセンター・文化センタ
	一、えびな安全安心ステーション、防犯灯、文化会館、市民ギ
	ャラリー、海老名運動公園、北部公園、庭球場、中野公園、中
	野多目的広場、連絡所
保健福祉部	えびなこどもセンター、医療センター、保育園、子育て支援セ
	ンター、わかば会館、障がい者デイサービスセンター、障がい
	者支援センター、総合福祉会館、高齢者生きがい会館
経済環境部	南部農業拠点施設、美化センター、資源化センター
まちづくり部	道路照明灯、下水道ポンプ場、せせらぎ公園(水路等)
	市内公園・緑地・緑道、海老名駅西口特定公共施設、中央公園
	地下駐車場、自転車等駐車場、海老名駅自由通路
消防本部	消防分団器具置場、本署、北分署、南分署、今里出張所兼今里
	給油施設
教育部	小学校、中学校、郷土資料館(温故館)、歴史資料収蔵館、文
	化財収蔵庫、今福薬医門公園、食の創造館、教育支援センター、
	図書館
会計課	
選挙管理委員会事務局	
監査委員事務局	
農業委員会事務局	
議会事務局	

注. 各課等・公用車も含みます。

3 計画の対象ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定める7種類の温室効果ガスとします。

ただし、本市における事務事業では、ごみ処理や下水処理に伴う温室効果ガスの排出は無いため、市の事務事業に伴う温室効果ガスは、ほぼ全量がエネルギー起源の CO2 となります。

- ・ ごみ処理: 高座清掃施設組合のごみ処理施設で実施
- ・下水処理:県の事業で実施(相模川流域下水道事業)

このため、本計画では、7種類の温室効果ガスのうち、市の事務事業からの排出量のほとんどを占めるエネルギー起源のCO2の削減に重点的に取り組みます。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める7種類の温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源
①二酸化炭素(CO2)	【エネルギー起源】
	施設での電気や燃料(都市ガス、灯油、重油など)の使用、公用車で の燃料(ガソリンなど)の使用により排出される。
	【非エネルギー起源】
	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
②メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出される。
③一酸化二窒素(N ₂ 0)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排 水の処理等により排出される。
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンなどの冷媒に使用され、カーエアコンの使用・廃棄時 等に排出される。
⑤パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排 出される。
⑥六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・ 使用・廃棄時等に排出される。
⑦三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD 装置のクリーニングにおいて用いられている。

[※]⑤~⑦は、地方公共団体では、ほとんど該当しません。

市の事務事業からの温室効果ガス排出量(2013年度実績)

ガス種類	市の事務事業での 主な排出要因	排出量 (kg-C02/年)	比率(%)
①二酸化炭素 (CO2)	電気・燃料の使用	10, 445, 808	99. 9955
②メタン (CH ₄)	自動車の走行、浄化槽	428	0. 0041
③一酸化二窒素(N ₂ 0)	自動車の走行、浄化槽	35	0.0003
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコン	1	0.0000
⑤パーフルオロカーボン (PFC)	_	-	_
⑥六ふっ化硫黄 (SF ₆)	_	_	_
⑦三ふっ化窒素 (NF ₃)	_	_	_
合 計		10, 446, 272	100.0000

[※]端数処理の都合上、合計が異なる場合はあります。

^{※002} については、計画改定にあたり再計算したため、現計画の数値と異なっています。

4 計画の期間等

本計画の期間は、現在、2020年度から運用を開始した市の総合計画である「えびな未来創造プラン 2020」や海老名市第三次環境基本計画と整合を図るため、2020年度を開始年度とし、国の地球温暖化対策計画と同じ 2030年度を目標年度とします。

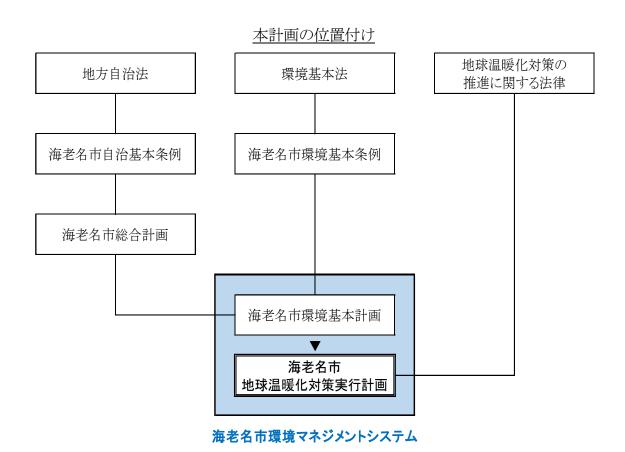
計画期間中に、地球温暖化に係る法や条例の変更や社会情勢の変化などが生じた場合や、 計画の進捗状況を踏まえながら、計画の目標や取組内容などについて、中間年度である 2025 年度を目安に必要に応じて適宜見直しを行います。

❖計画期間:2020年度~2030年度(11年間)

❖目標年度: 2030 年度

5 上位計画や関連計画との位置付け

本計画は、上位計画である「海老名市環境基本計画」の他、「海老名市総合計画」等の関連計画との連携・整合性等に配慮しながら推進していくものとします。



9

第3章 温室効果ガスの排出状況

1 現状

市の事務事業からの温室効果ガス排出量のほぼ全量が CO2 です。

2013 年度から 2018 年度までの CO2 排出量は、2016 年度の 11,076,816kg-CO2 が最も多く、2013 年度から約 5.7%上昇しました。

CO2 は、エネルギー(電気・燃料)の使用により排出されますが、2018 年度のエネルギー 別排出状況をみると、電気の使用によるものが最も多く、次いで都市ガス、灯油の使用の順 となっています。

エネルギー別排出状況の推移をみると、2013 年度から 2018 年度にかけて、電気や灯油、軽油、ガソリンの使用による排出状況に減少傾向が見られますが、LPGは概ね横ばいとなっており、都市ガスの消費による排出状況は顕著な増加が見られます。

市の事務事業からの CO2 排出量 (2013 年度から 2018 年度まで実績)

単位: k g-CO2

J	項 目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
電気		7,985,250	8,348,405	8,132,326	8,392,505	7,939,299	7,909,094
	灯油	628,026	536,112	488,781	533,793	533,526	526,141
	都市ガス	1,362,693	1,281,307	1,443,214	1,701,439	1,800,815	1,790,048
燃料	軽油	194,036	194,273	183,982	180,605	181,781	186,577
XXX1	LPG	108,285	129,781	113,717	114,529	113,015	103,773
	LNG	3,376					
	ガソリン	164,141	160,648	159,344	153,945	154,521	155,776
	合 計	10,445,808	10,650,526	10,521,363	11,076,816	10,722,958	10,671,408

※端数計算により、合計値が等しくならない場合があります。

※電気の使用に伴う CO2 排出係数は、当該年度の実排出係数を使用しています。

※計画改定にあたり排出量を再計算したため、現計画の数値と異なっています。



2 課題

2013 年度から 2018 年度にかけて、市の事務事業からの CO2 排出量の増減をみると、2016 年度がピークとなっています。2016 年度の電気の使用による排出量は 8,392,504kg-CO2 と算定期間中最大の数値を示しており、都市ガスの使用による排出量は前年度比約 15.2%の高い伸び率となっています。

電気の使用や都市ガスの使用による CO2 排出量の増加は、2014 年 11 月のえびな市民活動 センターにおけるレクリエーション館(ビナスポ)の開館や 2015 年 7 月の中央図書館リニュ ーアルといった大型施設が本格的に稼働したことが主な原因と考えられます。

市の職員一人ひとりの省エネに対する意識は高く、日常の業務における取組も、省エネを 意識したものとなっています。2016 年度以降の電気の使用による CO2 排出量の減少傾向は、 この結果を反映したものと考えられます。

しかし、近年では以下に示す様々な要因により、職員による日常的な省エネの取組の効果が打ち消され、結果として市の事務事業全体での CO2 排出量の削減が鈍化している状態にあると考えられます。

- ・市有施設の老朽化の進行⇒設備の経年劣化に伴うエネルギー効率の低下
- 施設の利用方法の変化→設備の利用時間の延長等
- ・気象の影響(冬の大雪、夏の猛暑) など

また、「えびな未来創造プラン 2020」(令和●年●月)では、本市の人口は 2025 年まで増加傾向で推移することから 140,000 人を目標人口とし、2030 年では 139,709 人と予測されていることから、人口増に伴う市有施設の利用の拡大と事務事業の増大が見込まれています。このため、現状の取組だけでは、市の事務事業からの CO2 排出量の継続的な削減は厳しいと判断されます。

こうした事情を踏まえ、これまで以上の CO2 排出量の削減に向けて、現状の職員の日常的な省エネの取組(ソフト対策)を継続することを基本とした上で、次の段階である設備機器の運用改善や更新の取組(ハード対策)にステップアップすることが望まれます。

CO2 排出削減に係る課題

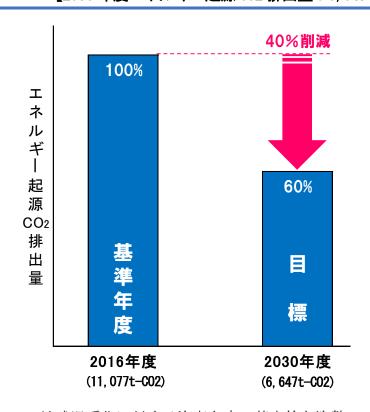
C02 排出量の削減に向けて、現状の職員の日常的な省エネの取組(ソフト対策)を継続することを基本とした上で、次の段階である設備機器の運用改善や更新の取組 (ハード対策) にステップアップすることが必要です。

第4章 実行計画の目標

本計画における事務事業編では、国の目標と比べて遜色のない水準を目指しつつ、市の実情を踏まえた目標を設定することを基本とし、エネルギー起源 CO2 を目標年度 (2030 年度)までに基準年度 (2016 年度) 比で 40%削減することを目標とします。

目 標

エネルギー起源 CO2 を 2030 年度までに 40%削減 (2016 年度比) 【2030 年度エネルギー起源 CO2 排出量: 6,647t-CO2】



地球温暖化に対する海老名市の基本的な姿勢

- 1 国の地球温暖化対策計画では、地方公共団体の事務事業を含む『業務その他部門』 の削減目標は、『2030 年度に 2013 年度比でエネルギー起源 CO2 を 40%削減』としています。国では、国内 CO2 排出量のピークである 2013 年度が基準年度となっていますが、本市では、人口減少に転じる時期が国と違うことや、公共施設の整備状況等の実情を勘案し、事務事業における CO2 排出量のピークである 2016 年度を本計画における基準年度とします。
- 2 計画期間が 2020 年度から 2030 年度までの 11 年間と長期にわたるため、中間に あたる 2025 年度に計画の進捗状況の確認及び計画内容の見直しを行います。
- 3 市役所が率先して地球温暖化対策に取り組み、エネルギーや資源の有効活用に努めることで、市民や事業者の地球温暖化対策への取り組みを促し、将来にわたって 快適に暮らすことのできる、持続可能なまちづくりを目指します。

第5章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

本市では、地球温暖化対策を強化し、省エネの取組などを更に効果的・効率的に進めることにより、全職員が一丸となって温室効果ガスの削減目標の達成を目指します。このため、本計画は、従来の環境配慮意識の向上や環境配慮行動の推進といった職員一人ひとりの日常業務に関して、市民等の関係者の理解と協力を得ながら取組を推進するとともに、温室効果ガスの削減効果が大きい設備機器の更新や運用改善などに重点的に取り組んでいくことが特徴となっています。

基本方針1 職員一人ひとり及び関係者の環境配慮の推進

本市では、これまでも職員一人ひとりが環境配慮意識の向上や環境配慮行動の推進に取り組むことなど、地球温暖化対策に率先して努めており、今後も日常業務に関する取組を継続していきます。

また、市民や地元の事業者等の利用者が多い市の施設については、施設における空調の設定温度や照明の間引き点灯等による省エネの取組の推進に当たり、利用者の理解と協力が重要です。このため、今後も市の施設の利用者に対して、省エネの必要性に関する PR や情報提供を行い、施設利用に支障を来たさない範囲で利用者の理解と協力のもとに省エネの取組みを推進できるよう努めます。

併せて、市の施設の指定管理者等に対しては、各施設所管課の環境マネジメントシステム担当者をとおして本計画の推進等に関する研修内容の情報共有や、エネルギー使用量報告等の協力要請を行っていますが、今後も本計画を遵守・推進することについて理解を深めていただくことで、更なる協力体制の強化を図っていきます。

基本方針2 設備機器の運用改善

施設から排出される温室効果ガスを効果的に削減するため、施設等の管理者による設備機器の運転制御や運用改善等を積極的に実施していきます。また、省エネ診断の結果に基づいて、設備機器の保守管理・運用改善の取組を実践することにより、CO₂排出量の削減を推進します。設備機器の運用に際しては、「海老名市設備機器運用マニュアル」を策定し、同マニュアルに基づいた適切な運転・維持管理に努めます。

基本方針3 設備機器の更新

市の施設において計画的に環境配慮型の設備機器等に更新・導入することで、これまで以上に効果的・効率的に省エネの取組を進めていきます。このため、環境配慮型設備機器の導入や設備機器の運転改善等を積極的に推進していくための補助・助成等の情報収集を積極的に行います。設備機器の導入・更新に際しては、「海老名市設備機器等導入指針」を策定し、同指針に基づいて L2-Tech 認証製品などの高効率機器を積極的に採用します。

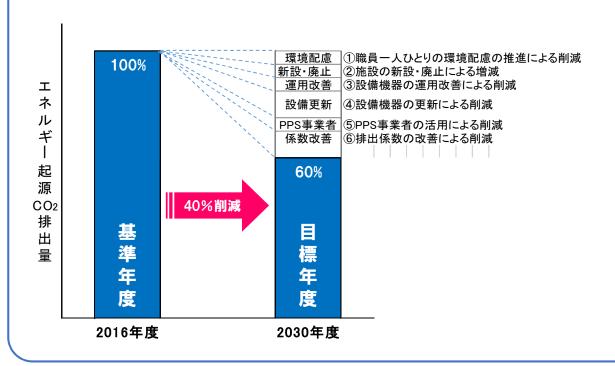
目標達成のための削減シナリオ

温室効果ガス削減目標の達成に向けて、本計画では、職員の日常的な環境配慮の取組を今後も継続することを基本とした上で、設備機器の運用改善や更新の取組、PPS 事業者の活用を推進します。これらの職員や市の取組によるCO2排出量の削減効果(①~⑤の合計)は-21.2%と推計されました。これに排出係数の改善(⑥)による効果を見込むことで、目標(-40%)達成を目指します。

目標達成のための削減シナリオ

取 組	削減効果	削減効果の設定根拠
①職員一人ひとりの環境配慮の 推進による削減	-6.5%	過年度の実績及び関連計画を踏まえ
②施設の新設・廃止等による増減	0.070	て推計
③設備機器の運用改善による削減	-2.2%	省エネ診断での検討結果より推計
④設備機器の更新による削減	-11.4%	省エネ診断での検討結果及び関連計 画を踏まえて推計
⑤PPS 事業者の活用による削減	-1.1%	一定の電気使用量を環境に配慮した事 業者から供給を受けるものとして推計
⑥排出係数の改善による削減	-19.2%	国の見込みの排出係数より推計
合 計	-40.4%	

目標の達成に向けたイメージ



2 職員一人ひとりの取組(ソフト対策)

温室効果ガスの排出抑制のためには、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であり、本計画でも、前計画に引き続き以下に示す取組を励行します。

【職員の日常業務に関する取組】

項目	取組内容の例
空調設備	・空調の設定温度・湿度の適正化(冷房時 28℃、暖房時 20℃)
	・使用されていない部屋の空調停止
	・夏季のクールビズ、冬季のウォームビズの励行
	・カーテン、ブラインド等を利用した冷暖房効率の向上
	・換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
	・夜間等の外気取入れ
照明設備	・会議室や更衣室、給湯室、トイレなどの未利用時の消灯
	・昼休みなど、照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
	・事務の効率化に努め、残業時間を削減するとともに、やむを得ず
	残業する場合には部分照明の徹底
	・自然採光の有効活用、窓際での消灯
	・同じ部屋であっても、人のいない場所では部分消灯
ボイラー・ 給 湯 設備	・冬季以外の給湯供給期間の短縮
事務機器	・省エネモードの設定など、OA 機器の適正使用
	・OA 機器を長時間使用しない場合には電源 OFF
昇降機	・近くの階へはエレベーターを使用しない(階段使用の励行)
	・利用の少ない時間帯における一部停止
公用車	・急発進、急加速をしないなど、エコドライブの推進
	・荷下ろしなどで駐停車するときにはアイドリング・ストップ
	・近距離移動時のスクータ利用の励行
フロンガス	・空調、冷凍冷蔵庫の点検の実施、点検・整備の記録の保管
使用機器	・空調、冷凍冷蔵庫の適正な廃棄(回収業者への引き渡し)

【職員の省資源の推進に関する取組】

項目	取組内容の例
用紙類	・両面コピー、裏面利用の徹底
	・資料の共有化や簡略化
	・庁内情報システムの有効利用
廃棄物、 リサイクル	・排出ごみの分別促進、資源化促進
	・割り箸・紙コップ使用自粛(マイカップ等利用促進)
	・封筒、ファイルなどの物品の再利用促進
	・プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
	・雑紙・コピー用紙等の資源化
物品購入	・グリーン購入の推進

3 設備機器の運用改善の取組 (ハード対策①)

既存の設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫は、温室効果ガス排出量の削減に大きな効果を発揮します。

庁舎・施設の管理者や担当職員は、以下の取組を推進することで、温室効果ガスの排出抑制に努めます。庁舎・施設で勤務している職員は、管理者や担当職員の取組に積極的に協力します。施設・庁舎の点検管理や清掃を委託している場合には、委託業者と協力して各種の取組を実施します。

設備機器の運用に際しては、新たに策定した「海老名市設備機器運用マニュアル」に基づいた、適切な運転・維持管理に努めます。

【設備機器の保守管理に関する取組】

項目	取 組 内 容 の 例			
	・定期的な施設巡視(ウォークスルー点検)による取組改善			
建物全体	・エネルギー使用状況の定期的な分析・評価(年間実績、月別実績			
	等のグラフ化・見える化など)			
	・室外機の設置位置の工夫などによる通風の確保、直射日光の防止			
空調設備	・定期的な空調機器の保守点検(温湿度センサー・フィルターの			
工则以闸	清掃など)			
	・空調機器の吹出口・吸込口に物を置かない			
照明設備	・定期的な照明器具の保守及び点検(器具の清掃など)			
ボイラー・	・定期的な機器の保守点検(清掃、水質管理など)			
給湯設備	・た物印がお残合が人体は小板(相)市、小具官埋なる)			
昇降機	・定期的な昇降機の保守及び点検			

【設備機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容の例					
	・冷暖房時の適切な温度の維持(冷房時 28℃、暖房時 20℃) ・冷暖房時のドア・窓などの開放禁止					
	・外気温や不快指数(気温及び湿度)に合わせた運転時間調整・冷暖房時は、可能な限り熱源設備の余熱運転を利用					
	・冷房負荷の大きな夏季における夜間・早朝の外気導入					
	・ウォーミングアップ時の外気取入停止					
	・空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化					
	・冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止					
空調設備	・熱源(冷温水発生機等)の適切な燃焼管理(空気比調整と排ガス 管理)					
	・配管の保温によるエネルギーロスの削減					
	・中央熱源方式の場合、冷温水出口温度の適正化、冷却水設定温度					
	の適正化					
	・冷暖房使用時は、冷暖房を停止する約30分前に熱源設備の運転					
	を停止(施設や使用状況に応じて柔軟に対応)					
・冷温水ポンプの冷温水流量の適正化						
	・熱源(冷温水発生機等)の空気比の適正化					
受変電設備	・コンデンサーのこまめな投入及び遮断(力率改善※)					
	・変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止					
 照明設備	・消灯の一括操作が可能な施設での昼休み・夜間の室内一斉消灯					
照り取佣	・天候等に応じた部分点灯、こまめな間引き照明 ・廊下、トイレ、地下駐車場等での自然光の活用					
	・給排水ポンプの流量・圧力の適正化					
	・給湯温度をできるだけ低く設定					
	・ボイラー等の適切な燃焼管理(空気比調整と排ガス管理)					
ボイラー・	・配管の保温によるエネルギーロスの削減					
給湯設備	・ボイラー等の運転圧力の適正化					
・ボイラー等の停止時間の電源遮断						
	・ボイラー等のブロー量の適正化					
	・ボイラー等の燃焼設備の空気比の適正化					
2014	・庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時における再生可能					
その他 エネルギーの導入の検討						

4 設備機器の更新の取組 (ハード対策②)

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、エネルギー消費量の少ないものに交換することは、 温室効果ガス排出量の削減に大きな効果を発揮します。

このため、新たに「海老名市設備機器等導入指針」を策定し、今後、設備機器の導入・更新に際しては、本指針に基づいて L2-Tech 認証製品などの高効率機器を積極的に採用します。

【設備機器の導入、更新に関する取組】

項目	取組内容の例					
	・エネルギー消費効率の高い空調機器への更新					
	・スケジュール運転・断続運転の実施					
空調設備	・エネルギー消費効率の高い熱源(冷温水発生機等)機器への更新					
	・経年劣化等により効率が低下したポンプや冷却塔の更新					
	・配管・バルブ類、又は継手類・フランジ等の断熱強化					
☆ 赤 高 → 1.1 世	・エネルギー損失の少ない変圧器への更新					
受変電設備	・デマンド制御の導入(ピーク電力の削減)					
	・BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)の導入					
BEMS 等	・BEMS 連携によるクラウド型エネルギー統合管理システムの構築					
	及び運用					
	・照明対象範囲の細分化					
 照明設備	・初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新					
LKD1tX/m	・トイレなどへの人感センサーの導入					
	・室内照明や外灯について、LEDなど高効率な照明機器への更新					
ボイラー・	・エネルギー消費効率の高いボイラー・給湯機器への更新					
おり ・	・経年劣化等により効率が低下したポンプなどの更新					
かロ100年X VH	・配管・バルブ類、又は継手類・フランジ等の断熱強化					
昇降機	・インバータ制御システムの導入					
开件城	・電源回生機器の導入					
建物	・窓への高断熱ガラス・二重サッシの導入					
	・蛇口への節水コマの取り付け					
その他	・洗面所の蛇口を自動水栓に交換					
	・雨水貯留槽の設置による雨水の有効利用(上水道の利用抑制)					
	・自動販売機の設置・更新に際しては、省エネ型でフロン類が使用					
	されていないものを選択					
	・公共施設の緑化の推進					

新規供用施設では、最新の設備機器を導入することなどで省エネの推進に努め、温室効果 ガスの排出削減を推進します。

【新規供用施設での省エネ・省資源等に関する取組】

項目	取組内容の例				
	・BEMS の導入によるエネルギー使用状況の定期的な分析・評価				
	・建築物の整備に際しての木造化、木質材料の活用推進				
	・建築物の新設・増設に際しての屋根・外壁の断熱化				
省エネの推進	・窓ガラスの二重化				
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・省エネ型設備機器の率先導入				
	・LED などの低消費電力機器、センサー式照明器具などの導入				
	・深夜電力を利用した冷暖房などの導入による電力の平準化				
	・自然採光、自然通風の採用				
再生可能エネ	・太陽光・太陽熱利用設備の導入				
ルギーの導入	・バイオマス利用設備の導入				
	・雨水貯留槽の設置による雨水利用の推進				
	・節水型トイレ(雨水を利用したトイレ)の導入				
水資源の保全	・節水コマの取り付け、蛇口の自動水栓化による節水の推進				
	・ 雑用水等の散水等への利用の推進				
	・駐車場や歩道への透水性舗装の設置				

5 公共事業での取組

工事や委託業務等の公共事業は、事務事業の中でも環境に及ぼす影響が大きく、広い範囲 や分野にわたって影響を及ぼす可能性があります。

このため、市では、公共工事・契約事業環境配慮マニュアルを適用し、市が発注する入札 対象金額以上の公共工事及び契約事業において、公共事業での環境配慮の取組を適切に行い、 環境負荷の低減と温室効果ガスの削減に努めます。

【環境配慮型事業に関する取組】

項目	取組内容の例						
	・環境配慮型の工法の採用						
	・ 再生材の使用の推進						
理点なせの小	・ 熱帯木材等の使用抑制						
環境負荷の少ない公共事業	・建設副産物のリサイクルの推進						
の実施	・建設廃棄物の発生抑制、適正処理の推進						
○	・工事に伴う局所的な大気汚染、騒音・振動などの防止						
	・工事に伴う交通渋滞の緩和、交通安全の確保						
	・委託等に伴う環境に配慮した業務の実施						
	・既存緑地の保全						
敷地内及び周	・敷地境界等への植栽の実施、緑化の推進						
辺の自然環境	・自然的要素の多い空間の確保						
の保全	・既存の植生などの有効活用						
	・学校の校庭などの芝生化の検討						

6 事務局の取組

事務局(環境課)は、職員共通の取組を実践しつつ、以下の取組も実施することにより、市の事務事業からの温室効果ガスの排出抑制のための基盤・しくみを強化します。

【事務事業編の管理等に関する取組】

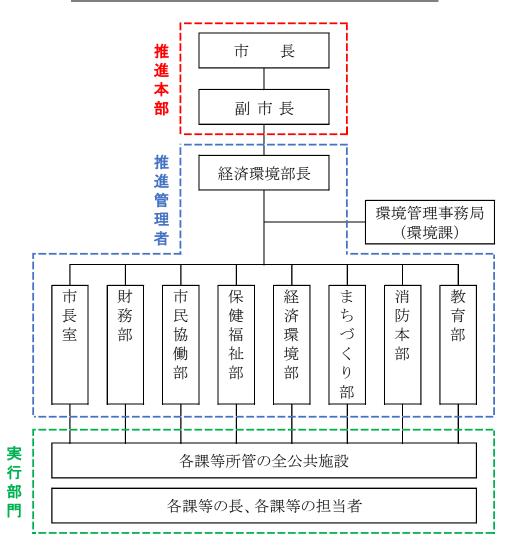
項目	取 組 内 容 の 例					
情報収集、情報提供	・設備機器の導入や運用改善に関する補助・助成金事業などに関する情報収集、情報提供 ・省エネ診断、エコチューニング事業などに関する情報収集、情報					
進行管理	提供 ・各施設などのエネルギーデータに基づく温室効果ガス排出量の 算定、各種報告 ・各施設の地球温暖化対策に関する取組の支援					
取組強化	・新しい技術や手法等の検討による地球温暖化対策の強化					
情報公開	・取組結果の集計と目標の達成状況の公表(毎年度)					
意識の啓発・ 高揚	・「カーボンマネジメントシステム」の職員への周知徹底 ・職員の地球温暖化防止への意識の啓発・高揚					

第6章 実行計画の推進

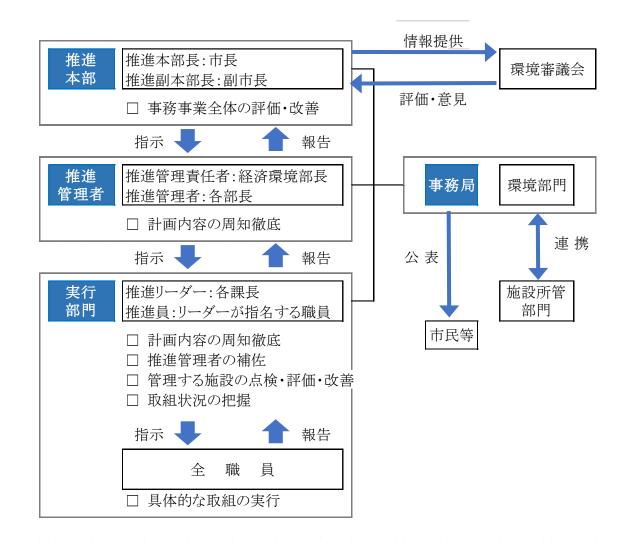
1 推進体制

本計画における事務事業編の推進については、海老名環境マネジメントシステムがその進行管理を担います。これにより、海老名市の公共施設等における環境に影響を及ぼす全ての事務事業・事業活動について、日常的な環境配慮を行い、より効率的かつ効果的な計画の推進を図ります。

推進体制(海老名環境マネジメントシステムの体制)



事務事業編の推進



2 運用管理

本計画における事務業編は、海老名市に所属する全ての組織が行う事務及び事業を対象とし(第2章 計画の基本的事項参照)、温室効果ガスの削減に向けた取組を行っていきます。 温室効果ガスの削減に向け、電気使用量及び灯油等燃料の使用量を管理するため測定をするほか、電気使用量の削減目標を定めたり、空調の適正運転や照明の間引き、こまめな消灯等を行う等、各施設における電気使用量、燃料使用量等を削減していきます。

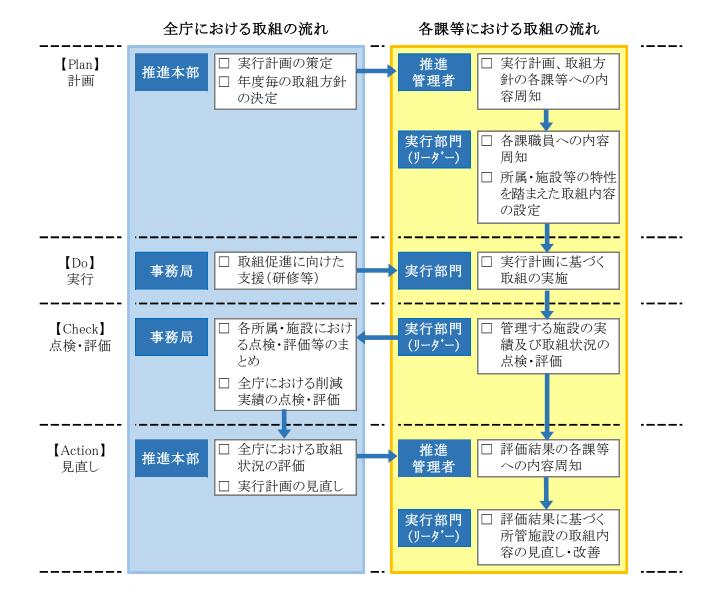
また、限られた資源を有効に活用し、森林等の温室効果ガスの吸収作用を保全する観点から、公共施設における再資源化率の向上を目指したごみゼロ運動の推進等、様々な対策も実施していきます。

運用管理の特記事項

- ・実行計画は、PDCA サイクルを回すことにより運用管理を行います。
- ・海老名環境マネジメントシステムを活用して、半年毎に実施状況を点検します。
- ・実施状況等については、えびな環境白書等に掲載して公表します。
- ・職員の環境意識の向上のため、海老名環境マネジメントシステムに係る研修において、実行計画の内容等も取り入れた研修を実施します。

PDCA サイクルによる運用管理 「海老名市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の目標 2016 年度を基準に、2030 年度までに 40%削減 ①【Plan】計画 ② 【Do】 実行 ・推進体制の確認 取組等の周知徹底 ・年次計画等の作成 ・個々の取組の実施 継続的改善 ④【Action】見直し ③【Check】点検・評価 • 年次総括 ・ 進捗状況の確認 ・結果の公表 ・取組状況の評価、報告

事務事業編での PDCA の流れ



終章 市民・事業者・行政の取り組み(区域施策編)

地球温暖化の防止に市全体で取り組むためには、公共部門以外の市民(家庭)や事業者(所)における地球温暖化対策は不可欠です。

2017年4月に策定した本計画において、これまで別編としていた「海老名市地球温暖化対策地域推進計画」を一本化し、非公共部門における地球温暖化対策を区域施策編(地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項)としました。

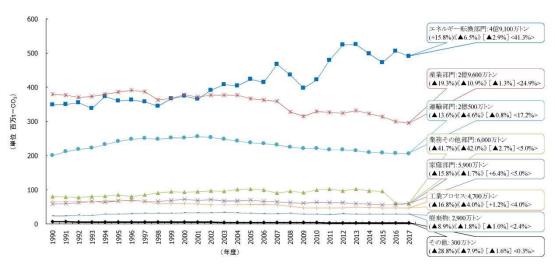
前章までで述べてきました、本市における事務事業編の改定に伴い、区域施策編の内容についても時点修正を行い、内容もよりわかりやすいものに改めます。

1 海老名市全域における温室効果ガスの排出状況

はじめに、日本全体の温室効果ガスの排出状況を見ると、平成29(2017)年度の日本の温室効果ガスの総排出量は12億9200万トンでした。

平成 28 (2016) 年度 (13 億 800 万トン) と比較し 1.2% (1,600 万トン)、平成 25 (2013) 年度 (14 億 1,000 万トン) と比較し 8.4% (1 億 1,900 万トン)、平成 17 (2005) 年度 (13 億 8,200 万トン) と比べて 8.0% (9,000 万トン)減少しています。

平成 28 年度(2016 年度)と比較して温室効果ガスが減少した要因としては、冷媒分野におけるオゾン層破壊物質からの代替に伴い、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の排出量が増加した一方で、太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大や原子力発電所の再稼働等によるエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加等により、エネルギー起源の CO_2 排出量が減少したこと等が挙げられます。



日本の二酸化炭素の部門別排出量

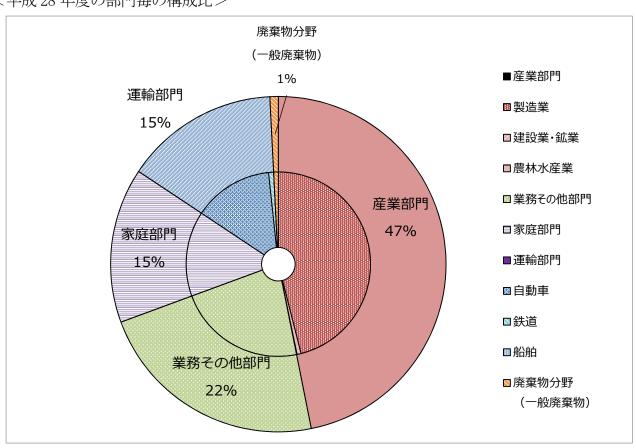
出典:環境省平成29年度の温室効果ガス排出量(速報値)について

海老名市全域の温室効果ガスについては、当市単独の二酸化炭素排出量の把握が困難なため、環境省が実行計画策定のために公開している「部門別 CO2 排出量の現況推計」において推計**されたデータに基づいて、当市の平成 28 (2016) 年度の部門毎の構成比と、平成 28 年度までの部門別の CO2 の推移を以下に示します。

※区域全体の排出量は、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(Ver1.0) (平成29年3月)」の標準的手法に基づき統計資料の按分から地方公共団体別部門・分野別の排出量を推計した値です。なお、一般廃棄物のCO2排出量は、環境省「一般廃棄物実態調査結果」の焼却処理量から推計されています。これらの数値は簡易な推計手法に基づくものであるため、あくまでも参考値です。

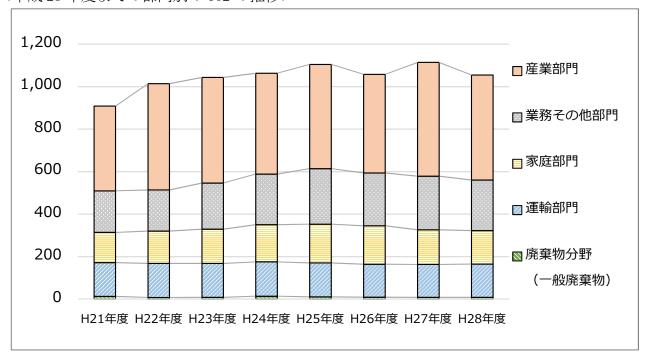
環境省の推計によると、平成 28 年度の本市の区域における CO2 排出量は、産業部門が 47% と最も多く、次いで、業務その他部門の 22%となっています。これら 2 部門の排出量が市域全体の約 7 割を占める結果となっており、平成 21 年度から平成 28 年度までの部門別の CO2 の推移をみても、その傾向は変わっておらず、部門ごとの排出量も上昇傾向にあるため、両部門における CO2 排出量の抑制が大きな課題であり、削減に向けた取組みを重点的に行う必要があると考えられます。

<平成28年度の部門毎の構成比>



出典:「部門別 CO2 排出量の現況推計」(環境省)

<平成28年度までの部門別のC02の推移>



出典:「部門別 CO2 排出量の現況推計」(環境省)

出典:「部門別 CO2 排出量の現況推計」(環境省)

		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H28年度		
	部門・分野			排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO2)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	構成比				
合	計			909	1,014	1,043	1,063	1,104	1,057	1,114	1,055	100%
	産業部門]		399	500	497	475	490	464	535	494	47%
		製造業		393	493	489	466	481	455	527	486	46%
		建設業・		6	7	7	8	8	7	8	7	1%
	農林水産業		業	1	0	1	1	1	1	1	1	0%
	業務その他部門			196	193	217	238	261	249	252	238	23%
	家庭部門			142	152	162	175	183	181	163	157	15%
	運輸部門			159	160	159	162	159	155	155	157	15%
		自動車		152	153	151	152	149	146	146	148	14%
			旅客	102	102	101	101	97	93	92	94	9%
			貨物	50	51	50	51	52	53	53	54	5%
		鉄道		7	8	9	10	10	10	10	9	1%
	船舶		0	0	0	0	0	0	0	0	0%	
	廃棄物分	野(一般	廃棄物)	13	8	9	14	11	9	8	8	1%

※端数計算により合計が一致しない場合があります。

2 海老名市全域における温室効果ガス排出量の将来推計

本市全域における将来の CO₂排出量については、環境省が公開している「「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール」により特に対策を講じなかった場合(現状すう勢ケース(BAU))を前提に推計された、国が短期的な目標年度として設定している 2030 年度(令和 12 年度)のデータを以下に示します。

推計にあたっての前提条件として、事務事業編との整合を図るため、2016 年度(平成 28 年度)を基準年度としています。推計の基礎となる活動量については、人口を元にしており、目標年度における推計人口は「海老名市人口ビジョン(平成 28 年 2 月)」から引用しています。電力の排出係数については、基準年度の排出係数を東京電力エナジーパートナー㈱の数値、目標年度の排出係数を、経済産業省が「長期エネルギー需給見通し」にて示した目標値としています。また、各部門における電力比率(排出量に占める電力起源 CO2の割合)は都道府県別エネルギー消費統計から算出された電力比率平均値(2013 年度データ)としています。

<将来CO2排出量推計における前提条件>

年度	2016 年度(基準年度)	2030 年度(目標年度)
活動量 (人口ベース)	130,750 人	139,709 人
排出係数	0. 000500t-C0 ₂	0. 000370t-C0 ₂

<部門別電力比率>

	電力比率	
	製造業	40%
産業部門	建設業・鉱業	29%
	農林水産業	18%
業務その他	57%	
家庭部門	70%	
運輸部門	100%	

※上表に記載のない運輸部門(自動車分野)及び廃棄物分野は電力比率0%と想定

以上の前提条件を元に、目標年度における BAU 排出量を推計した結果、電力比率の高い、運輸部門(鉄道分野)や家庭部門、業務部門、産業部門(製造業分野)については、特に対策を講じなかったとしても、ある程度の削減が見込まれています。一方で、運輸部門(自動車分野)や廃棄物分野、産業部門(農林水産業分野)については、人口増に伴う活動量の増加から CO2排出量も増加する結果となり、全体としては、基準年度比約 5.0%の削減が予測される結果となりました。

<目標年度における BAU 排出量及び基準年比削減率>

		部門・	分野	基準年度(H28) 排出量 (千t-C02)	目標年度(R12) BAU排出量 (千t-CO ₂)	基準年比削減率
合	計			1, 055	1,002	5.0%
	産業部	門		494	474	4. 1%
		製造業		486	465	4. 2%
		建設業	・鉱業	7	7	1.0%
		農林水	産業	1	1	-1.9%
	業務そ	の他部	門	238	216	9. 1%
家庭部門				157	138	12.6%
	運輸部門			157	165	-5.2%
		自動車		148	158	-6.9%
			旅客	94	100	-6.9%
	貨物 鉄道 船舶			54	58	-6.9%
				9	7	20. 9%
				0	0	0.0%
	廃棄物分野 (一般廃棄物)			8	9	-6.9%

[※]簡易な推計手法に基づくものであり、あくまでも参考値です。

3 温室効果ガス削減に向けた取り組み

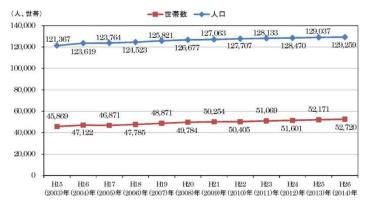
国が策定した「地球温暖化対策計画」では、短期的な目標年度として設定している 2030 年度 (令和 12 年度) において、2013 年度比で 26%削減を目標に掲げています。本市でも、国の目標に準拠し、将来推計による BAU 排出量との差を埋めるための取組みとして、以下に示す市民・事業者・行政がそれぞれ出来る取組みを推進します。

(1) 市民に出来る取り組み

本市では人口の微増傾向が続いており、世帯数にも同様の傾向がみられます。また、今後も様々な人口増策をとることで、目標年度である 2030 年では基準年度より 1 万人近い人口の増加が見込まれるため、家庭生活により生じる CO_2 排出量も増加が続くと考えられます。このため、市民には継続した地球温暖化対策の徹底を進めることが求められます。

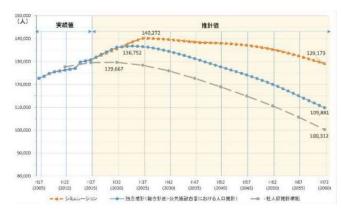
人口の増加に伴う世帯数の増加は、電力使用基本契約数の増加に直結し、結果として二酸化炭素排出量の増加に大きく影響を与えます。単身世帯と比べ家族世帯は、二酸化炭素排出量が相対的に多くなる等、同居する家族の協力を得ないと削減行動に取り組めないといった課題があります。このため、「家族一緒に同じ部屋で過ごす」、「家族一緒に食事する」、「お風呂は続けて入る」等、家族世帯ならではの削減方法に取組むことで、単身世帯と比べ削減効果が大きく表れる側面があります。そういったソフト面の対策と合わせ、省エネルギー性能の高い製品への買い替えを行う等、ハード面の対策を進めることが重要です。

<人口・世帯数の推移>



出展:海老名市人口ビジョン

<人口の将来推計>



出展:海老名市人口ビジョン

(2) 事業者に出来る取り組み

前出の「海老名市の二酸化炭素の部門別排出量」のとおり、本市の二酸化炭素排出量の46%が産業部門の1つである製造業から、23%が業務その他部門から、14%が運輸部門の1つである自動車(家庭で利用される自家用車も含む)から排出されています。

また、日本全体としては平成20(2008)年のリーマンショックの影響で二酸化炭素排出量も減少したもののその後は増加傾向にあり、本市においても同様の傾向があると推測されます。

今日では、CSR(企業の社会的責任)に対する市民の関心も高まっていることもあり、事業者も CSR の1つとして地球温暖化対策に積極的な姿勢を示すことが求められています。

市内事業者においても、空調・照明の節電、エコドライブ、クールビズ、働き方の変革、再生可能エネルギーの導入、社会へのクリーンエネルギーの供給、製造過程で発生する残滓(ざんし)を燃料としたり、BEMS(建物全体の電力消費の監視と分析を行うシステム)の導入を行う等の対策をさらに取り組んでいくことが必要です。

(3) 行政に出来る取り組み

行政は事務事業編で示したような一事業者としての地球温暖化対策を推進することの他に、 市域全体の二酸化炭素排出量を削減する計画を策定し、地球温暖化対策に関する情報提供、研 修の機会の提供等の普及啓発活動に加えて省エネ・再エネ設備や電気自動車や燃料電池自動車 等の低炭素車両の普及に向けた支援を推進し、市民、事業者が地球温暖化対策を進めやすい環 境を整えることが求められています。

(4) 三者が出来る具体的な取り組み

市民、事業者、行政の三者が目標の達成に向けてできること、取り組むべきことを明確にし、具体的な行動内容を次頁から記載します。

①省エネルギー活動等の推進

CO₂排出量を抑えるため、一人ひとりが日常的に省エネルギーを意識して行動することが、必要です。また、省エネ性能の高い空調機器や照明への切替えを推進することも活動から発生する CO₂排出量を削減する重要な取組みになります。併せて、事業者や行政においては環境に配慮した行動を組織的に行うための体制を整備することも求められます。

取 組	概 要		
古光江朝 口帯江朝の少テラ	・電気やガス、燃料、水等の無駄のない効率的な利用		
・事業活動、日常活動の省エネ	・省エネ生活、活動、製品開発、啓発		
・省エネ型施設等の製造、導入促進	・省エネ型施設等の積極的導入、製造、支援		
・環境マネジメントシステムの	・ISO等認証取得の導入、支援、運用		
導入支援			

②再生可能エネルギーの利用促進

石油や天然ガス等の化石燃料に依存した社会からの脱却を図り、CO₂排出に繋がるエネルギー使用を削減するためには、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーや燃料電池等の自立分散型エネルギーの導入を進めていく必要があります。行政においては、市民や事業者が積極的な導入を進められるような体制を構築・強化していくことも重要です。

取 組	概 要
- 再ル司化・ラルギ、燃乳供の道1	・太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備や燃
・再生可能エネルギー等設備の導入	料電池等の自立分散型エネルギー設備の積極的な導入
・再生可能エネルギー等設備導入の	・再生可能エネルギー等設備の導入に係る支援の充実
促進	・再生可能エネルギー等設備導入に関する周知啓発

③交通等対策

化石燃料を使用する自動車を前提とした社会から脱却するためには、一人ひとりが環境に配慮した移動を意識することも求められています。併せて、行政においては、化石燃料を使用する自動車に頼らない交通体系を構築することが必要です。

取 組	概 要
	・自動車利用時における相乗りの推進
・自動車利用削減の推進	・徒歩や自転車による移動の促進
・日野中小川田川例ググでは	・歩道や自転車専用道路の整備
	・駐輪場の適正配置
	・コミュニティバスの運行、利用向上
・公共交通の利用、促進	・イベント時等の公共交通機関利用の促進
	・鉄道輸送力増強の要望活動
・低公害車の導入	・低公害車の導入、支援
・仮公音中の導入	・低公害車に関するイベントの開催
・エコドライブの促進	・講習会、イベントの開催、参加
	・エコドライブを心掛け自動車燃料使用量の削減
・理会に配慮した古紙地敷供	・渋滞解消・緩和に向けた道路整備
・環境に配慮した市街地整備	・交通円滑化に向けた右折専用レーン・信号機設置の要望

④資源の有効活用及び循環型社会の構築・形成

日常生活や事業活動から排出される廃棄物が焼却処分される量を減らしていくことは、CO2 排出量の削減を進める上で、重要な取組みになります。このため、各主体が様々な手法を通じ て廃棄物の排出量削減を推進するとともに、分別の徹底等による資源化に取組みます。

取 組	概 要
	・3R(リデュース・リユース・リサイクル)の促進と実行
	・生ごみ処理機等の活用、普及
・廃棄物の減量化	・バイオディーゼル燃料の活用
	・マイバッグ等の持参・促進
	・食品ロス削減の促進
	・適切な分別の実行、推進
・資源化の促進	・エコマーク商品等のグリーン購入や、環境に配慮した低炭
	素な日常生活用製品等の利用、製造、販売、推進

⑤緑の保全及び創出

緑にはそれ自体に CO2 を吸収削減する機能を有しているほか、暑い時期には外の気温や室温 上昇を抑えるなど、様々な効用があります。こうした緑の多様な価値を維持活用するため、各 主体が市内にある緑地や農地における緑を保全し、積極的に創出することが必要です。

取 組	概 要
・森林、緑地等の維持管理と	・緑地の適切な整備、拡大、維持管理の推進
その支援	・ 奨励金制度の周知及び活用促進
	・地域緑化活動への参加、支援
・緑化促進、意識の向上	・緑のカーテンの創設
	・屋上や壁面の緑化の推進
・建築物等への木材利用	・建築物等への県産木材の利用
	・遊休農地の活用
・農地の保全	・農業活性化
	・地産池消、旬産旬消の推進

⑥環境に関する教育の推進及び情報提供

CO2 排出量削減による地球温暖化対策は、あらゆる世代が一丸となって進めていかなければなりません。このため、様々な世代を対象とした環境配慮意識の醸成を目的とした環境教育を推進することや、環境に関する情報の発信及び啓発を通じて、各主体が自発的に環境配慮を進められる社会を構築することが必要です。

取 組	概 要
・環境教育の推進	・環境に関するイベント等への参加、開催、支援
・環境への取り組みや情報の	・国県等との連携したPR活動(クールチョイス、エコ10ト
発信、啓発、参加	ライ、ライトダウン等)とその活動への参加

⑦地球温暖化による被害軽減に向けた対策

地球温暖化対策は世界的に進められていますが、依然として進行しており、地球温暖化を原因とした異常気象による様々な被害への対策を準備し、備えることが必要となっています。 このため、各主体が地球温暖化に適応し、被害を軽減するための対策に取組むことが求められています。

取 組	概 要
	・異常気象による洪水等の災害への備えの充実
・地球温暖化への適応策の推進	・熱中症の原因や対策の周知啓発、予防策の実施
	・異常気象に対応した農業体制の整備

海老名市地球温暖化対策実行計画

令和2年○月改定

発行 神奈川県海老名市

編集 海老名市経済環境部環境課

〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

Tm 046-235-4912 (直通)

海老名市緑の基本計画の見直しについて

現計画の中間目標年次である平成 29 年度までの実績、アンケート調査や社会情勢の変化などを踏まえ、将来の緑地の保全や緑化の推進に関する施策など、緑の基本計画の見直しを実施します。

緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、 目標、施策などを定める基本計画です。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を 総合的、計画的に実施することができます。(都市緑地法第4条)

- 1 計画の基本理念及び方針
 - □ 計画の基本理念(現計画を継承します。) 「みどりに恵まれた快適環境都市えびな」 (地球の環境を良くし、快適な都市空間をつくる海老名の魅力づくり)
 - 基本方針の体系(現計画を継承します。)
 - (1) みどりを創る(緑の創出)
 - (2) みどりを守る(緑・水辺の保全)
 - みどりの保全
 - ・水とみどりの調和
 - ・ 水とみどりのネットワーク
 - (3) みどりを育てる(緑の普及・啓発)

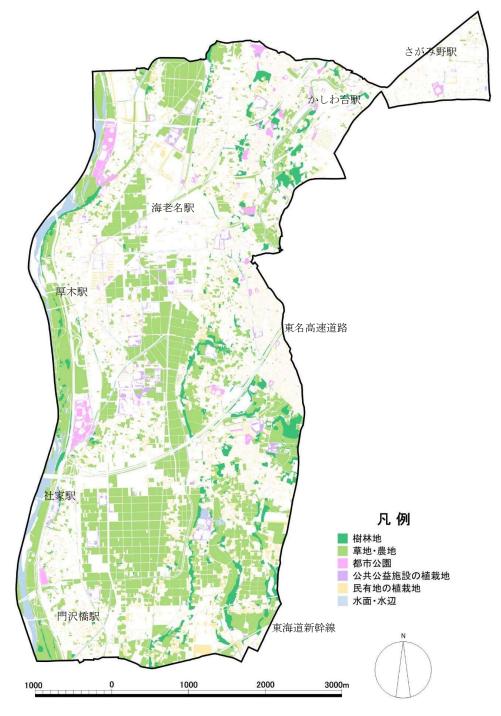
2 見直しのポイント

- □ 見直しの方向性『整備から既存ストックの保全、活性化』
 - (1) 地域市民のための都市公園へ
 - 地区の拠点となる公園の設置、既存公園の拡大や公園機能の充実を推進します。
 - 地域特性に応じた公園機能の見直しによる魅力向上を推進します。
 - 利便性や機能向上のため、小規模公園の統廃合など公園等の再編を推進します。
 - 公園の魅力を引き出す柔軟な利用による活性化を推進します。
 - (2) 官民連携による都市公園の活性化
 - 指定管理者制度の活用による公園のサービス向上や活性化を推進します。
 - 公募設置管理制度の活用による公園の魅力向上を推進します。
 - 官民連携によるイベント等を実施することで賑わいの創出を推進します。
 - 市民との協働による緑の保全、ふれあいなどの環境整備を推進します。

(3) 都市公園等の適切な保全

- 長寿命化計画に基づく老朽化施設の改修や再整備を推進します。
- ・都市公園の特性、樹木の特性に応じた維持管理を実施します。
- 現況の地形や植生等の自然環境に配慮した、保全活動の充実を推進します。
- 樹木等の適切な管理により不可視箇所をなくし、防犯性を高めます。

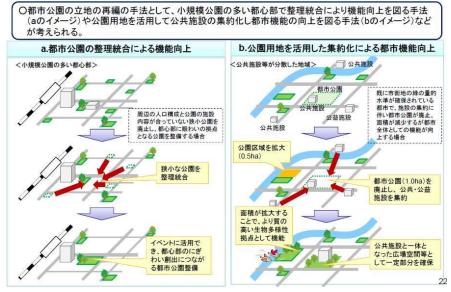
□ みどり分布の現況



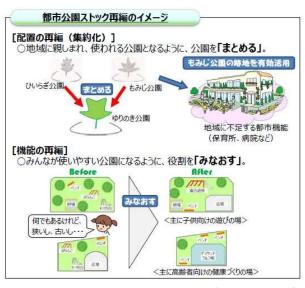
資料:海老名市オルソ写真(H27.9.30撮影)を基に作成

□ 主な見直し内容のイメージ

(1) 地域特性に配慮した都市公園の配置



※小規模公園の統廃合など公園の再編及び公園用地を活用した都市機能の向上



※公園機能の見直しによる魅力向上イメージ

※配置の再編(集約化)による 公園の拡大及び跡地の有効活用

※公園機能の見直しによる魅力 向上(ニーズに合った機能)

(2) 官民連携による都市公園の活性化

<制度を活用した公園整備イメージ>



※公募設置管理制度の活用に よる公園整備(近隣公園)

カフェ等収益施設の設置 収益による広場、園路整備

(3) 都市公園等の適切な管理・保全



※老朽化した施設の改修や再整備を による適切な管理

魅力向上による利用率の向上





- ※大きくなりすぎた灌木を小径木 にする
- ※都市公園としての適切な樹木管理による防犯性の向上

3 計画対象地域及び計画期間

- □ 計画のフレーム
 - 計画対象地域 都市計画区域(海老名市全域)
 - ・計画期間 環境変化などに配慮して、事業期間を令和21年度まで延長する。
 - ・中間目標年次 第五次総合計画と整合を図り、令和 11 年度とする。

4 目標値の見直し

- □ 目標値の見直し
 - (1) 数値目標の見直し
 - ① 都市公園(街区公園、近隣公園、運動公園、都市緑地、緑道、広場)

	現計画	現況	見直し案
	(平成 39 年度目標)	(平成 29 年度実績)	(令和 21 年度目標)
目標値	101. 31 ha	61. 43 ha	92. 79 ha
1人当たり面積	7. 50㎡/人	4. 67㎡/人	7. 50㎡/人

② 都市公園等(都市公園、運動場、市民農園、河川緑地、児童遊園、教育施設等)

	現計画	現況	見直し案
	(平成 39 年度目標)	(平成 29 年度実績)	(令和 21 年度目標)
目標値	182. 77 ha	123.34 ha	187. 30 ha
1人当たり面積	13. 54㎡/人	9. 37㎡/人	15. 14㎡/人

③ 緑地総計(都市公園等、境内地、農用地、河川区域、保全区域、史跡等)

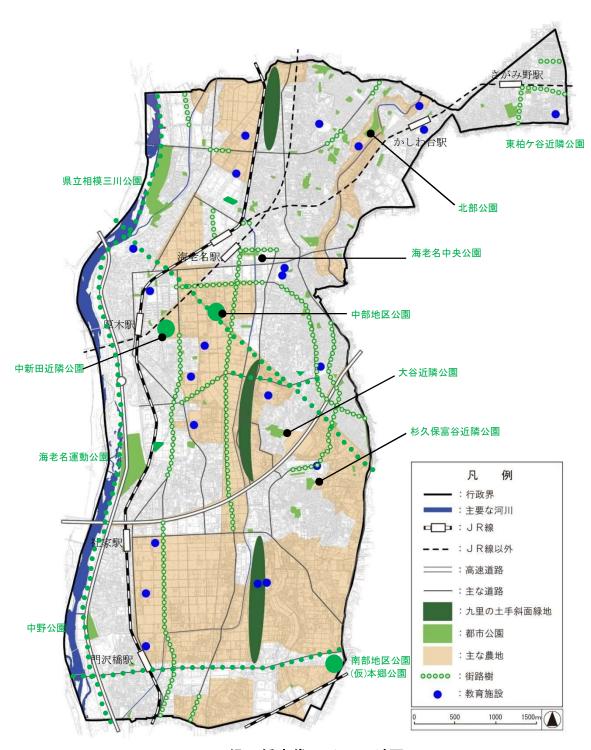
	現計画		見直し案
	(平成39年度目標)	(平成 29 年度実績)	(令和21年度目標)
目標値	617. 11 ha	491. 99 ha	545.34 ha
都市計画区域面 積に対する割合	23. 30 %	18.50%	20. 51 %

(2) 現行計画からの見直し

	現計画	見直し案
都市緑地	市が保有する緑地を対象	市が保有する緑地並びに市街化
		区域内の保全区域に指定してい
		る緑地を対象
自転車歩行者専用道	市域に整備されるサイクリング	市域に整備されるサイクリング
	道路を対象	道路を対象(さがみグリーンラ
		イン計画の明確化に伴う追加)
教育施設	小中学校のグラウンドを対象	小中学校並びに県立高等学校の
		グラウンドを対象
民間運動施設	富士ゼロックス、日本コカ・コ	一般開放されている富士ゼロッ
	ーラ、小田急、資生堂、リコー	クスのグラウンドを対象
	のグラウンドを対象	
境内地	日常的な遊び場等として利用さ	日常的な遊び場や地域の祭り等
	れている貴日土神社を対象	に利用されているすべての寺社
		を対象
特別緑地保全地区	市域の民有地である緑地を対象	廃止
		(一部都市緑地へ見直し)

5 みどりの将来像のイメージ

□ 見直し計画に基づく都市公園等みどりの分布参考図



緑の将来像のイメージ図

海老名市緑の基本計画

- みどりに恵まれた快適環境都市えびな -

(素案)

令和〇年〇月 海老名市

目 次

序章	計	-画の改定の背景
	1	緑の基本計画とは
;	2	改定の背景
;	3	計画の位置づけと目標年次
第 1 i	章	緑の現況と課題
	1	緑の役割
:	2	緑地の定義
;	3	緑の現況
	4	計画の達成状況
	5	緑の課題
第2	章	計画の基本方針と緑地・緑化の目標
	1	基本理念と緑の将来像
:	2	基本方針
;	3	計画のフレーム
	4	計画の目標水準
第3章	音	緑地の配置計画
	- 1	環境に係る緑地の配置計画
	' 2	防災に関する緑地の配置計画
	3	レクリエーションに関する緑地の配置計画
	ა 4	景観に関する緑地の配置計画
	•	>// Mpi − // ↑ ↑ du/v. □ 4 × H□ □ H □
第4章	章	緑地の保全及び緑化推進のための施策
	1	みどりを創る(緑の創出)
	2	みどりを守る (緑·水辺の保全)
:	3	みどりを育てる (緑の普及・啓発)

序章 計画の改定の背景

1 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村がその区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定する計画です。

2 改定の背景

本市は、平成8年度に「海老名市緑の基本計画」を策定し、平成20年度に1度目の改定を 実施して以来、さまざまな緑に関する施策を展開してきましたが、1度目の改定から11年が経 過し、この間、緑地の減少、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、市民ニーズの多様化や 都市の維持コストの増大など、社会情勢は大きく変化しています。

このような背景を踏まえ、平成29年6月の都市緑地法等の一部改正や緑の基本計画の上位計画や関連する計画との整合を図る必要があることから、新たに「海老名市緑の基本計画」を改定するものです。

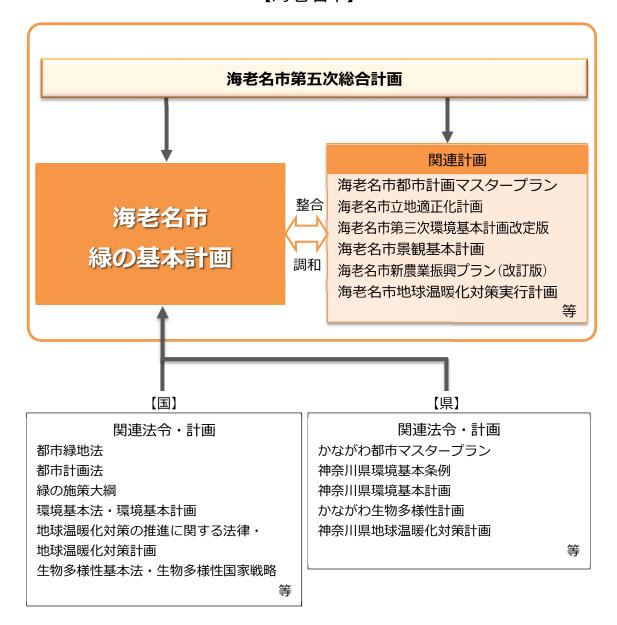
3 計画の位置づけと目標年次

(1) 計画の位置づけ

緑の基本計画は、「海老名市総合計画」を上位とする緑に関する総合的な基本計画に位置づけます。

また連携すべき計画として、「海老名市都市計画マスタープラン」や「海老名市第三次環境 基本計画」などの各種計画や、国や県の関連法令や計画などがあります。

【海老名市】



(2) 計画の目標年次

本計画の計画期間は、長期的な視点に立って、本市が目指していく緑の将来像、それに基づいた計画を示す必要があるため、令和2年度から令和21年度までの20か年とします。

また、上位計画の計画期間に合わせ、中間目標年次を令和11年度とします。

なお、今後の社会情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じ計画の見直しをする ものとします。

第1章 緑の現況と課題

1 緑の役割

都市における公園・緑地、水辺、農地などは、都市環境の保全、レクリエーション、防災、 都市景観の形成など様々な機能を有しています。

また、緑は野生生物の生息・生育環境や生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保するうえで重要な役割を果たしています。

(1)都市環境を保全する機能

まとまった緑や河川等の水辺は、大気の浄化等の機能を有し、良好な都市環境を形成するうえで重要な役割を担っています。

また、市街地周辺の樹林地や農地等は、雨水の地下浸透や保水機能を有し、地球温暖化の 防止やヒートアイランド現象の緩和といった環境保全のほか、防音・防塵・暴風など多くの 機能があります。

(2) レクリエーションの場となる機能

市民が健康的な生活を営むうえで、スポーツやレクリエーションの果たす役割は増しています。公園は、運動施設や広場、遊具など複合的な機能を有しており、子どもから大人まで幅広い年齢層が楽しむことができます。

また、高齢者の健康への関心等が高まるなか、樹林地は林間レクリエーションの場、緑道等はウォーキング、散策など健康づくりの場、市民農園は農とのふれあいの場として貴重な空間となっています。

(3)防災に資する機能

公園・緑地、グラウンドなどのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援・復旧活動 の場としての機能を有しています。

また、斜面緑地は、雨水流量の調整や斜面の崩壊を防ぐ機能を有し、街路樹や生垣は、防火帯としての機能やブロック塀による道路寸断を防止する機能を有しています。

(4) 都市景観を形成する機能

相模川などの水辺や緑、公園・緑地、街路樹、住宅地の生垣、駅前の緑などは、まちの個性を演出し、うるおいや安らぎを与えています。

また、農地、社寺林、地域のシンボルとなっている大木などの風景は、地域らしさを表している景観といえ、都市の景観形成に役立っています。

2 緑地の定義

緑の基本計画で対象とする緑地を以下に示します。

緑地の区分		緑地の内容				
		都市公園			・都市公園法で規定するもの	
	施設	都市公園	公共施設緑地	都市公園以外で 公園緑地に準じ る機能を持つ施 設	・都市公園を除く公共空地(その他公園) ・国民公園 ・自転車歩行者専用道路 ・歩行者専用道路 ・地方自治法設置又は市町村条例設置の公園 ・公共団体が設置している市民農園 ・公開している教育施設(国公立) ・河川緑地 ・港湾緑地 ・農業公園 ・児童遊園 ・公共団体が設置している運動場やグラウンド ・こどもの国	等
	地	以外			・学校の植栽地 ・下水処理場等の付属緑地 ・道路環境施設帯及び植栽帯(街路樹) ・その他の公共公益施設における植栽地	等
緑地			民間施設緑地	・一時開放広場 ・公開している教育	置している市民農園 『施設(私立) 『結び開放している企業グラウンド	,
	・緑地保全地域(都市緑地法) ・特別緑地保全地区(都市緑地法) ・風致地区(都市計画法) ・生産緑地地区(生産緑地法) ・近郊緑地保全区域(近畿圏整備法) ・歴史的風土保存区域(古都保存法) ・歴史的風土特別保存地区(古都保存法) ・歴史的風土特別保存地区(古都保存法) ・景観地区で緑地に係る事項を定めているもの(景観法) ・自然公園(自然公園法) ・自然公園(自然公園法) ・自然公園(自然公園法) ・自然公園(自然公園法) ・自然公園(自然環境保全法) ・農業振興地域・農用地区域(農業振興地域整備法) ・河川区域(河川法) ・保安林区域(森林法) ・保安林区域(森林法) ・地域森林計画対象民有林(森林法) ・保存樹・保存樹木(樹木保存法) ・景観重要樹木(景観法)		を備法) 民存法) つているもの(景観法) 全法) 振興地域整備法)	等		
		協定	・史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの(文化財保護法)・緑地協定(都市緑地法)			
	・景観協定で緑地に係る事項を定めているもの(景観法)				等	
		条例等によるもの				等

3 緑の現況

(1) 施設緑地の現況

ア 都市公園の現況

本市の都市公園としては、平成30年4月現在で75*箇所、面積は61.43haが整備されています。

区域別では、市街化区域が 68 箇所、面積は 48.12ha と全体の 78.3%を占めています。市 街化調整区域は 7 箇所、面積は 13.31ha で 21.7%です。

* 相模三川緑地が市街化区域及び市街化調整区域に跨って整備されていることから箇所数は 75 となります。

イ 都市公園以外の施設緑地の現況

都市公園以外の施設緑地として、公共施設緑地と民間施設緑地があります。

公共施設緑地は、平成30年4月現在で160箇所、面積は61.91haが整備されています。 区域別では、市街化区域が115箇所、面積は26.67haと全体の43.1%を占めています。 市街化調整区域は45箇所、面積は35.24haで56.9%です。

一方、民間施設緑地は 53 箇所、面積は 19.41ha であり、区域別では、市街化区域が 42 箇所、面積は 16.11ha と全体の 83%を占めています。市街化調整区域は 11 箇所、面積は 3.3ha で 17%です。

(2) 地域制緑地の現況

ア 法によるもの

地域制緑地のうち、法によるものには、生産緑地地区、農用地区域、河川区域、史跡があり、平成30年4月現在で330.46haが指定されています。

区域別では、市街化区域が 32.12ha と全体の 9.7%を占めています。市街化調整区域は 298.34ha で全体の 90.3%を占めています。

イ 条例等によるもの

地域制緑地のうち、条例等によるものには、みどりの協定、緑化協定、自然緑地保全区域があり、平成30年4月現在で27.51haが指定されています。

区域別では、市街化区域が 16.07ha と全体の 58.4%を占めています。市街化調整区域は 11.44ha で全体の 41.6%を占めています。

緑地の現況量

(平成30年4月1日現在)

横区公園 46 11.73 3 0.3 49 12.6 11.74 1 17.4 1 17.4 1 17.4 1 17.4 1 1 1 1 1 1 1 1 1	区域		市街们	市街化区域		市街化調整区域		計	
振			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
選動公園	設 緑	市 公	街区公園	46	11.73	3	0.3	49	12.03
特殊公園			近隣公園	4	7.63	1	2.29	5	9.92
## 2 10.3 11 18			運動公園	1	17.47			1	17.47
大きな 1			特殊公園	4	2.11			4	2.11
施設			都市緑地*1	9	8.4	2	10.3	11	18.7
小計			緑道	2	0.54	1	0.42	3	0.96
施設 現境施設帯 1 1.4 1 3.6 2 運動場等 2 0.63 1 4.62 3 5.2 で 市民農園 3 0.2 20 2.41 23 2.6 自転車歩行者専用道路*2 2 1.81 1 0.36 2 2.1 教育施設 9 16.4 13 23.15 22 39.5 で 別整池 4 1.91 1 0.09 5 い計 115 26.67 46 35.24 160 61.5 で 別報 1 2.4 で 1 0.17 で 1 0.1 で 1 0.17 で 1 1 0.1 で 1 0.17 で 1 0.1 で 1 0.17 で 1 0.1 で 1 0.17 で 1 0.1 で 1 0.1 で 1 0.17 で 1 0.1 で 1				2	0.24			2	0.24
施設線 共施			小計	68	48.12	7	13.31	75	61.43
施設線 工事動場等 2 0.63 1 4.62 3 5.2 市民農園 3 0.2 20 2.41 23 2.6 自転車歩行者専用道路*2 2 1.81 1 0.36 2 2.1 教育施設 9 16.4 13 23.15 22 39.5 公共空地 6 0.26 3 0.38 9 0.6 調整池 4 1.91 1 0.09 5 小計 115 26.67 46 35.24 160 61.8 公開空地 1 0.1 1 0.1 民間運動施設 1 2.4 1 1 2 境内地 37 11.37 11 3.3 48 14.6 民間調整池 3 2.17 3 2.1 小計 42 16.11 11 3.3 53 19.4 施設縁地計 225 90.9 64 51.85 288 142.7 地域 4 2.4 3 1.81 7 4 2.5 89.6 0 89 河川区域*3 2 2.5 5 208.74 5 211.2 2 2 2 25 5<		共 施 設 緑		88	4.06	6	0.63	94	4.69
世				1	1.4	1	3.6	2	5
施設				2	0.63	1	4.62	3	5.25
世				3	0.2	20	2.41	23	2.61
検験性質性 大きな				2	1.81	1	0.36	2	2.17
地 公共空地 6 0.26 3 0.38 9 0.6 調整池 4 1.91 1 0.09 5 小計 115 26.67 46 35.24 160 61.9 と 公開空地 1 0.17 1 0.1 民間運動施設 1 2.4 1 2 技内地 37 11.37 11 3.3 48 14.6 民間調整池 3 2.17 3 2.1 小計 42 16.11 11 3.3 53 19.4 施設緑地計 225 90.9 64 51.85 288 142.7 施設緑地計 225 90.9 64 51.85 288 142.7 カよこのよる 農用地 89.6 0 89 カよこのよる 2 2.5 5 208.74 5 211.2 またにのよる 3 4.12 3 4.1 カトランのよる 3 4.12 3 4.1 カトランのよる 3 4.12 3 4.1 カーランのよる 3 4.1 3 4.1 カーランのよる 4 2.4 3 1.81 7 オーランのよる 4 <				9	16.4	13	23.15	22	39.55
小計				6	0.26	3	0.38	9	0.64
民間 公開空地 1 0.17 1 0.1 民間運動施設 1 2.4 1 2 境内地 37 11.37 11 3.3 48 14.6 民間調整池 3 2.17 3 2.1 小計 42 16.11 11 3.3 53 19.4 施設緑地計 225 90.9 64 51.85 288 142.7 大き産機用地 198 25.5 198 25 農用地 3 4.12 3 4.1 東跡 3 4.12 3 4.1 東跡 3 4.12 3 1.81 7 4.2 る例 よ条 みどりの協定 4 2.4 3 1.81 7 4.2 る例 4 2.4 3 1.81 7 4.2 る例 4 6.37 6 1.33 54 7 も等 自然緑地保全区域 44 7.3 45 8.3 89 15 のに 小計 96 16.07				4	1.91	1	0.09	5	2
民間運動施設 1 2.4 1 2 域内地 37 11.37 11 3.3 48 14.6 民間調整池 3 2.17 3 2.1 小計 42 16.11 11 3.3 53 19.4 施設緑地計 225 90.9 64 51.85 288 142.7 基 生産緑地地区 198 25.5 198 25 農用地 河川区域*3 2 2.5 5 208.74 5 211.2 史跡 3 4.12 3 4.1 小計 203 32.12 5 298.34 206 330.4 よ条 みどりの協定 4 2.4 3 1.81 7 4.2 る例 4 2.4 3 1.81 7 4.2 も等 自然緑地保全区域 44 7.3 45 8.3 89 15 小計 96 16.07 54 11.44 150 27.5 地域制緑地の画 東部分 96 16.07 54 11.44				115	26.67	46	35.24	160	61.91
様間 地施 設 境内地 37 11.37 11 3.3 48 14.6 民間調整池 3 2.17 3 2.17 3 2.17 3 2.17 3 2.17 3 2.17 3 2.17 3 2.17 3 3 2.17 3 3 2.17 3 3 2.17 3 3 2.17 3 3 2.17 3 3 2.17 3 3 2.17 3 3 2.17 3 3 2.17 3 3 2.17 3 3 2.17 3 3 3 2.17 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		緑間 地施 設		1	0.17			1	0.17
地施設 現内地 37 11.37 11 3.3 48 14.6 民間調整池 3 2.17 3 2.1 施設線地計 225 90.9 64 51.85 288 142.7 法 生産緑地地区 198 25.5 198 25 農用地 3 4.12 3 4.1 皮跡 3 4.12 3 4.1 よ条 みどりの協定 4 2.4 3 1.81 7 4.2 おのに 小計 203 32.12 5 298.34 206 330.4 おのに 4 2.4 3 1.81 7 4.2 おのに 4 2.4 3 1.81 7 4.2 おのに 小計 96 16.07 54 11.44 150 27.5 地域制緑地の重複部分 4 7.3 45 8.3 89 15				1	2.4			1	2.4
設 民間調整池 3 2.17 小計 42 16.11 11 3.3 53 19.4 施設緑地計 225 90.9 64 51.85 288 142.7 法 生産緑地地区 198 25.5 農用地 3 4.1 河川区域*3 2 2.5 5 208.74 5 211.2 3 4.1 史跡 3 4.12 3 4.1 3 4.1 小計 203 32.12 5 298.34 206 330.4 よ 条 みどりの協定 4 2.4 3 1.81 7 4.2 る 例 4 2.4 3 1.81 7 4.2 も 等 のに 小計 96 16.07 54 11.44 150 27.5 地域制緑地の重複部分				37	11.37	11	3.3	48	14.67
小計 42 16.11 11 3.3 53 19.4 施設緑地計 225 90.9 64 51.85 288 142.7 上産緑地地区 198 25.5 198 25 農用地 河川区域*3 2 2.5 5 208.74 5 211.2 史跡 3 4.12 3 4.1 小計 203 32.12 5 298.34 206 330.4 よ条 みどりの協定 4 2.4 3 1.81 7 4.2 本条 る例 根化協定 48 6.37 6 1.33 54 7 も等 のに 小計 96 16.07 54 11.44 150 27.5 地域制緑地の重複部分 地域制緑地の重複部分					2.17				2.17
世域 は と				42	16.11	11	3.3	53	19.41
接用地 89.6 0 89 15 11.44 150 27.5 15 15 15 15 15 15 15				225		64	51.85	288	142.75
世域 また	域 制 緑	もに のよ		198	25.5			198	25.5
地域 のよる 河川区域*3 2 2.5 5 208.74 5 211.2 史跡 3 4.12 3 4.1 小計 203 32.12 5 298.34 206 330.4 よ条 みどりの協定 4 2.4 3 1.81 7 4.2 る例 緑化協定 48 6.37 6 1.33 54 7 も等 自然緑地保全区域 44 7.3 45 8.3 89 15 のに 小計 96 16.07 54 11.44 150 27.5 地域制緑地の重複部分 2 2.5 5 208.74 5 211.2								0	89.6
地域 る 契跡 3 4.12 3 4.12 小計 203 32.12 5 298.34 206 330.4 よ条 みどりの協定 4 2.4 3 1.81 7 4.2 ある例 緑化協定 48 6.37 6 1.33 54 7 4.2 も等のに 自然緑地保全区域 44 7.3 45 8.3 89 15 か計 96 16.07 54 11.44 150 27.5 地域制緑地の重複部分				2	2.5	5	208.74	5	211.24
域制 小計 203 32.12 5 298.34 206 330.4 よ条 みどりの協定 4 2.4 3 1.81 7 4.2 ある例 緑化協定 48 6.37 6 1.33 54 7 も等 自然緑地保全区域 44 7.3 45 8.3 89 15 のに 小計 96 16.07 54 11.44 150 27.5 地域制緑地の重複部分 15 15 15 15 15 15				3	4.12			3	4.12
禄			• 61	203	32.12	5	298.34	206	330.46
地 も等 自然緑地保全区域 44 7.3 45 8.3 89 15 のに 小計 96 16.07 54 11.44 150 27.5 地域制緑地の重複部分 27.5		る 例 も 等	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4	2.4	3	1.81	7	4.21
のに 小計 96 16.07 54 11.44 150 27.5 地域制緑地の重複部分				48	6.37	6	1.33	54	7.7
地域制緑地の重複部分				44	7.3	45	8.3	89	15.6
				96	16.07	54	11.44	150	27.51
地域制緑地計 299 48.19 59 309.78 356 357.9									0
				299	48.19	59	309.78	356	357.97
						4	8.73	4	8.73
	緑地現況量計 *1 相模三川緑地が 市街化区域及び市街化調整区								491.99

^{*1} 相模三川緑地が、市街化区域及び市街化調整区域に跨って整備されていることから箇所数は11となる。

^{*2} 自転車歩行者専用道路が、市街化区域及び市街化調整区域に跨って整備されていることから箇所数は2となる。

^{*3} 河川について、市街化区域及び市街化調整区域に2河川が跨って流れていることから箇所数は5となる。

(3) 緑被地の現況

都市計画区域の緑被地の面積は 1,040.0ha、緑被率は 39.1%となっています。市域のおよそ半分は道路や建築物などの人工物となっていますが、市街地や住宅地において敷地の積極的な緑化が行われています。都市計画区域の緑被地を構成する緑は、農地が最も多く 20.0%、次いで樹林地等が 12.0%、草地が 7.0%の順に多くなっています。

市街化区域は都市公園などを含む樹林地等の割合が最も高いのに対し、市街化調整区域は農地の割合が最も高くなっています。

区域別緑被状況(平成30年4月1日)

		 樹林地等	草地	農地	緑被合計	区域面積	緑被率	
			,		(ha)	(ha)	(%)	
市街化区域	面積(ha)	186.3	62.7	60.5	309.5	1,440	21.5	
	区域に対する割合(%)	12.9	4.4	4.2				
市街化調整区域	面積(ha)	134.1	124.5	472.0	730.6	1,219	59.9	
	区域に対する割合(%)	11.0	10.2	38.7				
都市計画区域	面積(ha)	320.4	187.1	532.5	1,040.0	2,659	39.1	
	区域に対する割合(%)	12.0	7.0	20.0		•		

※樹林等 = 樹林・竹林地、街路樹、都市公園の植栽地、公共公益施設の植栽地、民有地の植栽地

※草 地 = 河川敷、道路・線路脇の草地、芝生や草本類が生えているグラウンド・空き地

※農 地 = 水田、畑地 (果樹園を含む)、ハウス、家庭菜園、耕作放棄地

(4) みどりの現況

都市計画区域のみどりの面積は 1,120.2ha、みどり率は 42.1%となっています。都市計画 区域のみどりに対する構成をみると、草地・農地が最も多く 64.2%、次いで民有地の植栽地 が 13.5%、樹林地が 9.2%の順に多くなっています。

市街化区域のみどりの構成は、草地・農地と民有地の植栽地がほぼ同程度の割合となっているのに対し、市街化調整区域のみどりの構成は草地・農地の割合が約8割と高くなっています。

区域別みどりの現況(平成30年4月1日)

E-3/3/07 C 3-05-70/0 (175% 3-0 1 17) I L17										
		樹林地	草地• 農地	都市 公園	公共公益 施設 の植栽地	民有地 の植栽地	水面• 水辺	みどり 合計	区域面積 (ha)	みどり率 (%)
市街化	面積(ha)	33.2	123.2	58.1	11.5	110.9	5.1	342.0	1,440	23.8
区域	みどりに対	9.7	36.0	17.0	3.4	32.4	1.5			
	する割合(%)									
市街化	面積(ha)	69.4	596.5	3.3	15.9	40.5	52.6	778.2	1,219	63.8
調整区域	みどりに対	8.9	76.7	0.4	2.0	5.2	6.8			
	する割合(%)									
都市計画	面積(ha)	102.6	719.6	61.4	27.5	151.4	57.7	1,120.2	2,659	42.1
区域	みどりに対	9.2	64.2	5.5	2.5	13.5	5.2			
	する割合(%)									

※樹林地 = 樹林・竹林地、街路樹

※草地・農地 = 河川敷、道路・線路脇の草地、芝生や草本類が生えているグラウンド・空き地、水田、畑地(果 樹園を含む)、ハウス、家庭菜園、耕作放棄地

※都市公園 = 都市公園の整備面積

※公共公益施設の植栽地 = 市役所、教育機関など公共公益施設の植栽地

※民有地の植栽地 = 住宅や事業所・工場など民有地の植栽地

※水面・水辺 = プールを除く河川や湖沼の水面部

緑被及びみどりの定義

みどり

率

横林地が占める割合 草地が占める割合 農地が占める割合 公園(都市公園)が占める割合 (公園内の緑で覆われている面積の割合) 公共公益施設の植栽地が占める割合 民有地の植栽地が占める割合 公園(都市公園)が占める割合 (公園内の緑で覆われていない面積の割合) 河川などの水面が占める割合 その他(裸地、建物などの人工物)

みどり分布現況図 小田急線 JR 相模線 相模鉄道線 み野駅 圈央自動車道 知老名駅 東名高速道路 凡例 : 樹林地 :草地・農地 : 都市公園 : 公共公益施設の植栽地 : 民有地の植栽地 : 水面・水辺 : 行政界 : 市街化区域 : JR線 : JR線以外 ==:高速道路 : 主な道路 門沢橋駅 東海道新幹線 500 1000 1500m

4 計画の達成状況

(1) 計画フレームの実績

平成29年度における都市計画区域は2,659ha、市街化区域は1,440haとなっており、いずれも計画策定時の目標値を上回っています。都市計画区域人口は、131,609人となっており、基準年である平成17年度より増加していますが、目標値より若干少なくなっています。

また、市街地人口密度は、都市計画区域人口及び市街化区域人口とも目標値を下回ったことから低くなっています。

	実績値	計画(H20策定時)							
年次	关模但 (H29)	基準値 (H17)	目標値 (H29)						
都市計画区域(ha)	2, 659	2, 648	2, 648						
市街化区域(ha)	1, 440	1, 377	1, 439						
都市計画区域人口(人)	131, 609	118, 000	135, 000						
市街化区域人口(人)	123, 366*	124, 000	129, 000						
市街地人口密度(人/ha)	85. 7	90. 1	89. 6						

計画フレームの実績

(2) 緑地の確保目標水準に対する確保状況

前回見直し時に設定した、公園・緑地等の確保目標水準に対する平成 29 年現在の確保状況 は以下のとおりです。

ア 都市公園等※の市民一人あたりの確保状況

基準年である平成17年度以降、新たに街区公園や近隣公園が整備されたことなどにより、 増加していますが、目標値には到達していない状況となっています。

※都市公園、公共施設緑地(環境施設帯、運動場、市民農園、自転車歩行者専用道路、学校、児童遊園、 公共空地、市が管理する調整池)の確保量

 平成 17 年
 平成 29 年
 平成 29 年 (目標年次)

 市民一人当たりの面積
 市民一人当たりの面積

 8. 25 m²/人 (人口約 118 千人)
 9. 37 m²/人 (人口約 132 千人)
 市民一人当たりの面積

11. 52 m²/人
(人口約 135 千人)

[※]H27 国勢調査値

イ 緑の基本計画で確保する緑地の総量※に対する確保状況

基準年である平成17年度より、施設緑地は増加しているものの目標値には到達しておらず、地域制緑地については、開発などの影響で基準年である平成17年度より減少しています。

※緑地の総量=施設緑地+地域制緑地 (-重複面積)



464.95 ha (都市計画区域面積

1, 377 ha)

491.99ha (都市計画区域面積

平成 29 年

1, 440 ha)

平成29年(目標年次)

5 2 3. 3 2 ha

(都市計画区域面積

1,439 ha)

(3) 緑被率及び区域別緑被状況

みどり率とは、都市公園、樹林地、草地、農地、公共施設の植栽地、民有地の植栽地、河川、水路等の面積が海老名市全体の面積に占める割合を示します。また、区域別緑被状況はそれら緑で覆われた区域の面積及び割合を示します。平成29年の海老名市のみどり率及び区域別緑被割合の推移は以下のとおりです。

ア 緑被率の変化

平成 17 年

市全体の緑被率 29.2%

(総面積 2,648 haのうち 774 ha)



平成 29 年

市全体の緑被率

39.1%

(総面積 2,659 haのうち 1,040 ha)

区域別緑被割合の推移

		樹林地等	草地	農地	緑被合計 (ha)	区域面積 (ha)	緑被率 (%)
H17年度	面積(ha)	137.9	15.7	620.4	774.0	2,648.0	29.2
	区域に対する割合 (%)	5.2	0.6	23.4			
H29年度	面積(ha)	320.4	187.1	532.5	1,040.0	2,659.0	39.1
	区域に対する割合	12.0	7.0	20.0			
\•/ \http://	(%)		1 0 tt +N 11k			日本此のはま	

※樹林地等 = 樹林・竹林地、街路樹、都市公園の植栽地、公共公益施設の植栽地、民有地の植栽地

※草 地 = 河川敷、道路・線路脇の草地、芝生や草本類が生えているグラウンド・空き地

※農 地 = 水田、畑地 (果樹園を含む)、ハウス、家庭菜園、耕作放棄

5 緑の課題

(1) 市の緑に関する現状と課題の整理

現状と課題

緑の現状

- ・市内の緑被率のうち樹林地、草地、農地、民有地の植栽が約9割を占めている
- ・市内の緑被率のうち都市公園、公共公益施設の植栽地が約1割に留まっている
- ・市民一人当たりの都市公園の面積は県平均、全国平均を下回っている

公園の現状

- ・官民連携による既存公園の魅力向上などの活性化策を進める必要がある
- ・社会情勢の変化、市民ニーズを踏まえ、公園の再編や機能向上を図る必要がある
- ・老朽化した公園施設の適切なメンテナンスの必要がある

市民の考え

- ・海老名の公園や森林、農地について人々は良いと感じ、市の魅力に役立っている。
- ・約9割の人々が緑の環境づくりに対して市民・NPO等が分担・協力・主体となり、 行うことが良いと考えている
- ・公園でのボール遊びなどより使いやすい地域に根付いた公園の整備



課題の整理

- ・官民連携による既存公園の魅力の向上
- ・公園の再編や機能向上
- ・公園の特性に応じた魅力の向上
- ・公園施設の適切なメンテナンス(管理・保全)
- ・公園の個性を引き出す柔軟な利用
- ・市民との協働による緑の環境づくり
- ・公共施設や民有地等の緑化の推進及び保全
- ・商業施設や居住空間の緑化推進



- ・みどりを創る (緑の創出)
- ・みどりを守る みどりの保全 水とみどりの調和 水とみどりのネットワーク
- みどりを育てる

(緑の普及・啓発)

○みどりを創る(緑の創出)

ア 官民連携による既存公園の魅の力向上

・民間参入が見込めるポテンシャルの高い都市公園において、民間活力を活用したリニューアルなどによる魅力向上の必要がある。

イ 公園の再編や機能向上

・広場が小さく利用が限られる小規模公園について、地域住民の声などによる集約や再編により、利用者のニーズに合った公園整備の必要がある。

ウ 公園の特性に応じた魅力の向上

・地形や立地を考慮した各種イベントを積極的に誘致した賑わいの創出や自然環境を活 かした、景観や生物多様性に配慮した公園の魅力向上の必要がある。

エ 公園の適切なメンテナンス (管理・保全)

・老朽化した公園施設のメンテナンスを行い安全安心な公園の利用や植栽地等が景観や 生物多様性など、求められる役割を発揮できるような維持管理の必要がある。

オ 公園の個性を引き出す柔軟な利用

・画一的な公園の整備ではなく、地域の特性や公園の個性を引き出す工夫やボール遊び など柔軟な利用に対応する必要がある。

○みどりを守る

ア 公共施設や民有地等の緑化の推進及び保全(みどりを守る)

・公園、森林、田畑について多くの市民が高評価をする一方で、市民一人当たりの都市 公園の面積などは県平均、全国平均を下回っています。地域の特性などに応じた樹林 地等の保全へ取り組む必要がある。

イ 地形を活かして一体となった河川緑地等の保全(水とみどりの調和)

・市内の湧水等をつなぐ水と緑の環境景観や水辺空間を保全することで自然とのふれあいの場の創出へ取り組む必要がある。

ウ 河川、農地等の保全によるネットワーク化(水とみどりのネットワーク)

・相模川や市内の河川及び丘陵地帯にまとまって分布する農地と緑地など、すでに存在 する緑を骨格とした、効果的な水と緑の景観を保全する必要がある。

○みどりを育てる(緑の普及・啓発)

- ア 市民との協働による緑の環境づくり
 - ・多くの市民が良好な環境づくりのための費用負担や、市民・NPO 法人などと行政との 連携について行っても良いと考えており、行政がバックアップまたは主体となり市民 と協働した緑化推進へ取り組む必要がある。

第2章 計画の基本方針と緑地・緑化の目標

1 基本理念と緑の将来像

平成30年4月現在の全市域の緑被率は39.1%です。そのうち、樹林地等の割合は12.0%と緑被に占める割合が低く、一方、農地が20.0%で田園風景を主体としたみどりの現況となっています。

このような本市のみどりの特徴を大切にし、令和2年度から始まる海老名市第五次総合計画「えびな未来創造プラン2020」との整合を図りながら、本市の将来目標である「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を目指して、つぎのような緑の将来像をイメージし、本計画の基本理念とします。

みどりに恵まれた快適環境都市えびな

-地球の環境を良くし、快適な都市空間をつくる海老名の魅力づくり-

緑の将来像では、住宅、公園、道路、河川、樹木、樹林地等の身近なみどりを保全あるいは創造していくため市民一人ひとりのみどりに対する意識の高揚、緑の保全・創造に係る実践活動、これらの活動に対する行政の支援等を組み合せることによって、地球環境に配慮した「みどりに恵まれた快適環境都市えびな」を目指す計画とします。



緑の多い公共施設(杉久保小学校)

2 基本方針

- □ 地域市民のための都市公園
- □ 官民連携による民間活力を活用した都市公園・緑地の活性化
- □ 都市公園施設などの適切な管理・保全
- □ 都市公園・緑地の魅力を引き出す柔軟な利用
- □ 市民協働などによる緑の普及・啓発活動の推進

(1) みどりを創る(緑の創出)

- ・地区の拠点となる公園の設置、既存公園の拡大や公園機能の充実を推進します。
- ・地域特性に応じた公園機能の見直しによる魅力向上を推進し、活性化を図ります。
- ・利便性や機能向上のため、小規模公園の統廃合など公園等の再編を推進します。
- ・公園の魅力を引き出す柔軟な利用による公園の活性化を推進します。
- ・長寿命化計画に基づく老朽化施設の適切な管理による改修や再整備を推進します。
- ・避難所等に指定されている都市公園等について防災機能の向上を推進します。
- ・学校など公共施設を中心に緑化を推進します。

(2) みどりを守る(緑の保全)

- ・緑と調和した市街地の形成を図るため、市街地の中の優良農地の保全を進めます。
- ・公園等の特性や樹木の特性に応じた維持管理による緑の保全を図ります。
- ・自然緑地や歴史と文化の継承されている緑地、優良な樹木などの保全を進めます。

(3) 水とみどりの調和(水辺の有効利用)

- ・美しい水辺や自然の残る河川環境を保全し、自然とのふれあいの場を創出します。
- ・相模川、鳩川及び目久尻川などの市民に親しまれてきた河川空間を活用します。
- ・湧水の保全や湧水を利用した水辺空間や公園の利用促進を図ります。

(4) 水とみどりのネットワーク

- ・主要な幹線道路の緑化により景観の保全や公園・緑地へのアクセス向上を図ります。
- ・市民が水とふれあうことのできる空間として、永池川の整備を推進します。
- ・丘陵地帯に分布する緑地等の保全を推進し、みどりのネットワーク化を推進します。

(5) みどりを育てる(緑の普及・啓発)

- ・緑化活動を推進するために市民と行政との協働活動を充実させるとともに、緑化の推進及び指導・啓発を推進します。
- ・市民が身近なみどりに関心を持ち、育てる心をはぐくんでいくように、緑地等の教育の場としての活用の促進を図ります。
- ・指定管理者等の民間活力によるイベント開催など緑の普及・啓発活動を推進します。

3 計画のフレーム

緑地の保全及び緑化の目標については、計画の前提条件となる計画対象区域、人口の見通 し等の計画フレームを設定し、目標年次に(令和11年及び令和21年)において、確保すべ き緑地及び都市公園の目標水準の算出基礎となる市域及び人口を定めるものです。

(1) 計画対象区域

計画対象区域は、海老名都市計画区域(海老名市の全域)2,659haとします。

(2) 人口の見通し

年次	平成 29 年	令和 11 年	令和 21 年		
	(2017年)	(2029年)	(2039年)		
人口	132 千人	129 千人	124 千人		

(令和11年、令和21年の人口は平成30年に社人研が行った推計値を採用しています。)

4 計画の目標水準

本計画の目標水準は、中間年次における評価、市民・事業所へのアンケート調査や社会情勢等の変化を踏まえた見直しであり、新たな目標年次(令和11年及び令和21年)において、確保すべき緑地の目標水準、都市公園等の目標水準及び都市緑化の目標を定めるものです。

(1) 緑地の確保目標水準

ア 緑地の確保目標水準

本市は、中央部に水田が広がり、これをはさむように住宅地が西側の相模川沿いの低地及び東側の丘陵地に形成され、それぞれ南北に長くのびています。また、丘陵地に畑地が南北に点在して残されており、丘陵地の斜面には本市の緑の骨格となる樹林地が分布しています。このような緑地の分布状況を勘案し、令和11年(2029年)における緑地の確保目標水準は、都市計画区域の全体について約19.85%、令和21年(2039年)においては、約20.51%を確保するものとします。

令和 11 年における	都市計画区域面積に対する緑の割合						
緑地の確保目標水準	おおむね 527.72ha 19.85%						
令和 21 年における	都市計画区域面積に対する緑の割合						
緑地の確保目標水準	おおむね 545.41ha 20.51%						

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園等の施設として整備すべき緑地の令和 21 年 (2039 年) における都市公園の整備目標は、市民一人当たり 7.50 ㎡/人とします。

このうち、基幹公園は 4.73 ㎡/人を目標とします。また、都市公園に準ずる機能をもつ公共的な緑地を含めた都市公園等の整備目標は市民一人当たり 15.14 ㎡/人とします。さらに、民間施設緑地をふくめた施設緑地全体の整備目標は市民一人当たり 16.77 ㎡/人とします。

平成 17 年 平成 29 年 令和 11 年 令和 21 年 年 次 (2017年) (2005年) (2029年) (2039年) 3.87 m²/人 4.67 m²/人 5. 27 ㎡/人 7.50 m²/人 都 市 公 園 4.73 m²/人 2.89 m²/人 3.00 m²/人 3.55 m²/人 基 幹 公 園 8. 25 m/人 9.37 m/人 12.58 ㎡/人 15.14 ㎡/人 都 市 公 園 等

■図表2-1 都市計画人口一人当たりの目標水準

なお、都市公園のうち、基幹公園の整備目標は次のとおりです。

年 次		平成1	17年(2005)	平成 2	29年(2017)	令和 1	1年(2029)	令和 21 年(2039)		
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
住区	街区公園	47	11. 47	49	12. 03	62	13. 42	64	15. 24	
基幹	近隣公園	4	6. 95	5	9. 92	6	11. 29	7	17. 42	
公園	地区公園	_	_	_	_	1	3. 7	2	8. 3	
都市 基幹 公園	運動公園	1	17. 47	1	17. 47	1	17. 52	1	17. 52	

■図表2-2 基幹公園の整備目標

(3) 都市緑化の目標

ア 民有地の緑の充実

住宅地では庭木等を植栽し、四季の花々、生き物の訪れる緑等を増やすなど、身近な生活空間において積極的な緑化による緑の充実を目指します。

街なみをつくる商業地、事業所等では、緑化空間の改善・向上を図り、訪れる人、働く人が心安らぐ緑の充実を目指します。

イ 市街化区域を重視した公園緑地の再整備

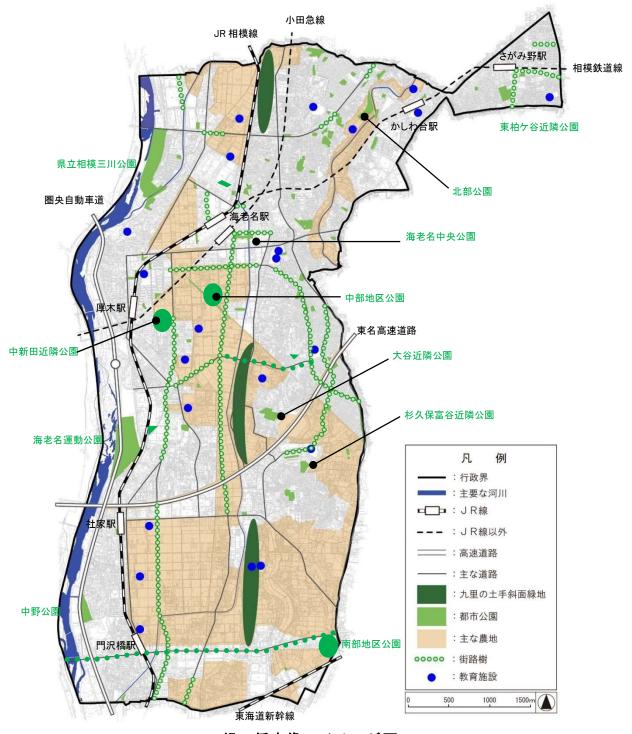
海老名市立地適正化計画との整合を図り、公園緑地の必要度の高い市街化区域内での公園緑地の再整備や樹木の適正管理等に努め、緑の充実を目指します。

ウ 幹線道路の緑化

主要な幹線道路の整備にあたり、植栽枡等の設置を進め道路空間の緑の充実を目指します。

エ 公共施設緑被率の向上

庁舎、学校等の緑を充実し、公共施設全体の緑被率の向上を目指します。



緑の将来像のイメージ図

第3章 緑地の配置計画

緑地を系統的に配置していくことが都市の緑地が有する環境保全、防災、レクリエーション、都市 景観等の諸機能を効果的に発揮させるうえで重要であることから、これらの4つの視点から総合的な 緑地の配置計画を定めます。

1 環境に係る緑地の配置計画

まとまった緑や河川等の水辺は、大気の浄化等の機能を有し、良好な都市環境を形成するうえで重要な役割を担っています。また、市街地周辺の樹林地等は、雨水の地下浸透や保水機能を有し、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和といった環境保全など多くの機能があります。

(1) 都市の自然の保全

相模川は、本市の骨格を形成する緑地として位置付け、良好な自然環境や河川景観を保全すべき区域については、自然生態系を保全し、河川特有の動植物の保護を図るよう河川管理者へ要請します。本市の北部、中部、南部にまとまって分布する農地及び丘陵地帯に残る斜面緑地は、市街地の緑の骨格を形成する緑地として保全します。

(2) 地球温暖化の防止に資する緑地の形成

都市の骨格を形成する河川、緑地等は温暖化防止に資する緑地等として保全に努めます。

(3) ビオトープ・ネットワークの保全

市内に広がる水田や畑地、樹林地などは、生物の生息の場として重要な役割を担っています。 これらについて、ビオトープ・ネットワークを形成する緑地として保全します。

(4) 都市気候の緩和

気温・湿度の調節、通風作用等に資する緑地として、相模川、目久尻川等の河川とその周辺の 農地及び市街地周辺の農地等を保全します。

また、冷涼な大気の溜まりとなる緑地として、相模川、丘陵地帯に残る樹林地等、風の通り道となる緑地として、市街地周辺の農地及び河川等を保全します。

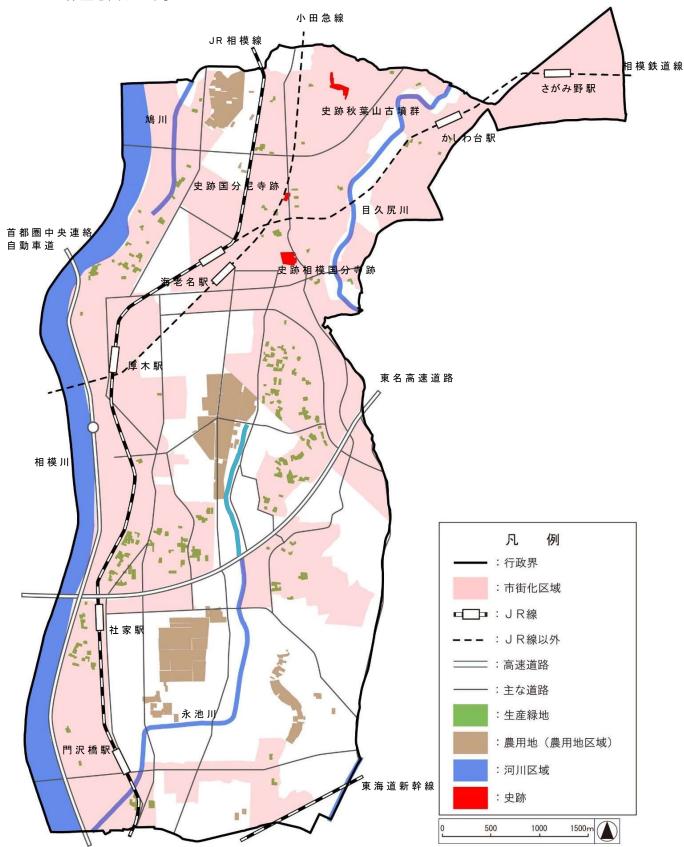
(5) 地域環境の改善

海老名駅をはじめ本市の拠点となる駅周辺(保留区域を含む)では、開発事業等に伴い、その 地区内の修景、環境改善に資する緑の保全と創出及びネットワーク化に努めます。

工業地では、地域住民に親しまれる緑地を創出するとともに、事業者による接道植栽など公開性の高い緑地の形成に努めます。

(6) 生産緑地地区

現在、指定されている生産緑地地区は、身近な自然環境の保全に資する緑地として位置付け適正に保全を図ります。



農地、河川、史跡等(法による地域制緑地)の配置図

2 防災に関する緑地の配置計画

公園・緑地、グラウンドなどのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援・復旧活動の場としての機能を有しています。

また、斜面緑地は、雨水流量の調整や斜面の崩壊を防ぐ機能を有し、街路樹や生垣は、防火帯としての機能やブロック塀による道路寸断を防止する機能を有しています。

(1) 避難地及び避難路としての緑地

- ア 災害時の広域避難場所及び一時避難地である公園、学校等を防災系統の緑地として位置付けるとともに、今後整備を進める近隣公園以上の公園を防災拠点として位置付け、防火水槽等消防・防災関連施設の設置を図ります。
- イ 市内の道路、緑道など線的に連続する緑のネットワークを緊急時の避難路として活用します。
- ウ 避難場所の植栽には、耐火性のある樹木を植栽し防災機能を向上させます。
- エ 市街化区域に存する生産緑地等農地については、一時避難地としての役割が見込まれること から保全を図ります。
- オ 緑地等の配置や都市緑化の推進は、地域防災計画等を反映して取り組むものとします。

(2) 工場地と住宅地の分離、工場緑化

工業地域、工業専用地域周辺の市街地において、都市公害の緩和の視点から緩衝機能をもった緑地を工場の周囲に配置する等、工場緑化のあり方について検討します。

また、1 ha 以上の開発において締結される県のみどりの協定についても位置付けます。

(3) 騒音・振動等の発生源の周辺の緩衝地帯

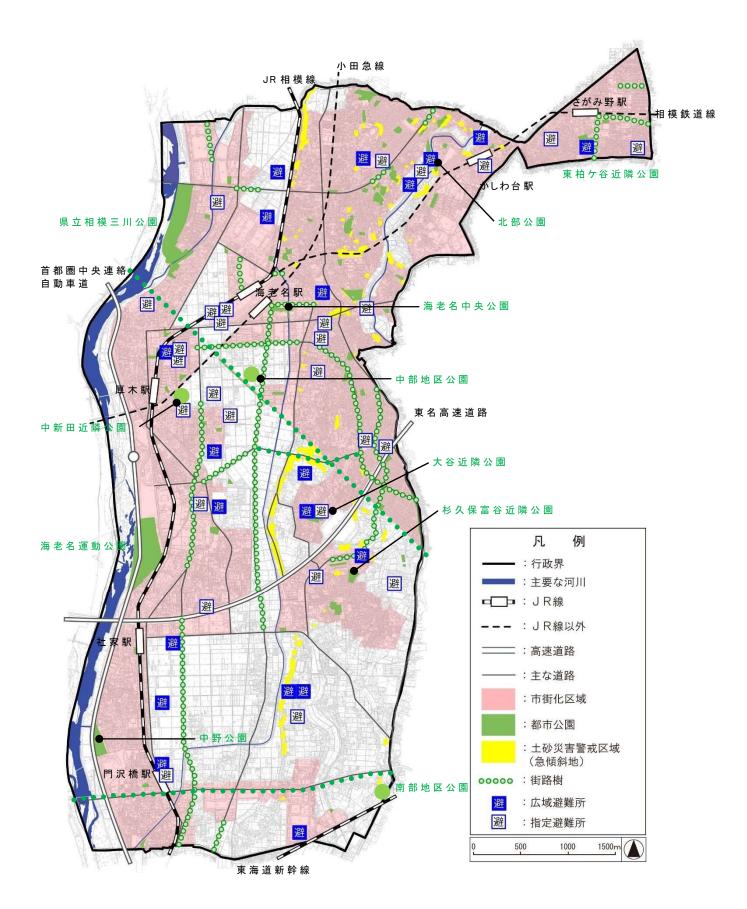
新東名高速道路の進捗に合わせ、道路事業者の協力を得て、都市公害の緩和のために環境改善 に資する緑地の配置に努めます。

(4) 崩壊等の危険性の大きい地域

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域などこれに準ずる区域の斜面緑地については、県の「急傾斜地崩壊対策事業」と整合を図りつつ、緑地の保全に努めます。

(5) 溢水被害のおそれのある地域

特定都市河川である引地川及び総合治水対策河川である目久尻川流域においては、県の総合治 水対策などと整合性を図り、保水機能を有する緑地の保全に努めます。



避難所及び都市公園等の配置計画図

22

3 レクリエーションに関する緑地の配置計画

市民が健康的な生活を営むうえで、スポーツやレクリエーションの果たす役割は増しています。公園は、運動施設や広場、遊具など複合的な機能を有しており、子どもから大人まで幅広い年齢層が楽しむことができます。

また、高齢者の健康への関心等が高まるなか、樹林地は林間レクリエーションの場、緑道はウォーキングなど健康づくりの場に、市民農園は農とのふれあいの場として貴重な空間となっています。

(1) 多様なレクリエーション需要の対処

多様なレクリエーション需要に対処するよう都市基幹公園、特殊公園及び都市緑地などの整備について、地域特性に配慮した公園づくりや機能の見直しを進めます。

(2) 都市機能の更新を予定している地区の緑地の配置

都市機能の更新を予定している等、集中的な住居あるいは利用が見込まれる地区について、まちづくり条例等に基づき適切な形態、規模の公園や緑地を配置します。

(3) 自然とのふれあいの場の形成

公有化した緑地(樹林地)を中心に緑化活動の拠点、水とみどりの環境教育の場として活用を 図り、自然とのふれあいの場づくりを進めます。

(4) 地域スポーツの振興に資する緑地

地域スポーツの振興に資する緑地としては相模川沿いの運動公園、中野多目的広場や庭球場、 相模三川公園の運動施設等がありますが、今後もスポーツ・レクリエーション振興の推進として、 スポーツ施設の見直し等による機能の充実を図ります。

(5) 福祉施設と一体型の緑地

各地域には社会福祉関連施設があり、これらの施設と一体となった緑地の保全に努めます。

(6) 水とみどりのネットワークの形成

利用効果を高めるために公園・緑地等を相互に連絡する道路の緑化や河川等の活用により、水と緑のネットワークの形成を図ります。

また、河川管理用通路などを利用した歩行者通路の保全や管理用通路の活用等による緑の配置に努め、水と緑のネットワークの形成を図ります。

4 景観に関する緑地の配置計画

相模川などの水辺や緑、公園・緑地、街路樹、住宅地や駅前の緑などは、まちの個性を演出し、うるおいや安らぎを与えています。

また、農地、社寺林、地域のシンボルとなっている大樹などの風景は、地域らしさを表している景観といえ、都市の景観形成に役立っています

(1) 郷土景観を構成する緑地

ア 本市の原風景として、農地と一体となった丘陵地の斜面緑地を保全します。

- イ 郷土景観の重要な役割をにない、地域のランドマークやシンボルマークとなる大樹や社寺林 を保全します。
- ウ 田園風景を呈する農地の保全を図ります。

(2) 歴史と文化の継承されている緑地

- ア 市内北部に位置する史跡秋葉山古墳群、清水寺公園周辺には寺社や古墳など歴史的な財産が 多く存在しており、この自然環境の保全に努めます。
- イ 大ケヤキやハルニレなど天然記念物や由緒・由来のある樹木等と周囲の緑地を保全し、良好な自然景観の保全に努めます。

(3) 地区の美観向上

- ア 地区の美観向上のため、道路整備等による残地を活用した、まちかど広場や街路樹の整備を 図り、緑の確保に努めます。
- イ 公共施設や事業所等の緑化を推進するため、屋上緑化、壁面緑化等様々な手法を用いて緑の 確保に努めます。

(4) 新市街地における緑化の推進

既成市街地の再整備や区画整理事業などによってできる新市街地においては、景観向上のため、 地区計画等の手法を活用し、計画的に緑化推進を図ります。

第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

緑地の保全及び緑化の推進のための施策は、目標を実現するための公園緑地等の整備、緑地の保全 及び都市緑化の推進のための施策の方針について示します。

また、「持続可能な開発目標(SDGs)」実現を目指す視点を踏まえた施策を推進します。



住み続けられる まちづくりを

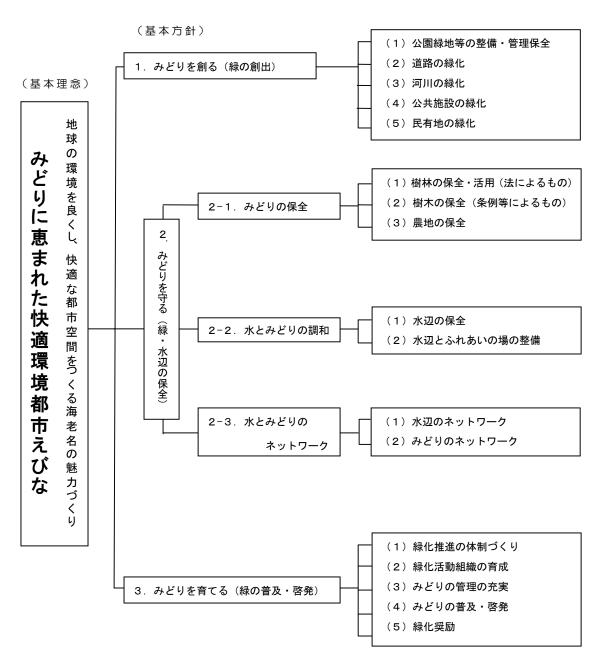


気候変動に具体的 な対策を



陸の豊かさを守ろう

(施策)



■図表4-1 施策の体系

1 みどりを創る(緑の創出)

みどりを守る施策と連繋を図りながら、市民が自然とふれあうことができる場を創出し、日常的な 散策路、教育環境、レクリエーションの場として公園・緑地を活用します。

社会情勢の変化への対応や、安全で安心できるまちづくりを念頭に都市公園等の機能の見直しなどを行い、既存ストックの保全や活性化による、地域特性を生かした緑の創出を進めます。

(1) 公園緑地等の整備・管理保全

1)都市公園

ア 都市公園の整備目標

都市公園の整備目標は次に示すとおりです。

年次		中間年(令和11年)						目標年(令和21年)							
			市街化区域			都市計画区域		市街化区域		戉	都市計画区域		域		
				整備		m²/人	整值		m²/人	整值		㎡/人	整值		㎡/人
種別				ヶ所	面積(ha)	1117 /	ヶ所	面積(ha)	111/ 人	ヶ所	面積(ha)	111/ 人	ヶ所	面積(ha)	111/ 人
		住 区	街区公園	59	13.12	1.08	62	13.42	1.04	62	15.05	1.3	64	15.24	1.23
		基 幹	近隣公園	5	8.62	0.71	6	11.29	0.87	6	9.62	0.83	7	17.42	1.41
	基幹公園	公 園	地区公園				1	3.7	0.29				2	8.3	0.67
	坐杆五函	都市基	総合公園												
			運動公園	1	17.52	1.45	1	17.52	1.35	1	17.52	1.51	1	17.52	1.42
		基幹公園	計	65	39.26	3.24	70	45.93	3.55	69	42.19	3.64	74	58.48	4.73
	動植 特殊公園 <u>歴史</u>		風致公園	1	1.23	0.1	1	1.23	0.1	1	1.23	0.11	1	1.23	0.1
			動植物園												
			歴史公園	3	0.88	0.07	3	0.88	0.07	6	6.02	0.52	6	6.02	0.49
施設緑地			墓園												
			その他												
	広場公園			3	0.32	0.03	3	0.32	0.02	3	0.32	0.03	3	0.32	0.03
	広域公園														
	緩衝緑地														
	都市緑地			9	8.4	0.69	11	18.7	1.45	52	15.28	1.32		25.58	2.07
	緑道			3	0.74	0.06	4	1.16	0.09	3	0.74	0.06	4	1.16	0.09
都市林															
	国の設置に														
	都市公園	計		84	50.83	4.19	92	68.22	5.27	134	65.78		142	92.79	
	人口(人)		121,238					115,938	· ·						
	面積	(ha)				1,440			2,659	9 1,480			2,659		

■図表4-2 都市公園の目標年次の整備目標

イ 都市公園の整備等方針

① 官民連携による都市公園の活性化

指定管理者制度や公募設置管理制度の活用を検討し、民間活力の導入によるにぎわいの創出 や既存都市公園のサービス向上など、都市公園の魅力向上に努めます。

<制度を活用した公園整備イメージ>



※公募管理設置制度の活用によるカフェ 等収益施設の設置

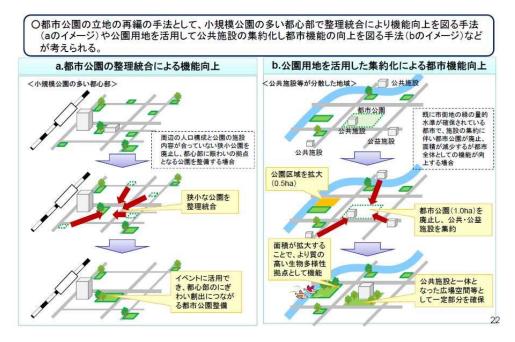
カフェ等の収益による広場、園路整備

■図表4-3 出典:国土交通省 HP

② 地域特性に配慮した公園の再編及び機能向上

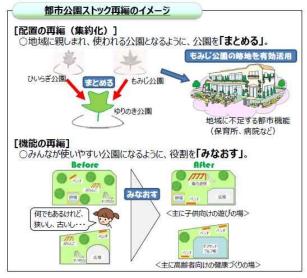
魅力の低下している小規模公園について、周辺の人口構成、利用者ニーズ等に基づいた機能 分担の整理を行い、公園の再編等、地域の活性化や都市機能の向上について検討します。

都市公園の魅力を引き出すため、地域の特性に配慮した柔軟な利用について検討します。



※小規模公園の統廃合など公園の再編及び公園用地を活用した都市機能の向上

■図表4-4 出典:国土交通省 出



■図表 4 - 5 出典: 国土交通省 HP

- ※配置の再編(集約化)による公園の 拡大及び跡地の有効活用
- ※公園機能の見直しによる魅力の向上 (地域のニーズに合った公園機能)
- ③ 都市公園等の適切な保全(公園施設の再整備等)
 - ・公園施設の長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具や公園施設の計画的な修繕や改修工事等 により、既存都市公園の活性化や安全な都市公園として管理します。
 - ・樹木管理や公園灯の LED 化により公園内を明るくすることで防犯機能を充実します。

公園施設の再整備



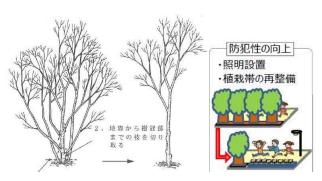
※老朽化した公園施設の改修や再整備による 都市公園の適切な管理

魅力の向上による公園の活性化

■図表4-6 出典:国土交通省 HP

④ 公園・緑地の植栽管理

樹木の特性に応じた植物の配置とするため間伐をするなど適切な管理を行います。また、創設された森林環境譲与税を活用し、緑地の保全等を行います。



※大きくなりすぎた灌木を小径木にする

※都市公園としての適切な樹木管理に よる防犯性の向上

■図表 4 - 7 出典: (一財)日本緑化センターHP

出典:国土交通省 HP

ウ 都市公園の配置方針

① 街区公園

a 配置方針

・街区公園は、市民に最も身近な公園として市街化区域(将来市街地も含む)を対象に適正 配置に努めます。また、小規模公園の統廃合などによる公園の再編を行います。

b 整備の考え方

- ・平成 30 年度現在 49 箇所 12.03ha の整備量を、令和 21 年度末までに 64 箇所 15.24ha に 拡大します。
- ・防災機能の面からは、一時避難地が不足している地域を優先して整備します。
- ・公園利用状況、基幹公園の密度など地域特性を考慮し、より良好な公園としての行政サービスの向上を目指し、公園統廃合などによる新たな公園整備を行うことを検討します。
- ・児童遊園等の機能を見直し、利活用が可能なものについて街区公園に位置付けます。

② 近隣公園

- a 配置方針
 - ・中新田地区と杉久保地区の2個所に近隣公園を設置し、7箇所に拡大します。
 - ・海老名中央公園は指定管理者制度を活用します。
- b 整備の考え方
 - ・平成 30 年度現在 5 箇所 9.92ha の整備量を、令和 21 年度末までに 7 箇所 17.42ha へ拡大します。
 - ・現在整備されている東柏ヶ谷近隣公園、海老名中央公園、大谷近隣公園、北部公園、中野公園の5箇所の近隣公園に加え、配置バランスを考慮して、中新田丸田公園と杉久保富谷公園の拡大を進めるとともに防災機能の強化等を図り、近隣公園に位置づけます。
 - ・既存の近隣公園についても長寿命化計画に基づき施設の再整備を行います。

③ 地区公園

- a 配置方針
 - ・市の中部、南部にそれぞれ1箇所配置します。
 - ・南部地区公園については、高座清掃施設組合が整備を進めている(仮称)本郷公園を位置 付けます。
- b 整備の考え方
 - ・中部地区公園・・・海老名駅周辺地区市街地整備に伴い、市役所に隣接し、防災拠点として の機能を有する公園として整備します。
 - ・南部地区公園・・・高座清掃施設組合の整備する(仮称)本郷公園を位置付けます。 令和元年度に一部開園し、令和5年度に全体を開園する計画です。

④ 運動公園

- ・海老名運動公園が17.52ha 開設しています。現状の区域内で再整備を行います。
- ・さがみグリーンラインと一体的に利用できるよう検討します。

⑤ 特殊公園

風致公園

・平成30年度現在、清水寺公園1,2haを開設しており、今後もその整備量を維持します。

⑥ 歴史公園

・平成30年度現在、4箇所2.11ha 開設しており、令和21年までに史跡地の歴史公園化について検討します。

⑦ 広場公園

・平成30年度現在、2箇所0.24ha 開設しており、都市公園等の再配置を検討し、3箇所へ拡大します。

⑧ 都市緑地

- ・平成30度現在11箇所18.7ha 開設しており、適正管理に努めます。
- ・市街化区域内で自然緑地保全区域に指定されている民有地について、令和 21 年までに都市 緑地化について検討します。
- ・樹林の急傾斜地の土砂災害に備え、安全性を高めます。
- ・森林環境譲与税などの活用による間伐や良好な樹林地の拡充により森林の質を高め、市民 の憩いの場や子どもの遊び場としての緑地を確保します。
- ・隣接する自然緑地保全区域などと共に一群の樹林地を形成している緑地については、みど りの充実について配慮します。

9 緑道

- ・平成30年度現在、3箇所0.96haを開設しています。
- ・土地区画整理事業により整備される緑道を位置づけ4箇所へ拡大します。

2) 公共施設緑地

ア 整備目標

公共施設緑地の整備目標は次に示すとおりです。

中間年(令和11年) 目標年(令和21年) 年次 都市計画区域 市街化区域 市街化区域 都市計画区域 整備量 整備量 整備量 整備量 m^{*}/人 m^{*}/人 m^{*}/人 種別 面積(ha) ヶ所 面積(ha) 面積(ha) ヶ所 面積(ha) ヶ所 児童遊園 2.94 0.24 0.28 2.94 0.25 0.29 3.58 環境施設帯 0.4 1.4 0.12 0.39 1.4 0.12 運動場等 0.63 0.05 5.76 0 3 0.45 0 0 0 市民農園 0.02 3 23 0.2 23 261 0.21 0.2 0.02 2 6 1 0.2 公共施 自転車歩行者専用道路 2 40.61 3.35 40.97 3.17 40.6 3.5 40.96 3.31 設緑地 教育施設 16.4 1.35 22 39.55 3.06 16.4 1.41 22 39.55 3.2 公共空地 6 0.02 0.02 0.05 0.27 9 0.65 0.05 6 0.27 0.65 9 調整池 0.16 0.16 0.15 0.17 63.81 64.45 154 100.12 108 151 110 5.32 7.74 5.5 94.35 7.63 人口(人) 129.339 115.938 121.238 123.685 面積(ha) 1,440 2,659 1,480 2,659

■図表4-8 目標年次における公共施設緑地の整備目標

イ 配置方針

児童遊園

・平成30年度現在、児童遊園は94箇所4.69haあります。今後は街区公園化の検討や街区公園の整備状況を勘案しながら、児童遊園の再編を検討します。

② 運動場等

- ・平成30年度現在、中野多目的広場4.62ha、下今泉、今里庭球場の庭球場2箇所0.63ha を位置づけています。令和元年度に多目的に利用できるスペースとして、中野多目的広 場の拡張を行いスポーツ・レクリエーション利用者等の利便性の向上を図ります。
- ・令和 21 年までに中野多目的広場、下今泉及び今里庭球場等運動施設の都市公園化について検討します。

③ 市民農園

・平成30年度現在、23箇所2.61ha整備されており、市民の余暇活動の多様化に応じ、 海老名市農業振興プランの事業として市民農園の整備を図ります。

④ 教育施設

・平成30年度現在、市立小中学校19箇所と県立高等学校3箇所、計39.55haを緑の拠点となる施設として位置づけています。今後は、再編計画と整合を図りながら、緑の確保に努めます。

⑤ 自転車歩行者専用道路

- ・平成30年度現在、2箇所2.97ha整備されており、令和11年にはさがみグリーンライン 整備事業における区間の拡大により40.97haの整備が完了します。
- ・整備済みのサイクリング道路及び水と花と緑のこみちについて適正管理に努めます。
- ・土地区画整理事業により整備される歩行者専用道路を新たに位置付けます。

⑥ 環境施設帯

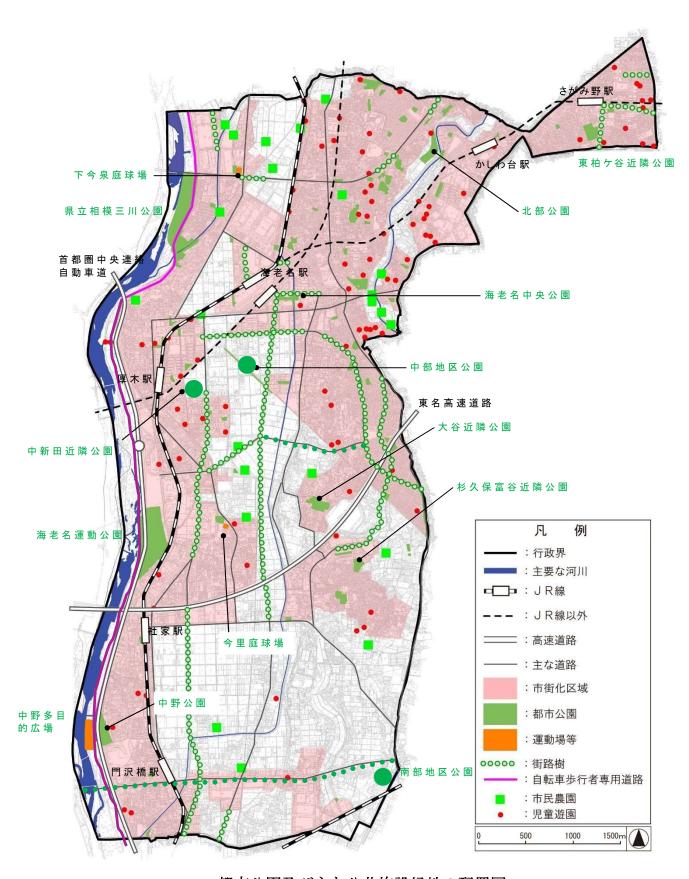
- ・平成30年度現在、東名高速道路とさがみ縦貫道路で5.0ha整備されており、今後は新東名高速道路の整備を推進します。
- ・新東名高速道路の整備において両側幅約 20m の環境施設帯を位置付けます。

⑦ 公共空地

・平成30年度現在、公共空地は10箇所0.73haあります。今後も他の公園等の整備状況を 勘案しながら、適正配置及び施設の活用について検討を進めます。

⑧ 調整池

- ・平成30年度現在、オープンスペースとして市所有の調整池5箇所2.0haが設置されており、適切な管理によりこれを維持します。
- ・土地区画整理事業により今後整備される調整池について、オープンスペースとして適切な管理を行います。



都市公園及び主な公共施設緑地の配置図

3) 民間施設緑地

ア 公開空地

平成30年度現在、市役所跡地開発地区と、東柏ケ谷地区に整備された公開空地0.61haを位置付けています。今後も中心市街地等においては、地区計画等において公開空地の創出を図ります。

イ 民間グラウンド

平成30年度現在、1箇所2.4ha整備されており、それを維持することに努めます。

ウ 社寺境内地

平成30年度現在、境内地等48箇所14.67haを位置付けています。

工 調整池

平成30年度現在、オープンスペースとして民間所有の調整池3箇所2.48haを位置付け、 それを維持することに努めます。

(2) 道路の緑化

1)整備済み道路の緑化

緑化が不十分な整備済みの幹線道路については、樹種の選択や量感のある植栽方法の導入等を 検討し、歩道植樹帯、街路樹等の再整備に努めます。

2) 緑の維持・管理

- ・街路樹としての美しさを発揮させるために全体を一定水準に維持するよう管理を行います。
- ・ 街路樹の生育空間の制約に対応した剪定を進めます。
- ・樹種に応じて雨水浸透効果の高い舗装や植栽桝の改善を図ります。
- ・定期的な点検と巡視を行います。
- ・沿道住民による病害虫等の早期発見等、管理への協力や植栽桝での花づくり等市民協働による緑化推進に取り組みます。

3) 計画道路の整備に伴う緑化

都市計画道路や幹線道路の整備にあたっては、積極的な緑化に努めます。

(3) 河川の緑化

1) 鳩川、永池川、目久尻川等の自然環境の保全・創出及び水辺の整備

- ・鳩川は、良好な自然環境の保全と整備に努めるとともに、相模川三川公園との連携を図り、地域のコミュニケーション拠点となる水辺空間の整備を図ります
- ・永池川は、河川改修を促進し治水安全度の早期向上を図るとともに、散策路の一体的整備を図ります。
- ・目久尻川は、北部公園の整備と合わせ堤内地の湧水を活用したビオトープや自然観察広場と一体となった水辺環境を創出するとともに、親水施設の整備を図ります。



鳩川と相模三川公園

2) 農業用水路の整備

・市内中央部に位置する相模川左岸農業用水路は、水と花と緑のこみちとして管理し、みどり豊かな空間の形成を図ります。

3) 湧水の保全・活用

・湧水池と周辺緑地を保全するとともに、身近な自然にふれあえる場として適切な管理に努めます。

(4)公共施設の緑化

1) 庁舎等の緑化推進

- ・緑化推進のモデル施設として、庁舎等の公共施設に対する緑化を推進します。
- ・市役所庁舎においては、緑の充実を進め、緑のカーテン等を設置するなど、市民に対して緑化 意識の普及・啓発を図ります。

2) 公共住宅等の緑化

・市営住宅の建設及び建て替えに際しては、住宅地の環境に適した緑化を行うとともに、既設住 宅の緑化を推進し、快適な居住環境を形成します。

3) 学校緑化

・次代をになう子供たちが、自然と親しみ、豊かな人間性を育むことができるよう、学校緑化は、 施設の状況に応じ、適正な管理・保全を図ります。また、小学校の校庭の一部芝生化を実施し ており、児童生徒の活動場所として、緑化の推進を図ります。

(5) 民有地の緑化

1)住宅地

みどり豊かなまちづくりを目的とした地域緑化を進めるために、緑化を推進する市民団体の緑化活動を奨励します。

2) 工場・事業所等

- ・事業所、工場等の緑化を促進します。
- ・みどりには、大気浄化、防火効果等の機能に加えて、生活環境を保全する効果があり、市内の 事業所や工場等が地域社会と一体化するために、地域住民に親しまれる緑化を奨励します。
- ・地域住民に親しまれる公開性の高い緑地への誘導を行います。

3) 中心市街地等

ア 海老名駅周辺の緑化推進

本市の中心となる海老名駅を中心に、その周辺地区の緑化を図り、多くの市民が緑にふれあうことができることを目指します。

イ 既成市街地の整備事業によるみどりづくり

防災面の向上や居住環境の改善のための既成市街地の整備にあたっては、公園・緑地の整備、 道路の緑化、公共施設の緑化を行い、総合的な緑地整備に配慮したまちづくりを推進します。

ウ 土地区画整理事業や市街地再開発事業等によるみどりづくり

土地区画整理事業等による新市街地の整備にあたっては、防災に強いまちづくりを目指すとと もに、公園用地の確保、道路の緑化を行い、新たに緑地を創出します。

エ 保留区域によるみどりづくり

市役所周辺の一般保留区域については、事業により生みだされるみどりのネットワーク化を 推進するとともに、基幹公園の整備に取り組みます。



海老名中央公園

2 みどりを守る(緑・水辺の保全)

緑と調和した市街地の形成を図るため、緑地や優良な農地を保全するとともに、都市農業としての 関心を高め、これまで存続してきた田園景観の保全に努めます。

2-1. みどりの保全

(1) 樹林の保全・活用

- ・海老名市環境保全条例に基づく自然緑地保全区域の指定促進により樹林地の保全を図ります。
- ・土地の所有者と地方公共団体等が契約を締結することで、住民が利用する市民緑地として管理 し、公開する制度(市民緑地制度:都市緑地法第55条)の活用について推進し、都市における 貴重な緑の空間の保全・創出を図ります。
- ・丘陵地帯に残る斜面緑地については、自然緑地保全区域の指定により保全を図り、長期目標と して、市街化区域内については都市緑地に指定するなど、将来的にも担保される緑地としての 保全を推進します。
- ・森林環境譲与税を活用することにより、樹林を保全します。

(2) 樹木の保全

・郷土景観の重要な役割をになう大木は、海老名市環境保全条例に基づく保存樹木等の指定によ り保全していきます。

(3) 農地の保全

- ・市街化区域の農地は、平成30年度末現在、24.70haを生産緑地地区に指定しています。市街地の中の貴重な緑として保全に努めます。
- ・農振農用地を中心に、市街化調整区域の優良農地は、防災、緑地効果等多様な機能を有すること から保全に努めます。

2-2水とみどりの調和

(1) 水辺の保全

- ・相模川の水面及び高水敷は、海老名市の重要な緑の骨格として、河川法に基づく有効な緑地空間として保全します。
- ・河川のそれぞれの区間の特性に応じて、自然保全ゾーン、自然利用ゾーン、施設利用ゾーン、 整備自然ゾーンなどにゾーン分けし、豊かな自然環境を活かした利用を行います。
- ・鳩川、永池川、目久尻川についても、河川法に基づく有効な緑地空間として、水辺の保全を行います。

(2) 水辺とふれあいの場の整備

・水辺空間を保全し、自然とのふれあいの場を創出するとともに、相模川、鳩川及び目久尻川な どの市民に親しまれてきた河川空間を活用します。

2-3水とみどりのネットワーク

(1) 水辺のネットワーク

- ・鳩川、目久尻川の水辺空間と周辺緑のネットワークについて保全を図ります。
- ・永池川についても市民に親しまれる水辺空間の整備を推進し、ネットワーク化を図ります。
- ・河川、水路等、市民に親しまれる水辺空間のネットワーク化を図ります。

(2) みどりのネットワーク

・街路樹や公園緑地などのみどりをつなぐネットワーク化を図ります。

(3) ふるさとの道ネットワーク

・斜面緑地、公園や神社・寺院などのふるさとのみどりをつなぐネットワーク化を図ります。



令和元年度 花とみどりの写真コンクール 入選作品「水辺」(水と花と緑のこみち)



令和元年度 花とみどりの写真コンクール(中学生以下の部) 入選作品「大樹」(相模国分寺跡)

3 みどりを育てる(緑の普及・啓発)

緑化活動を推進するために市民と行政との協働を充実させるとともに、事業所における緑化の推進 及び指導・啓発を図ります。

(1) 緑化推進の体制づくり

- ・市民との緑化活動の協働を推進します。
- ・まちづくり条例に基づき、開発が行われた際の高木、中木、低木の植樹本数と緑化面積を確保 し、緑化による快適な市民生活の確保に努めます。
- ・緑の保全に係わる事業及び緑化の推進を図る事業を推進するため、その財源となる基金等について充実を図ります。

(2) 緑化活動組織の育成

ア みどりの活動団体の設置及び育成

身近な公園等を地区住民が自主的に維持・管理することや、緑化を推進するための市民団体の 育成を目指します。

イ 管理ボランティアの育成

- ・身近な街区公園等の管理は自治会による「ボランティア」を推進します。
- ・その他公園緑地等については、市民有志により管理を行う「ボランティア」を推進します。

(3) みどりの管理の充実

ア 保存樹木や保全区域の管理助成

海老名市環境保全条例に基づき指定された自然緑地保存樹木や自然緑地保全区域については、 市民の貴重な財産であり、管理費の助成等を行います。

イ 公共緑地の管理体制の確立

公園、緑地、街路樹や緑地内の花壇などの植物は、定期的な管理が重要です。そのため、各所管部局の管理体制を整備するとともに、地域住民の手によりみどりを育てる体制を確立することに努めます。

ウ 里山保全の市民ボランティアの支援・育成

里山保全の市民ボランティアは、すでに市内の森林保全に大きく寄与しており、市は用具貸し出しなどの支援をしています。県の「里地里山保全団体支援制度」と整合をはかりつつ、ボランティアの育成・支援を強化していきます。

(4) みどりの普及・啓発

ア みどりの普及・啓発の推進

- ・小学生を対象に緑化ポスターコンクール、里山体験や植樹などみどりの普及・啓発活動を推進します。
- ・子供から大人まで市民を対象とし、身近なみどりに関心を持つことができるように、みどり に関する写真コンクールなどの啓発活動を推進します。

イ みどりいっぱい運動の推進

緑化推進を市民にアピールするために、市民の目に触れやすい箇所を利用して花などの植 栽を通してみどりの普及・啓発を推進します。



令和元年度

緑化ポスターコンクール入選作品

(5) 緑化奨励

ア 公共施設の緑化奨励

地域住民が行う公園等公共施設の美化活動に合わせ、地域住民による花とみどりなどの植栽活動を奨励するとともに、市で緑化資材の提供を行うなど支援活動を展開します。

イ 市民による公共用地への花壇等設置管理支援

公共用地への市民による花壇などの設置管理について制度の充実を図り、花壇等の設置を促進するとともに、より効果的な活動にするための支援を行います。



地域緑化団体により植えられた芝桜